

令和元年 6 月定例会 総務文教常任委員会記録

令和元年 6 月 21 日（金）

令和元年 6 月 24 日（月）

令和元年 6 月 25 日（火）

令和元年 6 月 26 日（水）

場所：鳥栖市議会 第 1 委員会室

目 次

令和元年 6 月 21 日（金）	7 頁
令和元年 6 月 24 日（月）	51 頁
令和元年 6 月 25 日（火）	117 頁
令和元年 6 月 26 日（水）	133 頁

令和元年6月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	6月21日（金）	<p>審査日程決定</p> <p>議案審査（総務部） 議案乙第15号、議案甲第31号、議案甲第32号、 議案乙第33号 〔説明、質疑〕</p> <p>陳 情 陳 情第5号 〔協議〕</p>
第2日	6月24日（月）	<p>議案審査（企画政策部） 議案乙第15号 〔説明、質疑〕</p> <p>報 告（企画政策部総合政策課） 第6次鳥栖市総合計画後期基本計画の見直し 令和元年度事務事業個票の見直し 第6次鳥栖市総合計画後期基本計画における財政見直し 〔報告、質疑〕</p> <p>議案審査（教育委員会事務局） 議案乙第15号、議案甲第36号 〔説明、質疑〕</p> <p>新庁舎について 〔報告、質疑〕</p>

日次	月日	摘要
第3日	6月25日(火)	<p>現地視察</p> <p>鳥栖市浄水場</p> <p>鳥栖西中学校</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p>議案乙第15号、議案甲第31号、議案甲第32号、 議案甲第33号、議案甲第36号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p>
第4日	6月26日(水)	<p>新庁舎について</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p>

6 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和元年6月21日付託]

- | | | |
|---------|--|------|
| 議案甲第31号 | 鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第32号 | 鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第33号 | 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例 | [否決] |
| 議案甲第36号 | 工事請負契約の締結について | [可決] |
| 議案乙第15号 | 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号) | [可決] |

[令和元年6月25日 委員会議決]

2 報 告

第6次鳥栖市総合計画後期基本計画の見直し(企画政策部総合政策課)

令和元年度事務事業個票の見直し(企画政策部総合政策課)

第6次鳥栖市総合計画後期基本計画における財政見通し(企画政策部総合政策課)

3 陳 情

- | | | |
|--------|-----|------|
| 陳 情第5号 | 要望書 | [協議] |
|--------|-----|------|

令和元年6月21日（金）

1 出席委員氏名

委員長	中村直人	委員	飛松妙子
副委員長	西依義規	〃	竹下繁己
委員	齊藤正治	〃	松隈清之
〃	尼寺省悟		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

市長	橋本康志
総務部 長	野田 寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	実本和彦
総務課 庶務 防災係 長	古賀庸介
総務課長補佐兼文書法制係 長	江下 剛
総務課長補佐兼職員係 長	山本英規
財政課 長	姉川勝之
財政課 財政係 長	秋山政樹
総務部次長兼契約管財課 長	三橋和之
産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事	萩原有高
庁舎建設課 長	古澤哲也
庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係 長	田中秀信
会計管理者兼出納室 長	吉田秀利
議会事務局 長	緒方心一
議会事務局次長兼庶務係 長	橋本千春
議会事務局議事調査係 長	横尾光晴
選挙管理委員会事務局次 長	廣重浩三
監査委員事務局 長	古賀和教

企 画 政 策 部 長	石 丸 健 一
総 合 政 策 課 長 兼 ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 推 進 室 長	鹿 毛 晃 之
企 画 政 策 部 次 長 兼 ま ち づ く り 推 進 課 長	藤 川 博 一
情 報 政 策 課 長	野 下 隆 寛
教 育 長	天 野 昌 明
教 育 次 長	白 水 隆 弘
教 育 総 務 課 長	古 賀 達 也
学 校 教 育 課 長	中 島 達 也
生 涯 学 習 課 長 兼 図 書 館 長	松 隈 義 和

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 審査日程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案甲第31号 鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例

議案甲第32号 鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

議案甲第33号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

陳 情

陳 情 第 5 号 要望書

〔協議〕

6 傍聴者

5人

7 その他

なし

もし、なければ現地視察を行わずに、自由討議、総括、採決とすることで行っていきたい
と思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、現地視察は以上のとおりとさせていただきます。

それでは、総務部の準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時8分休憩

oo

午前11時9分開議

中村直人委員長

再開いたします。

oo

総務部

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

中村直人委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係の議案は、議案乙第15号、議案甲第31号から議案甲第33号の4議案であります。

それでは、議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）を議題といたしま
す。

ファイルについては、01（総務部）一般会計補正予算と02（総務部）委員会参考資料にな
ります。

それでは、執行部の説明を求めます。

姉川勝之財政課長

おはようございます。

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）中、総務部関係について説
明をさせていただきます。

なお、説明は配付させていただいております総務文教常任委員会資料及び参考資料により行うことといたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、総務文教常任委員会資料2ページをお願いいたします。

令和元年度6月補正予算概要として、歳入について説明させていただきます。

2ページ目、1段目でございます款20繰入金、項1基金繰入金、目4財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金につきましては、6月補正の財源調整のため7億5,623万2,000円の繰り入れを行うものでございます。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料2ページにも記載をしておりますが、財政調整基金の令和元年度6月補正後の現在高につきましては約27億円となる予定でございます。

以上でございます。

緒方心一議会事務局長

次に、款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、タブレット通信費雑入の減額につきましては、欠員となりました議員1名分に係る減額補正でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

同じく、節4雑入のコミュニティ助成金200万円は、一般社団法人自治総合センターから原町防災会への補助採択分の助成金として受け入れるものでございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、款の23市債、項の1市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することといたしておりますが、一括して御報告させていただきます。

まず、目の2土木債、節1道路橋梁債8,600万円につきましては、道路改良事業に係る国の交付金の採択内示に伴うものでございます。

次に、節2都市計画債1億4,640万円につきましては、公園整備事業に係ります国の交付金の採択内示に伴うものでございます。

次に、節の3住宅債6,240万円につきましても、公営住宅改善事業に係ります国の交付金の採択内示に伴うものでございます。

次に、目3消防債、節1消防債4,400万円につきましては、コミュニティ無線の改修事業に係るものでございます。

次に、説明資料3ページをお願いいたします。

目4教育債、節1中学校債4,630万円の減額につきましては、鳥栖西中学校大規模改造事業

の交付金採択内示がありましたことから、それに伴うものでございます。

次に、目6民生債、節1社会福祉債1億2,150万円につきましては、社会福祉会館改修事業に係るものでございます。

次に、節2児童福祉債3,300万円につきましては、白鳩園の改修事業に係るものでございます。

歳入については、以上でございます。

緒方心一議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をいたします。

総務文教常任委員会資料3ページ、予算書では23ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費でございますが、節1報酬から節4共済費まで及び節9旅費、並びに節19負担金、補助及び交付金の政務活動費交付金につきましては、欠員となりました議員1名分に係る減額補正をお願いいたしております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、4ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節11需用費509万3,000円は、基準に準拠しなくなった消防団活動服の更新のための経費でございます。

目3消防施設費、節15工事請負費270万円は、老朽化する消防格納庫のうち、2カ所の営繕工事のための経費でございます。

目4防災費、節11需用費500万円は、災害時の情報伝達手段の充実を図るため、防災ラジオを購入する経費でございます。

節13委託料4,706万5,000円は、防災ラジオ導入に伴う環境整備に要するものやコミュニティ無線改修に要する委託料でございます。

節19負担金、補助及び交付金250万円は、歳入のほうで御説明しました原町防災会への助成金を補助するものでございます。

以上で、一般会計補正予算（第1号）の総務部関係分の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

すいません、ただいま御説明いただきました4ページのコミュニティ無線改修委託料を、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

コミュニティ無線につきましては、その親機を市役所、副機を消防署に備えておりまして、市内28カ所の防災の、いわゆるスピーカーから防災情報を流すためのシステムということになります。

このシステムは、ちょうど8年前ぐらいに導入をいたしまして、そのシステムのOSがWindowsのXPでございまして、大変古くなっております。

ことしに入りまして、放送が途中でとまったりとかっていう事象がございまして、その都度修繕等を行ってございましたけれども、連絡体制に支障があってはいけないので、今回更新をお願いするものでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

済みません、もう一回、幾つ設置されているのかと、あと今までの、この無線を使つてのやりとりで、どのような効果があったかとか、何かこういうところでまずかったとか、何かそういうのがあれば教えていただければと思うんですが。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

箇所につきましては、市内28カ所でございます。

これは、例えば地震速報であったりとか、気象特別警報、あと土砂災害の警報について放送するもので、外部スピーカーで地域の住民の皆様はその警報が発令されたということをお知らせするシステムでございます。

それで、支障があったというのは、これ地区によっては定時放送といって、夕方に音楽を流したりということ、地元からの要請で流したりしているところもございまして、それが鳴らないということがありまして、それはことしに入ってからだったと思いますが、そういったこともあって改修、点検を行ってきたんですが、やはり、もうそのシステム自体が古くなってきて、なかなかその改修のほうもうまくいかないということもありまして、更新ということをお願いをしております。

以上でございます。

飛松妙子委員

災害時には、大変役に立つことだと思います。

私、真木町に住んでいて、真木町にもスピーカーがあって、町区で使っているのがそれに当たるのか、それとも、そうではなくて危険が多い箇所、28カ所に設置をされているのか、そこも教えてもらっていいですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

多分、今、委員がおっしゃっているまちで使われているっていうのは、まちに備えつけてある町内放送のシステムだろうと思います。

このコミュニティ無線については、市内の災害が起きやすい箇所について備えつけをしている状況でございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

それでは、今、設置されているところで、災害の危険箇所を把握しているというか、そういう放送をもとに地域住民の皆様きちんと情報が伝達できるっていうところで、こちらのほうは解釈してもよろしいでしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その情報手段の一つとして、コミュニティ無線については、非常に有用な手段の一つだと思っております。

ただ、例えば大雨が降りまして、大雨が降りますと家の窓とかも完全に閉め切ります。最近の家は密閉で防音もありますので、大雨の音とその密閉度で、なかなか声が聞こえないというようなことも上がっております。

そういったものもございまして、今、伝達手段の多様化というのを図ってございまして、今回防災ラジオのほうも上げさせていただいておりますけれども、その手段の種類をふやすと。皆さんにお知らせを、できる限りいろんな手段でやるということを目指しております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

防災ラジオというところも出てきましたので、そういうこともあって導入されるっていうことがわかりました。あとは、この防災ラジオを導入した後に、地域住民の皆様の使い方ですね。きちんと活用できているかどうか、防災につながっていくのではないかなと思いますので、またそのあたりのところは、導入後よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

松隈清之委員

今回、財政調整基金から繰り入れされていますけど、大体、財源の年度間調整で入るところもあるんですけど、今回ちょっと額が多い気がするんですけどよね。

それって、やっぱり土壌汚染対策で2億6,000万円ぐらい上がっているんですけど、そういう通常ないような負担が出てきたんで基金取り崩しみたいな形になっていると思っていいですか。

姉川勝之財政課長

今回、6月補正予算で約7億5,000万円程度の繰り入れをさせていただいております。それで、今回当初予算におきましてが市長改選期ということもございまして、政策的経費等々につきましてが保留というふうな形になっておりました関係上、当初予算時に財政調整基金のほうに、逆に4億5,000万円程度積み立てをしておりました。

通常であれば、当初の段階で必要な部分についての財政調整基金の繰り入れを逆行しているところが普通ではあるんですが、市長改選期ということもございまして、逆に積み立てを4億5,000万円行っていたと。

差額の部分につきましてが、今議員のほうがおっしゃっていらっしゃる、そういう環境対策課のほうでの土壌調査、そういったものにかかる費用というのが必要になりましたので、財源調整として財政調整基金から繰り入れたものでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

その土壌汚染の対策については、今後また来年も、見込みでは2億円程度見込まれてますよね。見込まれているんですよ、総合計画の中ではね。

それで、それはまだ調査費の段階なんで、また今後対策費が出てくるじゃないですか。特に、恐らくこれ起債とか対象にならないんですよ——わからんけれども。

ただ、相当の金額になってくればね、これまで一定の水準で財政調整基金を維持していくとか、その段階まで積み増していこうっていう話もあったんだけど、場合によっちゃそこ、大分取り崩さないかんようなケースが出てくると想定をしておいたほうがいいですか。

姉川勝之財政課長

まず、今回の土壌対策に係りまして、議会のほうでも御質問をいただいております。

どういった対策に今後なっていくのかというのは、まずその土壌調査のほうを行った後、県のほうに区域指定のほうをした後で、必要な対策のほうについて検討していかなければならないと。議員のほうがおっしゃったように、対策の工事の種類によっては、起債のほうも使えないというような対策もございます。

実際、最終的にその事業内容が固まった段階で、まず起債対象になるのかどうかの確認も含めてしていかなければならないとは思いますが、どういった対応をとっていくかっていうところが決まってない段階において財政調整基金として、ある一定程度の積み立て等を備え

ておかなければいけないのではないかというふうな考えは持っているところでございます。

松隈清之委員

イレギュラーな支出ですよ。幾らになるかわからんけれども、場合によってはあんまりかからんかもしれんけれども、かかるかもしれない。

今回の答弁でも幾らになるかわからんっていう話なんで、本来であれば、それこそ別のことに使えるお金ですたいね。何らかの事業をしようと思ったときに、そこに充てこんだり調整したりする部分。

要は、このことでほかに影響する、ほかの事業に。可能性としてはないですか。

姉川勝之財政課長

正直、現状どういう対策になっていくのかというふうなところが不明な状況でございますので、仮定の状況の中で、どういった影響が出るかというところについて、ちょっとなかなか、まだ申し上げられるような状況にはないというような状況でございます。

以上でございます。

松隈清之委員

恐らくそれは、可能性はあるんだと思うんですよ、あまりかからないことを期待しますけれども。

それから、先ほど防災ラジオの導入ということで、環境整備等っていうことでしたけれども、先ほど言われたように、緊急的にね、そういう情報を出すっていうことで、先ほど言われたように、スピーカーでのやつもいかんかもしれん、防災ラジオも置いとるけれども、防災ラジオがすぐね、あればいいけれども、それこそどっかになおし込んだとか——防災ラジオってどういう使い方するんですかね。

すっげえでかい音が流れて、わあっつってからすぐ、絶対気づくような機能があるんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

防災ラジオというものは、私どもが導入をしようとしておりますのは、ラジオが6局選べる物でございます。1局しか選べない物もあります。

1局しか鳴らない物もあるんですが、ふだん使いとして6局選択することができる物を導入します。

ふだん使っていただいております、その御家庭の状況に応じてボリュームは多分設定をされると思うんですが、緊急信号が送られてまして、ドリームスエフエムからの緊急信号が流れますとドリームスエフエムに局が強制的に切りかわります。そして、ボリュームは最大ボリュームで放送が流れるようになっております。

以上でございます。

松隈清之委員

それは、じゃ電源を入れとけばって話ですね、もちろん。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

そうです。電源がなければいけません。

通常、コンセントを差していただければ、全然問題ございません。コンセントを抜いても蓄電池がございますので、しばらくの間は大丈夫でございます。

ただし、おっしゃるように、抜いてそのままほったらかして、蓄電池の電気もなければ起動いたしません。

以上です。

松隈清之委員

いろんな手段を考えられるっていうのは、もちろんそうであるべきだろうと思うし。

ただ、これはできるかどうかわかんないんだけど、例えば携帯電話に、そのときになったら、携帯電話持っていればなんですけど、大体持っていれば電源が入ってないことってあんまないじゃないですか。

そういうところに流せるような仕組みとかね、その設備がなくてですよ。そんな大げさな設備がなくても、できるようなことがあるならばそういった研究もされたらどうかなと思います。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

飛松妙子委員

済みません、その上の消防団格納庫営繕工事費の2カ所が、どこの場所なのかを教えてください。

あと、自主防災組織の補助金のところで50万円上がっているんですが、現在55町区で73%というところで、今回の議会でも一般質問がございましたが、今後どのようにしたらこれがふやしていけるのか、そのお考えをお聞かせいただければと思います。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

まず、消防団格納庫の工事の分ですが、1カ所目が第3分団の第2部、神辺町の高速道路の下にある小屋でございます。もう一つが、第4分団本部、これは麓小学校の東側にあるものでございます。

それで、自主防災組織について、どうやってふやしていくのかということでございます。我々担当としましては、あくまで町区に御理解をいただかないと進んでいきませんので、い

ろんな機会を捉えて区長さんたちとお話をさせていただいたりしております。

それとは別に、防災講話とか、町のほうから依頼されて、うちのほうから出前講座なんかをしたりいたしますので、そういったときにそういった組織の必要性なんかもあわせてお伝えをさせていただいております。

こういう補助制度というようなものも受けられますよ、というようなお話は、当然情報としてお伝えをしていくことになります。

以上でございます。

飛松妙子委員

あと20町区をどうやって結成していくかっていうところで、町が何に一番困っていると分析をされていらっしゃいますか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

そもそも町区自体も、それぞれの成り立ちといったものもあったり、新しい方が入ってくるような町であったりとかその規模が大きかったりとかっていうことで、なかなか取りまとめというか、意思統一というか、そういったもの、住民皆さんの合意形成みたいなものが一つハードルになるのかなというふうに感じております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ちょっと、いまいち見えない部分もあるんですが、例えば2町区合同での自主防災組織というものができるとかどうかと、あと、例えば職員の方が入って、各町区の防災組織ができるまでは支援をしていけば何とか防災組織ができていけるとか。

この、20町区結成されていない中で、2町区が災害のある場所、前回の7月の豪雨災害のときに災害があったところで、2町区がまだできていないという御答弁があったと思うんですね。

だから、一番結成を急がなくちゃいけないのは、多分その2町区かなと思ってるんですね。

そういったときに、災害が起こったときに、市としてその町区をどうフォローできるのかとか、その辺が、お考えがないと、もう任せっきりになってしまうのかなっていうところもありますので、どのようにお考えでしょうか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

飛松議員の御質問にお答えします。

まず、先ほど課長が申しましたように、今回の自主防災組織の、ちょっと通称ですけど、継続補助といたしますか、今立ち上げている自治会、町区に対して囑託員会で機会をいただき

まして、議題としてこの制度の御案内をさせていただきます。その際に、立ち上げをしてない町区についても、当然、呼びかけをしてみたいと思います。

それで、先ほど飛松議員から言われたような、御指摘いただきましたような大きな町によって支障がやっぱりあるということで、今、課長がお答えさせていただいたような町区の町域が広いとか字がたくさんありますとか、そういった合意形成っていうのが難しいんだろなっていうところもありますので、そこは丁寧な説明をするだけでなくて丁寧な聞き取りを嘱託員会だけじゃなくて、区長さんに直接、特に2町区に対してはしてみたいと考えています。

あと、伊藤議員からも一般質問のときに御提案いただきましたような、今までは防災講話も、立ち上げた自主防災組織に対して基本的に行うということでしたが、立ち上げをしていただくための、町民の方向けの講話っていうのもしていきたいなと思っていますので、そういった呼びかけを嘱託員会などの機会をいただきながらしてみたいまして、2町区のみならずあと20町区ほどございますので、そういったところには積極的に呼びかけをしてみたいと思っています。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

去年の7月の豪雨災害からもう1年がたって、池田議員からもありましたようにさまざま、皆様の不安のお声が、けさも子供の見守りをしていたときに、降らないですよねと、去年みたいなことがあったら怖いですよねと。

そこは、真木町の方だったので、川からの冠水があった場所でもあるんですが、特に山手の方はもっと怖い思いをされるのではないかなと思っていますので、町域が、まちの範囲が広いというのであれば、その範囲を2つに分けるとかいうことも、ちょっと考えたりとかですね。

どうやったら、防災組織——防災組織とまで言わなくてもここに逃げようよとか、この人たちの手助けはこうしようとか、そういう話し合いでも、何かできるようなことが、ぜひとも取り組んでいただきたいなと思っていますので、ぜひとも後押しをお願いしたいと思います。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

西依義規委員

私も、消防団格納庫の営繕工事費についてですけど、公共施設の中長期がありますね、保全計画が。そこで、ちゃんと丸がついてるんです、この平成31年度に神辺町と山浦町やりますと。

けど、見たら、僕はてっきり建てかえかなと思ったんですよね。あれ木造ですよ。

木造を保全というか営繕するのに、今回は小規模な営繕でしょうけど、今後、例えば昭和59年と54年って書いてあったんです、建った年。山浦のほうが古かったんですけど。

木造を、やっぱり40年も使って、それを大事に使う方向なのか、それとも建てかえるってことはあるのかどうか、お尋ねします。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今回の営繕工事については、今おっしゃってるように、計画年次と合致はしておりますが、今回はあくまで営繕、修繕ということでございまして、また使っただきながら、今後のことについては団のほうとも十分話をさせていただきたいと考えております。

今回は、あくまで営繕でございます。

以上でございます。

西依義規委員

ということは、あの丸がたまたま一緒になっただけであって、あの丸は建てかえと思っただいいですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

あくまで、保全計画の丸は、あれは営繕、修繕の丸でございまして、また建てかえと違ってこの計画ではないという状況でございます。

西依義規委員

じゃあ、今回の270万円で持続可能というか、もう将来的に使えるようにまで修理するよう額じゃないやないですか。何かが故障したぐらいのレベルであって。

本当にこれで終わりなのかをちょっと心配して、これで終わって、違う分団とかまたやりますじゃなくて、これは、ただの緊急な修繕であって保全計画の営繕ではないんですよ、を聞きたいんです。

古賀庸介総務課庶務防災係長

西依議員の御質問にお答えします。

今回、御指摘いただいております消防格納庫の営繕工事ですけれども、課長が申しましたとおり、消防団員が今使用する上で支障があるもの、具体的には第3分団第2部については、格納庫シャッターの上下の閉まりができにくくなっている、シャッターを交換しないとイケない。

それから、第4分団本部に関しましては、屋根の裏についてちょっと爆裂等ございましたので、そういった修繕、手を入れないと屋根について漏水する可能性が今後ありますので、あくまで団員が今使用することにおいて支障があるものについて営繕工事を行うとしていきます。

ただ、公共施設の中長期保全計画の建設年次というのは、当然意識をして、今悪いところについては、そういった手を入れて、今支障があるものの改善っていうのはさせていただこうということで、年次については、ちょうど公共施設中長期計画どおりの年次ということになります。

今回、予算の提案をさせていただく前に消防団長のほうともお話をさせていただいておりますが、まだ消防団全体の意見というのがまとまっておりませんが、本部でありますとか支部でありますとか、今後そういった施設とかポンプ車もございますが、そういったものの統合といいますか、そういったものもどうしていくのかっていうのを今後話し合っていくって、そういった考え方がまとまっていきましたら、事務局と消防団のほうで、まとまっていきましたらそういった大規模改修工事の段階になるのかなっていうふうには思っております。今の段階では、営繕工事ということでございます。

以上でございます。

西依義規委員

いや、せっかくこれ、保全計画を出していただいて、例えば消防団員の方々に、うちんところはえらい古かけんって言われたときには、いや、ちょっと待ってください、ちゃんと市も計画立てて順番に改築していますから、で納得していただいているんですよ、多分。

だから、山浦とか神辺がこれぐらいの修繕で終わってしまうとほかのところも、今、機械も無茶苦茶いいのがどんどん入っているやないですか、けど、建物はまあまあ古いんで。その辺も、せっかく消防団員の方々も、もうまあまあ夏も暑いときにされていますんで、ぜひ山浦とか神辺からしっかりしていかなとほかに回ってこんとですよ。

地元の竹下議員もいらっしゃるんで、あんまり出過ぎた意見は言いにくいですけど、ぜひよろしくをお願いします。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

それでは質疑を終わります。

こういう時間だから、休憩して、午後1時10分から再開をいたします。

暫時休憩いたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

今、改正する理由として、産業経済部が4年前と比べて、味坂スマートインターチェンジとか農地法、新産業集積エリアに絡む、などさまざまな業務がふえたので、それに対応するために組織を分割すると、そういうふうに言われたわけですね。

それで、まず聞きたいのは、結果として、今まで産業経済部が、5課10係だったのが経済部が2課4係、建設部が3課2室、11係になるということなんですけれども。課長さんと係長さんはどうか変わるんですかね。ふえるんですかね、同じなんですよね。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

新しい組織になりますと、今、まちづくり推進課が、今度建設部のほうに移ってまいりまして、それが都市計画課というふうに考えております。

その都市計画課のほうに、今の建設課、維持管理課から幾つか業務が移りまして、移った後、軽減されたその2課を合体するというので、そこでは課長の数が1人減ります。

それで、部が1つふえますので、部長は1人ふえることになります。係長は変わりません。

尼寺省悟委員

職員数はいかがですか。

減るんですか、減らないんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

全体の職員数はわかりません。

尼寺省悟委員

今の話じゃ、課長が1人減って係長は変わらないで、全体の職員はかわらんということやったですね。

さまざまな業務がふえて、それに対応するというんやけれどもね、結局、今度の改編というのは、部長さんが1人おって100やりよったと。大変だから、目が行き届かないから2つに分けて、50見るようになった、それだけなんでしょう。

だから、私としてはね、何か一般質問で藤田議員も言ったけれども、実際、担当する職員の数には変わらんわけよね。

だから、それで対応できるんかと。単純に、今度の改編っちゅうのは、部長さんがこんだけ見よったのをね、大変だったからこうするだけ。あとの現場のね、課長さんも係長さんも職員も何らかわらんわけでしょう。業務の量は変わらんわけですよ。

それでね、一番最初言われた、その目的が達成できるかどうか、私はちょっと疑問やけど

ね、その辺はどうなんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

尼寺委員のほうから御説明いただきましたように、部長が適正な規模の管轄をするということ、当然、例えばいろんな懸案について、部長に相談したりというようなことが、要は、今までより多く、頻繁にすることができますし、的確な指示を出すことができますので、そこは効率が上がるだろうと思っております。

尼寺省悟委員

ちょっと総務部長に聞きますけれども、改編に伴ってさまざまな行事がふえたというふうなことで、具体的にこの建設課とかいったところを増員する考えは——今回、年度の途中だから無理かもしれんけど、例えば来年度、ふやす考えというのはあるんですか。それを聞きます。

野田寿総務部長

職員の増については、それぞれの、建設課に限らず、各課の状況、仕事の量っていうのは推し量らないといけないかなと思っております。

今、一般質問の中で出てきたように、国のいろんな制度改正があつて、下におりているという状況の中で、やはりその辺の業務がふえていっているという感じでは、当然配慮していかくちゃいけないし、そこについては、各課の状況について我々も把握していきながら、適正な職員数っていうのは我々もつかみながらそこについて職員数をどうするのかと。業務量がふえればその分、当然職員数が必要であるならば確保していかなくちゃいけないという考え方は持っています。

尼寺省悟委員

今回ね、こういった大変な事態が起きて、その対応策ということで部を分割するということをしたのならばね、それと一緒にさういった増員と、別に建設経済だけやなくてほかの部署ね、ほかの部署だって仕事量がいっぱいふえていると、大変だという状況なんだから、鳥栖市全体を含めた形で、やっぱり増員していくといったことをもっと前向きに検討せんとね、ちょっと私、これだけやったら何か、同意するっちゃうことは非常にね、私としては難しいということだけは言っておきます。

松隈清之委員

条例案自体は、部を分けるということの中身になっているんですけど、以前いただいた、今回も資料であるんですけど、維持管理課がなくなって建設課に統合されるというような案が出されているんですよ。

それで、我々の会派の議員からも一般質問であつたんですけども、区長さんとかいろん

な地元の、そういう道路とか河川とかの要望に対して、非常に役割が高いという認識、これ我々も持っています。

それで、今回それが、一つにされることでね、より負担がまた多くなって、なかなかそういう、いろんな地元の声、我々もいろんな要望しますけど、そういった声が反映されにくくなるのではないかっていうことを、非常に危惧をしております。

そういった申し入れも、市長にもさせていただきました。

そこで、条例案としては、部を分けるということなんですけれども、考え方としては維持管理課については、やはり廃止する考え方をまだ持たれているのか、お尋ねをします。

野田寿総務部長

今回、松隈議員からも、今言われましたとおり、市長のほうにもということがありました。

それと、一般質問の中でも維持管理課というのは、市民にとって非常にわかりやすい部分もあるし、一番相談しやすいところでもあるというところでもございました。その意見、当然踏まえながら、議会の今回の一般質問の中での議員さん方の御意見ということも踏まえて、今、維持管理課と建設課、現行の2課っていうのを残そうかというところで、ちょっと担当課のほうにも、現在調整をさせていただいております。

まだ、はっきりとその結論が出ているわけではないですけれども、その辺については、今の体制っていうか、今の2課という体制。

事務分掌については、扱わせていただきたいと思います。公園関係、都市計画が来ますんで、そこについては、ちょっと公園関係は見直しをさせていただこうかなと思っていますけれども。

わかりやすい窓口だということでもございますし、その辺の御意見を踏まえながら、ちょっと担当課のほうと協議させていただきたいと思っております。

松隈清之委員

そこは検討していただいていると、前向きにですね。そこは評価をしたいと思っておりますけれども、結果だめだったということであればね、なかなか条例認めても、結果なりませんのでしたでは何もならんので。

できれば、採決前までにね、一定の方向性を示していただかんと、ちょっとすんなり採決はいかないというふうに申し上げておきたいと思っております。

今回いろいろ、今、尼寺委員からもございましたけれども、業務量に対する人員っていうのは、当然、これとはちょっと違う次元で議論していかないかと思うんですよね。

今回は、あくまで、これまで目が行き届かなかったところっていう部分に関して、その目が行き届きやすいようにするというところであるならね、それはそれで、一定の評価はします。

これとはまた、別の次元で尼寺委員が言われた業務量に対して適切な人員配置、これはやっぱやっていたかんとね。

今回、一般質問でもありましたように、その仕事量が多くて、しんどくてかどうかわからんですけれども、やはり体調不良、心身に支障を来す職員がここ10年、非常にふえていると。これが業務量の問題なのか、仕事のしやすさとかね、そういう部分にあるのかわからんですけれども、そういったところは、やっぱ考えていかないと、やっぱり人を潰していつては何もならんので。

そこはきちっと、また別の視点で考えていただきたいと思います。結構です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

飛松妙子委員

じゃあ、私のほうからも一言申し上げたいと思います。

先ほどから維持管理課、残す方向でっていうことで御検討いただけるということで、本当にその方向で、ぜひともお願いしたいと思っております。

いろいろ区長さんとかにもお話を伺ったんですね、課がなくなることでどうですかと。今までどおりになるのであれば、それはそれでってことだったんです。

だから、今までどおりっていうところの部分で考えたときに、やっぱり課としてきちっとあったほうが区長さんたちも頼みやすいのかなっていうのもありますので、ぜひお願いしたいと思います。

あとは、本当に維持管理課の皆さん、忙しいんですね。私も、結構行かせていただくんですが、行くときにいつも考えて行くんですね。忙しいかなあとか、結構いらっしゃらないこともあるので、その辺もあわせて考えたときに、今回課を減らすっていったときに、どなたが減らそうと考えられたのかなと。

もし、これが現場から上がってきているのかなというところも、ちょっと疑問に思いましたので、一言指摘だけさせていただきます。

以上です。

中村直人委員長

ほかございませんか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

質疑を終わります。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

質疑を終わります。



議案甲第33号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第33号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ファイルについては、同じファイルになりますのでよろしくお願いします。

執行部の説明を求めます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、7ページをお願いいたします。

議案甲第33号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、今回の上下水道局による工事の架空発注について、水道事業の最高責任者としてその責任を明確にするため、市長の給料を令和元年7月から9月までの3カ月間、100分の30減額するものでございます。

施行日につきましては、令和元年7月1日といたしております。

以上でございます。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

市長の処分ということで、答えられるならいいんですけどね、答えられなければ、前回もそうだったしね。市長の、この委員会の出席が私は必要だと思います。

いかがですか、委員長。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

いいですか。

松隈清之委員

改正理由、書いてあるんですけど、要は100分の30を3カ月、これ、どっかそういった事例を参考にしてこういう責任のとり方っていうことを出されているんですかね。

こういう事例があって、同様な事例でこうでしたからとかっていうことでこの案を出されているんですか。

野田寿総務部長

この100分の30というのは、鳥栖市のこれまでの——前は、当然重たい100分の100ということでしたけれども。

それ以前についての給与減額、市長が行った給与減額というものが今までございます。平成元年以降で、重たいっていうのが大体100分の30というのが非常に、平成17年、それから平成8年で行われております。

当然、市長が決めている話でございますけれども、これを参考にされて、我々は資料としては、この資料しか渡しておりませんが、これを見て100分の30というふうなことで決められたと思います。

松隈清之委員

ということは、他市でそういったことがあったという例ではなくて、本市のこれまでのそういった責任のとり方を参考にしているふうに理解をさせていただいていいですかね。

すいません、それが例えば、そこが他市の事例とかを参考にしたのがね、例えば、総務部とか総務部長とかそういったところからじゃなくて、市長自身が参考にされたかどうかは、もうわからないってことですよね、つまり。

総務部からそういったことは、他市の事例等ではやってないということですか。

野田寿総務部長

我々が、市長のほうに提出した資料には他市のほうはありません。

前回、佐賀市のほうでのいろんなものが、佐賀市でもあったと思いますけれども。あれは100分の30……、すいません、他市のほうについてはございません、私のほうからは。

松隈清之委員

ということは、なぜこれ、こういう減額の仕方、期間で責任をとると言われたかの根拠については、総務部では説明ができんっていうことであれば、先ほど尼寺委員言われるように、市長に来ていただいて、その、なぜこういう内容で責任をとられるのかっていうふうな話を聞かんと判断できないということになりますね。

中村直人委員長

ほかに。

いいですか。

尼寺省悟委員

一番最初言われたのが、架空発注の責任を明確にするためと言われたわけね。

私が、もう一つあるのはね、じゃその架空発注は何かと。架空発注の全容がさ、まだ明らかになってないたい。明らかになってない段階で、その責任を明確にすると言われたってね、私たちとしては、これが妥当かどうかというのがわからんのよ。

採決せないかんわけたい。100分の30の3カ月でね、いいかどうかというのを、私たちは判断せないかんわけたいね。

じゃあ、その前にね、その前提となる架空発注って一体どういうもんかと。一般質問でいろいろあったけれども、私はまだまだね、わからんところいっぱいあるしね、だから、架空発注の全容を明らかに、やっばせんとね。

じゃあ、その説明というのは、今から幾つか聞くけれども、答弁できますか。

野田寿総務部長

一般質問で行われている架空発注のこれまでの経過とかやりとりでかなりの部分は、かなりの部分っていうか、大体伝えていると思いますけれども。

その中身が、大体業者とか関与した職員とか、その辺の話までさせていただいてますけれども、あれが今の、現在の中での全容だと思っておりますけれども。

尼寺省悟委員

いいですか、聞きますよ。ちゃんと答えてくださいね。

それで、答えられたらいいですよ。

私が幾つか、一般質問いろいろあったけど、要するにトラブルがあったわけよね。具体的に言うと、マツコーさんと栗山さんと、それと坂口さんか、あったわけよね。

何で、そういうトラブルが起きたのかということと、どうしてスケジュールがおくれるから焦って彼はしたと言うけれども、何で長引いたのか。

それからね、一体お金の一部を補填したと言うけど、その保証額は一体どんくらいあったのかと。

それともう一つは、もし発見されればね、警察沙汰になるかもしれない、そういった大変なリスクを犯してまで、彼はこういったことをしなければならなかったのかと。

同じような内容についてはね、一般質問であったけれども、もうばらばらばらちゅうようなことでね、もうわからんわけですたいね。そういった内容がね、ほんとに明らかにならないといけないし、もう一つ言いたいのは、今まで不祥事ちゅうのは、過去3回目なんよ、

3回目ね。

給食センターの問題、それから農地法違反の問題、いずれもね、弁護士さんが入って報告書を出しているわけですよ。

報告書を出すかと言われたときに、今回質問あったときにね、出すと言わない。報告書をまとめるちゅうようなことを言われなかったですね。

そういったことで、だから、私は市長に対して一番言いたいのは今回3回目ですよ。しかも3年間の間。

そして、不祥事が起きるたびに謝って、もう二度とこんなことしませんと言っておきながら、もう3回目なんよ。

だから、交通違反でもそうやけど、初心者であれば、例えば5点までね、同じやけれども。1回捕まって2回捕まったら、もう2点で、なるでしょう。

今度、3回目なんですよ。

1回目なら、例えば100分の30の3カ月でいいかもしれんけれども、もう3回目ですよ。これでいいのかわかちゅう話もあるわけですからね。こういった処分がいいのかわかか。

もう一つあるけど、これは後で言いますけどね。

そういったことについて、きちっと答えられるならいいけどね、答えられんやったら答えられる人を呼んでいただきたい。

野田寿総務部長

今ほどの、尼寺議員の御質問に私のほうで答えられることはございません。

松隈清之委員

今回、基本的に答弁は、上下水道局長がされておりましたよね。

それで、この事件の内容を総務部は説明できるほど把握をしているんですかね。いや、それがないとね、例えば今言われた、どんだけ折り合わなかったのかとかっていう金額を、聞いてもわからんのやったら説明員として説明できる人に来てもらわないかんくなるし、そこら辺をまず確認をしたいんだけど。

野田寿総務部長

確かに、私たちが、総務部が業者なり担当職員なりに直接聞き取ったわけではございません。

ですから、実際の生の声とか、そういったやりとりというのを直接聞いたということはございません。

上下水道局からの報告というのは、当然聞いています、職員の処分が絡んでいますので。

午後 2 時 28 分開議

中村直人委員長

それでは、再開をいたします。

休憩前に、皆さんのほうから市長の出席を求めたいということでありましたので、保留をして、今、市長と協議をしまして、2時半から出席できるということでありましたので、これからの市長の出席を求めて、先ほどの意見交換も含めて質疑を続行したいと思いますので、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、市長の出席を求めますので、暫時休憩いたします。

午後 2 時 28 分休憩



午後 2 時 29 分開議

中村直人委員長

それでは、再開いたします。

市長の出席を求めて市長の出席がありましたので、これから鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例の質疑を行いたいと思います。

尼寺省悟委員

今回、市長の減給案が出されて、私たちはそれに対して審査するわけなんですけれどもね、その前提として、今回の架空発注の全容が明らかになっていると、私たちがちゃんと把握しているっっちゃうことがその前提となっているはずなんです。

ところが、一般質問なんかを聞いてみてもね、わからないところが幾つかあるので、私は5点ほどあるというふうなことで、先ほど総務部長に聞きましたけれども、ちょっとわからんということで、市長に直接聞いてみようということでお呼びしたわけなんですけど、1つは、今回のトラブルの実態、トラブルと言いますのは、もう名前が出ているから言いますけれども、マツコーさん対JVですね——栗山さんと坂口さんの実態。トラブルがあったその実態。

何で、それが長引いたのかと、次長さんは、スケジュールがおくれるから大変だというこ

とで、あんなことしたと言われたんですけど、何であんなに長引いたのか。

それから、補償額が幾らなのかと、補償額がですね。

それから、金額的にはわずか百五十数万円ね、わかれば大変なリスクを負うと、公文書偽造罪とか。なぜ、そこまでしたのかと。

それから、5番目が、補償金についても坂口組だけ渡したと。JVやったら栗山さんにも当然行かなきゃいけないのに、架空発注の件についても坂口さんだけしか言ってないと、栗山さんには言ってないと言われたでしょう。

そういった点で、まだまだわからない点があるので、その辺はどうなのかというふうにお聞きしたい。何か、いかがですか、その辺。

橋本康志市長

今、尼寺議員から御質問がありました件でございますが、実態としてマツコーさんと栗山・坂口JVとの間で工事の手戻り、手直し、こちら辺に対する補償額でなかなか折り合いがつかずにもめていたということでございます。

実態としては、今村次長、あるいはJVの事業者のほうに聞き取りをしまして、わかったことを御報告申し上げているところでございます。

なぜ、長引いたのかということでございますが、我々が聞いておりますところによりますと金額がなかなか折り合わなかったということございまして、具体的にそこでどういうやりとりがなされたかにつきましては、当初、今村も入っていなかったようでございますし、私たちも捜査権を持っているわけではございませんので、なかなかそこまで確認することはできておりません。

同様に、補償額につきましても、我々のほうで、正確に幾ら幾らということやりとりがなされたということはわかりません。

また、なぜ架空発注、法律を犯すまでに至ったのかということでございますが、答弁の中でも申し上げましたように、当時の次長が、昨年、1回工期の延長をさせていただいて、再度の延長で工期が延びることによって水の供給責任を果たせなくなるおそれがあるということ非常に危惧しておったというふう聞いております。その意味で、早くろ過池の工事の再開をしてほしいという思いを持って、結果としてたまたま予算残がありました道路の舗装、この工事で何とか手当てができないかという発想に至ったということのようでございます。

あと、お金のやりとり等について、JVが組まれていてということでございますが、我々が聞き取りの中で伺っていますのは、最終的な精算のときに金銭のやりとりがなされる予定だったというふう聞いております。そのところまででございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

今、市長さんがお話しになったことは、一般質問で答弁された内容とほぼ一緒なんですね。

ただ、私を含めて多くの議員があの内容を聞いてもわからんと、さっぱりわからんと。本当に、全容解明にはほど遠いというふうな感じをみんな持っているわけですね、ほとんどの人が。ちょっと私は、まだまだね。

今回の件ですけど、こういった処分に対して、もし結論を出すということは、これで幕引きをしよう。これについてね、もう終わりなんだというふうなおそれを私は持っているんですよ。

それでね、もう幾つかあと聞きたいのは、給食センターのときも農地法違反のときも、弁護士さんを入れて報告書を出されたわけですね、解明の。今回についても、同じような質問したときに、松雪部長は即答されなかった、イエスと言われなかったんですよ。

そういう、今回の件、きちっと調査をして報告書を私は出すべきだと思うんですけど、それについてはいかがですかね。

橋本康志市長

こちらからお尋ねすることでもないのかもしれませんが、その報告書のイメージとしては、我々は今手持ちで持っております材料といたしましては、今村次長から聞き取った内容、あと事業者から聞いた内容、これしかございません。

あと、先ほど申し上げましたように、我々は捜査権を持っておりませんので、例えばそれぞれの会社がお持ちになっている資料とか、お金のやりとりのところとか、そこら辺は調べることができないところがございますので、どこまでのものを想定なさっているのか、ちょっとわかりかねるんでございますが。

尼寺省悟委員

ただ、同じ捜査権を持っていなくても、農地法違反のときだって、給食センターのときだってそれなりに結論といいますか、弁護士さんに入って、それなりの市としての最終的な判断はこうですよという形での報告書は出されたわけでしょう。

であるならば、同じような形で、ある程度のところまでしかわからないならわからないとか、そういった市の判断を示す意味でも私は報告書っちゅうのは出すべきじゃなからうかと思うんですけどね。

橋本康志市長

ちょっと、再度お尋ねいたしますけれども、それは、今回、一般質問の中でお答えをしましたけれども、そこで御報告した中身をまず報告を申し上げて、その上で、例えば今村次長に対する処分とか、あるいは事業者に対する——嚴重注意を行っておりますけれども——そ

ここに至った経緯を書いたものということでよろしいのでしょうか。

尼寺省悟委員

いや、私が言ってるのは、さっきから言っているように、今の段階というのは全容解明になってないので、やっぱりもう少し努力して全容解明に近づけたものと、そういった意味です。

まあ、いいです。

ちょっと、あとほかにありますから、聞きますね。

市長にお尋ねしたいのは、今回こういった不祥事を起こしたと。

これ3回目ですよ。3回目、この3年間の間に。給食センターのとき、それから農地法違反のとき、今回の件、いずれも、あなたは謝罪をして再発防止するんだというふうなことを言われたわけですよ。

だから、私は今回が初めてと、あつたらいかんことと、今回初めてということであれば、3カ月30%ということでした承はしますけど。もう同じようなことを、この3年間の間でもう3回やってると。これでいいのかといったときに、私としては、これじゃ不十分だと。

だから、あえて申し上げますけれども、ほかの選択肢がなかったのかと。30%3カ月というあなたの処分ではなくて、例えば多くの議員が、今回辞任したらどうかというふうなことを言われておりますけれども、そういった選択肢はなかったのでしょうか。

橋本康志市長

今回の事態につきましては、議会でも大変重大な出来事だということで、おわびを申し上げますけれども、私といたしましても、大変残念な思いをしております。

その意味で、過去の鳥栖市の処分の事例、こういったものを参考にいたしまして、今回の提案を申し上げているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

最後に、もう一点だけお尋ねしますけれども、今回の議案の中にも西中学校の工事で約二億幾らかのお金が出ていますよね。その発注先が坂口組なんですよ。

そして、これ、きのう見つけたんですが、県道佐賀川久保線鳥栖配水管布設工事ですね、金額として2,745万円。これも坂口組なんですよ。

それで、担当者の聞いたところ、手続的には問題ないということなんですけど、この状況の中で坂口組というのは、口頭で処分を受けたわけですよ。そういった中で、すぐこういうことをするということは、手続は問題ないかもしれんけど、市民感情から見たときに、やっぱりどうかと。

そういった意味で、私は市長のこの姿勢といいますか、職員に対してあれほど厳しい処分をしていながら、業者に対しては、最初は名前を出さなかったんですよね。もし出したら、弁護士さんから名誉棄損で訴えられるからというようなことで出さなくて、議員から言われてやっと出した。

そういった意味で、私としては、あなたの姿勢といいますか、こういったことにあらわれているように、ちょっと私としては解せないところあるんですけども、その辺いかがですかね。

橋本康志市長

一般質問の中でもお答えをしておりますけれども、今回の案件につきましては、当方、今村次長が主体として動いて、それで事業者の方に架空発注を持ちかけているという実態がございました。その意味では、当方が持ちかけた事案でございまして、その意味で事業者については、嚴重注意とさせていただいたところでございます。

今、御指摘のあった受注についてでございますが、こういった状況をどうお考えになっているのかなということはございますけれども、我々としては、今回の架空発注については、当方から持ちかけであったという理解をしております。

尼寺省悟委員

もう一点だけ、市長は、こういった形で、嚴重注意を受けた坂口組に対して、市が、西中やったら2億円ね、あれそのものに反対するわけじゃないですよ、もちろんね、整備するんだから。あるいは2,700万円。

こういったことをして、市民の理解は得られると、そういうふうにお思いですか、その点だけお聞きしたいんですが。

橋本康志市長

かかる事態の中で、受注をされたということでございまして、私としましては、この入札に参加されたということも含めてお考えを聞いてみたいというふうには考えております。(発言する者あり)

お考えを聞いてみたいというところはございます。

ただ、市民の理解を得られるかどうかということでございますが、何とも申し上げかねるところでございます。

中村直人委員長

ほかに、ありませんか。

松隈清之委員

先ほど、同様の事例を参考に今回の処分の、処分っていうか責任のとり方をということだ

ったんですけれども。

同様の、過去同様のものって何かあったんですか。

橋本康志市長

同様のということではなくて、過去の鳥栖市の処分の事例ということでございます。

近々でいくと平成17年の11月、あるいは平成8年の11月、これが最もこれまでの市長の職の処分として重たいもので、100分の30を1カ月ということがそれぞれなされております。

今回は、去年の農地法の是正の問題を受けて、コンプライアンス研修等を続けている最中の発生でございましたので、この100分の30の1カ月ではなく、3カ月ということで御提案を申し上げたところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

先ほど、総務部にもお尋ねしたんですけれども、あんまり過去そういう——起こったことですよ。起こった不祥事の質としては、あんまり、そうそうないことなんですけれども、それに関して他市の事例とかは参考にされたんですか。

これまで、確かに幾つか過去重い処分、処分というよりも責任のとり方をされてきたこともあるんでしょうけれども、やっぱりその責任のとり方っていうのは、起こったことに対してどれだけその責任が自分自身に、今回で言えば水道事業管理者になるんですけれども。そこにあるのかっていうことだと思うんで。

過去、これだけ責任のとり方がありましたと、その中と比べてより重いものという——単純な比較はできんと思うんですよ。

だから、今回起こったことに対してどれだけ管理者として、あるいは市長として責任があるのかっていうところは、特に比較はされなかったんですかね。

橋本康志市長

今回の架空発注の問題でございますけれども、いろいろ担当課でも調べてもらいました。

ただ、これに類似したような事件っていうのは、見つけることができなかったというのが正直なところでございます。ほとんどの架空発注の件は、刑事事件として発覚をして、それぞれ起こってきているのがほとんどでございますので、その意味では、自主的に申し出がなされてというのは見つけることができておりません。

ですから、今回、職員の処分についてもみずから申し出て来たということ、それから自分で着服したわけではないということ、そして架空発注に至った要因として、水の供給責任を果たせなくなるおそれを強く抱いたということ、ここら辺に鑑みまして我々としては告発をせずに、我々の規定に従って処分をしたということでございまして、その意味では、ほかを

調べても、ちょっと参考にするところはなかったということでございます。

その意味で、私としましては、過去の市長の処分の事例を調べた上で、先ほど申し上げましたように100分の30の1カ月というのが今まで最も重い処分でございますので、その3カ月ということで御提案を申し上げたということでございます。

松隈清之委員

みずから申し出た、あるいはみずから着服したわけではない、それは、いずれも次長の部分ですよ。

だから、それが次長の処分に対して、何らか情状酌量する余地があったということであるならばそうだと思うんですよ。

ただ、起こったことは、みずから申し出ようとみずから着服してなくても、刑事事件に相当するのは間違いないですよ。もちろん、詐欺に相当するのか公文書偽造に相当するのか——間違いなく相当するんですけどね。だから、間違いなく刑事事件に相当する事件なんですよ、このことはね。

だから、それを、例えば今回告発する必要は、既に僕はないと思うんですよ。何でかっていうと、もう新聞で公表されているんで、あとは警察が着手すればどうなるかという段階なので、別に、殊さら、しないと言えはしないでもかまわんと思うんですけども。

ただ、起こったことは、みずから言おうとみずから着服してまいと、公金を不正に支出をしている——公文書偽造してですね。ということには変わらないので、起こったこと、それが起こったという事実に対して、管理者として、やった本人の情状酌量は別として、起こった事実に対して管理者、あるいは市長として、どういう責任があるのか。それに対する責任をどういう形で果たそうとするのかっていうのは、先ほど言ったようにね、過去、これが重いからそれよりも重くってという単純な問題ではないと思うんですよ。

今回、先ほど、尼寺委員も言われましたけど、これが過去にね、そういったことがなくて、ぼんと起ったってということであれば、もしかしたらこの程度という言い方は変ですけども、このような責任のとり方もあるのかもしれないんですけど。

やはり、これが繰り返されてきているということにおいてはね、まだ若干こう、ここで言われている提案理由はね、今回のことですよ。今回のことについて、触れられているんですけども。

これまでもたびたび、そのコンプライアンスの徹底とか二度とこういうことがないようにとかって言われてきた流れ、経緯を踏まえて考えると、やはり管理者として、市長としての責任は重大だというふうに言わざるを得んですけど、御自身はどのようにお考えですか。

橋本康志市長

もう、御指摘のとおり、大変重大な責任を負っているというふうを考えております。その意味で、今回、この御提案を申し上げているということでございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

中村直人委員長

いいですか。

ほかにありますか。

飛松妙子委員

私も一般質問で最初に申し上げましたが、真相究明をやっぱりしていただきたいと思っています。

今回、次長からお話を伺っていて、職員、巻き込まれた方からも聞かれたんですかね。何か、本当に次長はいい人だってよく聞くんですよ、いろんなところで。市役所に限らず、すごくいい人ですと。

そのいい人が、なぜ不正を起こしたのかなっていうところで、本当にここを突き詰めていかないと、今回、こういうやり方で処分します、申しわけございませんでした、で済む問題ではないと思っています。

もう一つ指針を、皆さんに出すようにということでお願いしましたが、先ほど松隈議員も言いましたが、自分から申し入れたからこの形で終わるっていうやり方まで、その指針として出されるのか。いや、やっぱりその重さっていうものが、どの程度重いのかっていうところを執行部の皆様が本当に感じていらっしゃるのかなってところが、本当にあります。

やっぱり、不正がこれだけ続いていて、給食センターからもう隠し通すとかいろんなことが続いている中で、今回3回目を防ぎきれなかったってところは、やっぱり私も市長の責任が大変重いと思っています。

そういった部分で、本当にこの減額処分だけでいいのかってところは私も思いますので、いま一度、ちょっとそこのあたりを考えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

橋本康志市長

先ほど来申しておりますけれども、さまざまなことを考え合わせまして、今回の御提案をしております。

先ほど御指摘がありました再発防止、あるいはどうして今回の架空発注という大変なところまでいかざるを得なかったのかということについて、今まで調査してきておりますけれども、我々の内部的な調査の限界というのもございます。その中でも、今後、再発しないよう

な対応、どういったことがあるのかということも含めて早急にかつ慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

確かに、限界あると思うんですよね、例えば聞き取りをすること以上のことは多分できないと思うんですよね。

それで、市長としては、今回の事件——あえて事件といいますけど。今回の事件に対して、真相究明をみずからの手では限界があるけど、真相究明しなければならないと思われませんか。

橋本康志市長

これは、再発防止策ということを考えていったときに、どういう状況に置かれて、どういう思いを持ってということがわからないと、そこに対する防止策というのは打てないというふうに思っておりますので、そういった観点を持ちながら、もう一回、これまで聞き取りしてきたこととかを点検して、防止策を講じていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

僕は、決してそれを勧めるわけではないですけども、今言われた市でやるには限界があるとするならば、先ほど尼寺委員も言われましたけどね、それは司法の手に委ねるという方法はあるんですよ。それは、捜査権がありますからね。

それをしろと言うつもりはないですけども、しないのであれば、告発しないという意味であるならば、そこは、我々が一定理解できる程度の調査は必要だというふうに思うんですよ。

それで、私は、市長が今言われたのは、まさしくそうだと思うんですよ。やはり、どのような経緯でこういうことに至るのか、悪いことしちゃだめですか法令遵守しましょうとか、いや、当たり前なんですよ。もう、言われなくてもみんなわかっているんですよ。

今、言われたように、今村次長もすごく人柄はいいと。そういった方がそういう違法行為に走らざるを得なかったとしたら、それが今後の再発防止に最もつながるところなんで、そこなしにね、やはり本当の意味でも再発防止はできないと思うし、そのことを抜きに責任も何もない、要は今の執行部のこれまでの答弁っていうのは、限界がある、聞き取りの中でこの程度しか、逆に言えば見えませんと。それが全てかもしれないし、もしかしたら。

それが全てかもしれんし、そうじゃないかもしれないってところですよ。

私、一般質問でも申し上げただけですけども、もしね、その水の供給責任とか、あるいは下地処理の設計で見込んでなかったとか、あるいは自分の在籍中に片をつけたかったとかって

いう程度のことで、法を犯すことができるっていうのは、ちょっと異常だと思うんですよ。

だとしたら、やはりこれまでもね、同様のことが行われていたから、罪の意識も余りなくやってしまったと考えたほうが自然なんですよ。

だとしたら、そこはどんなに法令遵守をしようと、今回も本人が言わなかったらわからなかったと言われたじゃないですか。ちゅうことは、本人が言わなかったことで、過去そういった事例が幾つもあるはね、実はあったとしたら、やはり本人もばれないからこういうやり方とろうみたいなことで、安易に——安易にですよ——罪の意識もなくやったとしたら、やっぱそこは非常に、もう法令遵守、法令遵守って言ってたとしても、多分ばれなければいいっていう意識あるんだから。それが可能だったんですよ。

今回も、本人からの申し出がなければ気づかないっていうことは、可能だったんですよ、環境として。そういった環境に、今ある、以前からある、いつからあるのかわからんですけども、そこは、やっぱりきちんとしていかないと多分繰り返されるんですよ。

悪いことしない人はしないと思いますよ、でも、ばれなければするっていう人、もしかしたらいるかもしれないんじゃないですか。

だから、じゃあそれが、必ずばれるような仕組みにするとかっていうことを考えていくと、やっぱり今回の事件をきちっと精査して、単に法令遵守とかをまた徹底しますとかっていうことではなくて、仕組み上そういうことができないようにするためには、やはりきちっとこの原因を追究していく必要があると思いますけどね。

橋本康志市長

今、御指摘をいただいたこと、まさにそのとおりだと思っておりまして、仕組みとしてそれぞれの課が担っている仕事の総合牽制ができる、あるいは、そういった改ざんとか、資料の改ざんとかあるいはということができない仕事の仕組みのつくり方、ここがやはり非常に肝だというふうに思っております。

その意味で、今回の件を受けまして、ひたすら法令遵守だとか情情的に訴えるだけではなく——それも当然必要なことで、研修等もこれからも重ねてまいりますけれども——仕事の仕組みとして総合牽制ができる、あるいは総合チェックができる仕事の仕方、あるいは資料の管理の仕方等を改めて再点検をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

2点ほど、ちょっとお伺いしたいんですけど、1つは、さっき再発防止のためにも真相究明が必要だと言われたわけですね。

もう、これ以上の究明というのはされないんですか。もう、これで終わりなんですか。

それが1つと、市の対応を見てみると、みずから進んで真相を明らかにするっちゅう感じじゃないんですよ。だって、一般質問があるから、委員会で言われるから言ったと。

例えば、今回の場合だって、小石議員が質問して、あれを聞いて初めてわかった部分って結構多いんですよ。

だから、市が率先して事実を表明するんじゃなくて、何か、聞かれるから言おうと、そういうふうなところ、本当にもう見えてくる、気になるんですよ。そういう点についてね、やっぱり私だけやなくほかの議員もそんなふうに思っていますので、ちょっとその2点だけお答えいただきたいと思うんですが。

橋本康志市長

さらなる究明といたしますか、そこら辺がどこまで可能かというところがございます。

先ほど申し上げましたように、内部調査の中での限界というのは、おのずとやっぱりあるわけがございます。

ただ、今回の検証の仕方、これについても専門家の意見を賜わりながら、もうちょっと違う視点からの確認ができないかということも含めて検討をし、より正確な実態把握と、それから、先ほど申し上げましたように、再発を防止するための総合牽制といたしますか、そういうチェック、あるいは必要な管理方法等についても専門家のアドバイスをいただきながら対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

それで、そうしたことを踏まえた形で最終的な、さっき、私、報告書と言いましたけれども、そういった形でまとめたものを、今までの、一般質問で言われた、委員会で言われた、もうばらばらのあれでしょうが。まとめたものはないんですよ。

だから、今言われるような形で専門家の力を借りて、ある程度今から先もできるだけやって、その結果がこうでしたというような形の報告書っていうのは、私は必要じゃなかろうかなと思うんですけど、その辺はいかがですかね。

橋本康志市長

御指摘ありがとうございます。

今、申し上げましたように、仕事の仕組み、こういう仕組みだったからこういうことができたとか、そういったことも含めて検証した上で、じゃあそれを踏まえてどう対応するかということも含めて、御報告を申し上げたいと思います。

中村直人委員長

いいですか。

ほかに。

松隈清之委員

となるとなんですけれどね、いわば、先ほど尼寺委員も言われたように、今回、要は、一般質問に答える形で、ぼつぼつと聞かれたことに対して出てきたんですけれども、本来であれば、例えば一般質問の前であってもね、一度全体説明会とかで事の経緯を——言える段階になったとすればですよ。

それまで言えなかったとしても、言える段階になったとすれば全体説明会とかがあってしかるべきだったと思うんですよね。要は、聞かれたから答えたという結果になっているんですよ、今のところは。執行部の対応っていうのが。

だから、そういう状態であるから、その報告書が改めてまた整理された上で出てくるとすると、それを見た上でないと我々は——新たにそれでね、今回の質疑の中で以上のことがまた出てくるかもしれんし、内容によってはね。

となると、そこを踏まえた上でなければ全容がわからない。となると、今回のこの提案もわからんまんまで採決に移れないということにもなるんですけれども。

それは改めて、じゃあそこを整理した上で、御自身の責任のとり方について、改めて提案するというお考えはないですか。

橋本康志市長

今回、御提案を申し上げている私の処分については、ぜひ、これで御理解を賜りたいというふうに考えております。

基本的な構図といいますか、起こってしまったことについては、こっから大きくぶれることはないのではないかとこのように思っております。

また、小出しにしたんじゃないかという御指摘でございますけれども、我々としては、例えば次長のほうには申し出があった以降、事業者からの本人、家族を含めて、さまざまな圧力がかかる可能性もあって、連絡を遮断するようにしてみたり、あるいはということで、次長本人の聞き取りと事業者への聞き取りは時間を分けてやって、それぞれに聞いた上でそれを突合して、事実が本当なのかというような検証もしてきておりまして、その意味では大変、手順として時間がかかってしまったということは、大変申しわけなく思っております。

ただ、そういった手順を踏んだ、その時点でわかったところで御説明を申し上げてきたということでございますので、そこは、ぜひ御理解を賜りたいなというふうに思っております。

その意味で、先ほど申し上げましたように、今回の事態に至ったこの仕事の仕方、あるいはこういう仕組みであったからこういうことができてしまったとかも含めて検証して、それを踏まえて再発防止策、仕事の仕方も含めて御報告を申し上げたいと思います。

松隈清之委員

もちろん、再発防止につながる部分で言えば、そういった部分もあるだろうし、それが起こった事実とね、事実に対する責任のとり方とは直接リンクしないのかもしれないですけど、やはり気になるのは、そういうコンプライアンスを徹底とかね、再発防止とかをやっている中で起こった一つのガバナンスの問題ですよ、これは。

だから、もちろん起こった事実、これが3カ月30%でいいのかどうか、こともありますけれども、ガバナンスが機能しているのか、それが市長は果たされているのか、そしてその責任のとり方がこれでいいのかっていうことも含めて判断しようと思うならば、次長が、いわばどういう経緯でこうなったのかっていうところは、やっぱり非常に重要なところだと思うんですよ。

だから、確かに詐欺とか公文書偽造とかっていう事実に関しては、もう多分変わらない。そのことはどういう経緯であろうと変わらないんで、だけどそれだとしても、やはり、なぜそこに至ったのか。そこが、要はガバナンスがきいてない、それができない組織になっているっていうことになれば、そこも含めて管理者、首長としての責任があると言わなきゃいけないし。そこに至った経緯がガバナンスを超えたところにあるということであれば、一定理解ができるところもあるかもしれないし。

だから、そこはまだわからないんですよ、我々は。正直、僕も余り納得できてないです。説明された内容で、本当にそうなのかと。言われる、先ほども申し上げましたけどね、こういうことがもう常態化したとしたら、これはこの程度じゃ済まないですよ。

本人が言わなきゃわからないことだったとしたら、これまでも起こってるかもしれない。そんなときにはポケットに入れてるかもしれないんですよ、わからないだけで。

もし、今後聞き取りの中で、じゃあ次長が、いや、これまでもそういうやり方でやってきたことが、例えばありましたとか。私は入れてませんが、過去そういうこともありましたとか。仮に出てくるとするならば、それは組織としてはもう大問題ですよ。

だから、そういった部分も含めて何がこうなったのか、要はそれだけの法を犯すことがね、安易に——僕は安易にできていると思いますよ。安易にやられてしまっていると。その意識を生んできたのはどこにあったのかまできちっとやらないと、首長としての管理者——管理者は上下水道局だけになるけれども、首長としての組織に対するガバナンスの問題は見えてこない。

だから、どこをもって責任として判断できるのか、正直、これは私の個人の意見ですけど、一般質問でも申し上げましたが、もう限界だと思っています。

だから、どういう責任の取り方なのかっていう次元ではないと思っていますんで、そういう

古澤哲也庁舎建設課長

具体的な工事発注の考え方については、まだ正式には、決定はいたしていないところでございます。

今後、設計のほうを進めてまいりまして、その後工事発注というふうな形になりますので、当然ここに、要望に挙げられているような地元業者の受注機会の確保というのは、十分念頭に置いたところでの工事発注の方法というのは検討していきたいというふうには考えております。

松隈清之委員

ここは、具体的に、大手建設会社と市内建設業者のJVで、という具体的に書かれているんですけれども。

例えば、これは検討するつもりなのか、あるいは受注機会は何らかの形ではあるけれども、そこは想定していないのか。いかがでしょうか。

古澤哲也庁舎建設課長

どんな形での市内業者さんの参画になるのかっていうのは、当然これから検討はしていきますけれども、ここで書かれている共同企業体っていうのは十分頭の中にあるところでございます。

松隈清之委員

そういう回答ありましたんで、そういう趣旨でお願いしますでいいんじゃないかと思えます。

中村直人委員長

ほか、ございませんか。

飛松妙子委員

同じものが市のほうに、要望書が届いているかどうかも教えてください。

古澤哲也庁舎建設課長

議会、議長のほうに提出されました4月26日、同日付で、市のほうにも、市長のほうにも提出はあっているところでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

よろしいですか。

それでは、皆さん方からの御意見もないようでありますので、この件につきましては、それぞれ意見もあるかと思えますけれども、この庁舎建設につきましては、要望に沿った形で、趣旨は尊重していただきたいというようなところでまとめたいと思いますが、よろしいでし

ようか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それじゃあ、そういったことで、委員長の報告の中に、これを入れておきたいし、議長のほうにもそう申し上げておきたいと思います。

それでは以上で、陳情について終わります。



中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時 16 分閉議

令和元年 6 月 24 日 (月)

1 出席委員氏名

委員長	中村直人	委員	飛松妙子
副委員長	西依義規	〃	竹下繁己
委員	齊藤正治	〃	松隈清之
〃	尼寺省悟		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長	野田寿
産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事	萩原有高
庁舎建設課長	古澤哲也
庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係長	田中秀信
企画政策部長	石丸健一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長	鹿毛晃之
総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長	田中大介
企画政策部次長兼まちづくり推進課長	藤川博一
まちづくり推進課都市計画係長	古澤貴裕
まちづくり推進課鳥栖駅周辺整備推進室整備推進係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長	木原智範
情報政策課長	野下隆寛
情報政策課長補佐兼情報政策係長	楠和久
情報政策課広報統計係長	徳渕英樹
教育長	天野昌明
教育次長	白水隆弘
教育総務課長	古賀達也
教育総務課総務係長	眞子寛盛

学 校 教 育 課 長	中 島 達 也
学 校 教 育 課 参 事 兼 課 長 補 佐 兼 指 導 主 事	古 賀 泰 伸
学 校 教 育 課 長 補 佐 兼 学 校 教 育 係 長	立 石 光 顕
学 校 教 育 課 主 幹 兼 教 育 相 談 係 長 兼 指 導 主 事	井 上 由 里 子
学 校 教 育 課 長 補 佐 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 係 長	原 祥 雄
生 涯 学 習 課 長 兼 図 書 館 長	松 隈 義 和
生 涯 学 習 課 参 事	竹 下 徹
生 涯 学 習 課 長 補 佐 兼 生 涯 学 習 推 進 係 長	八 尋 茂 子
生 涯 学 習 課 文 化 財 係 長	久 山 高 史
生 涯 学 習 課 図 書 係 長	中 溝 雄 二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 審査日程

議案審査（企画政策部）

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

〔説明、質疑〕

報 告（企画政策部総合政策課）

第6次鳥栖市総合計画後期基本計画の見直し

令和元年度事務事業個票の見直し

第6次鳥栖市総合計画後期基本計画における財政見直し

〔報告、質疑〕

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案甲第36号 工事請負契約の締結について

〔説明、質疑〕

新庁舎について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

1人

7 その他

議員傍聴 1人

古賀 和仁

午前10時1分開議

中村直人委員長

それでは、本日の総務文教常任委員会を開きます。

本日は、企画政策部、教育委員会事務局関係議案の審査を行います。



企画政策部

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

中村直人委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係の議案は、議案乙第15号の1議案であります。

それでは、議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ファイルについては03（企画政策部）一般会計補正予算と04（企画政策部）委員会参考資料になります。

それでは、執行部の説明を求めます。

石丸健一企画政策部長

おはようございます。委員会の審査に入ります前に、一言御挨拶申し上げます。

御審議いただきます企画政策部関連の予算につきましては、歳入として、社会保障・税番号システム及び地方創生関係の国、県補助金の630万2,000円を計上いたしております。

歳出といたしましては、市勢要覧作成、A I等の調査研究、地方創生移住支援事業、総合計画策定、営農環境整備事業及び鳥栖駅周辺整備用地購入に要する経費等の2億2,400万5,000円を計上いたしております。

以上、概略について申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたします。

どうぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

野下隆寛情報政策課長

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）のうち、企画政策部関係について御説明いたします。

資料の 2 ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、節 1 総務管理費国庫補助金のうち、239万1,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の補正で、自治体、中間サーバーの次期システム更新に係る補助金の配分が行われたためでございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下、100万4,000円につきましては、地方創生推進交付金として総合政策課で受け入れるものでございまして、令和元年度ふるさと・しごと創生推進事業として、商工振興課におきましてさがんみらいテレワークセンター鳥栖と連携した I T 系就業・活躍支援事業に充当するものでございます。

次にその下、款17県支出金、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、節 1 総務管理費県補助金の290万7,000円につきましては、地方創生移住支援金交付金として受け入れるものでございまして、県が事業主体となりまして、市町と共同で移住者、または起業者に支援金を支給するものでございます。

野下隆寛情報政策課長

3 ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 3 広報費の節11需用費、節12役務費及び節13委託料につきましては、市勢要覧を新たに制作するために要する補正でございます。

市勢要覧は、おおむね 4 年ごとに作成しておりまして、2016年に作成した現在の市勢要覧は在庫がわずかになりまして、また掲載内容やデータも変化してきているため、今年度末までに制作しまして、4 年後の作成時期までの在庫として2,500部印刷することとしております。

次に、目 4 情報管理費、節14使用料及び賃借料のうち、備品管理システム導入に伴う補正41万4,000円は、市役所の什器備品を管理するシステムの賃貸借料で、これは内部情報系の I P K システムの更新に合わせて、そのサブシステム機能を追加するために要する補正でございます。

次の、市内中学校電子黒板専用パソコン導入に伴う補正43万2,000円は、パソコンウイルス対策ソフト使用料で、市内部情報系端末や学校系端末の更新業務に追加するために要する補正でございます。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続きまして、目 9 企画費についてでございます。

節 9 旅費の58万4,000円につきましては、これは予算説明関係資料の 7 ページになりますけれども、人工知能（A I）を活用した住民サービスの向上や業務の効率化を図るための調査

研究を行うための旅費でございます。

資料は4ページをお願いいたします。

節11需用費の30万1,000円のうち、まず上段でございますが、地方創生移住支援事業に伴う事務経費として7万6,000円。

それから、今年度策定をいたします鳥栖市人口ビジョンと第2期“鳥栖発”創生総合戦略の印刷製本代として、それぞれ12万6,000円、9万9,000円をお願いするものでございます。

次に、節13委託料の1,000万円、これは予算説明関係資料4ページ、それから別途、委員会参考資料2ページをごらんいただければと思っておりますけれども。

第7次総合計画策定支援業務に要する経費として、今回お願いしているものでございますけれども、先日の議案審議でも御答弁させていただきましたけれども、5名程度の技術者の配置を考えておりました、その人件費の積み上げといたしまして、令和元年度につきましては、基礎調査等の実施、整理、分析に要する経費として約200万円、将来人口推計に要する経費として約150万円、現計画の検証に要する経費として約200万円、市民向けのワークショップ等の開催支援、それから市民満足度調査結果を踏まえた基本構想、基本計画の骨子の作成に要する経費として約450万円の、計1,000万円をお願いしているものでございます。

なお、令和2年度分としてでございますけれども、令和2年度は総合計画の審議会、それからパブリック・コメントを踏まえた基本構想、基本計画の素案作成に要する経費として約500万円と計画書の構成、デザインを含めた印刷製本に要する経費として約500万円の1,000万円の債務負担行為を設定するものでございます。

それから、委員会の参考資料の2ページの一番下にお示しをしておりますけれども、3月定例会で御説明をしておりました市民満足度調査の追加調査の回収率が出ましたので、当該資料のほうでお示しをしております。現在、分析を行っておりますので、準備でき次第また議会のほうには御報告させていただきたいと思っております。

次に、節15工事請負費の130万円、これは委員会参考資料の3ページとなります。

これは、お試し移住事業に供する住宅と隣接する河川プール駐車場の目隠しフェンス工事設置に要するものでございます。

それから、節19負担金、補助及び交付金の1,010万円のうち、上段の380万円、これは予算説明関係資料の5ページに記載しておりますけれども、国の地方創生推進交付金を活用いたしまして、U I J ターンによる起業、それから就業者の創出につなげるものでございまして、下段の630万円につきましては、これは予算説明関係資料の7ページと委員会資料の4ページ、5ページになりますが、国家戦略特区提案区域のうち、対象とする農地において鳥栖市土地改良区が実施いたします暗渠排水整備事業の費用の一部を助成するものでございます。

企画費につきましては、以上でございます。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長

続きまして、款8土木費、項4都市計画費、目6まちづくり推進費、節17公有財産購入費2億円につきましては、鳥栖駅周辺整備の用地として購入するものでございます。

参考資料の6ページに、位置図を載せさせていただいております。

それで、③の部分を平成30年度に買い戻しをさせていただいております。引き続き本年度、令和元年度は、②の部分、約4,435平方メートルを買い戻したいということで考えております。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

資料、5ページをお願いいたします。

先ほど、目9企画費委託料で御説明しておりますけれども、第7次総合計画策定支援委託料につきましては、令和元年度、2年度の2カ年にわたりまして計画策定を行っていきたいと考えておりますので、先ほど御説明しましたように、令和2年度に、今年度と同額の1,000万円の債務負担行為を設定させていただいております。

以上で、令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）、企画政策部関係の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

飛松妙子委員

先ほどの御説明の中で、備品管理システム導入の補正が計上をされておりました。この中で、市内中学校電子黒板専用パソコン導入に伴う補正ということで、先ほどの説明の中に、市と学校のウイルス対策ソフトってことだったんですが、これは中学校の電子黒板に限ってなのか、全体の学校なのか。

それと、もう一つは、ウイルス対策を入れることによって、どのような効果といたしますか、お考えなのかを教えてくださいと思います。

野下隆寛情報政策課長

ウイルス対策ソフトのことですけれども、中学校の電子黒板関係で、中学校のほうで新しく校務用、先生は、今までノートパソコンを持って教室に移動して、電子黒板を使っていたくということ、パソコンを持ち歩いていたわけなんですけれども、これを持ち運びしなくていいように、中学校の教室、そこに固定するようにするために、教室に新しくパソコン

を導入するようにしております。それに、ウイルス対策ソフトを入れるわけなんですけれども、必要なんですけれども。

これは、もう情報政策課のほうで一括契約して、市のパソコン全部、ウイルス対策ソフトを入れております。それにつけ加えて、教育委員会の分も一緒に入れるということで、経費的にも安くなりますので、そういう取り扱いをしているところです。

それで、ウイルス対策ソフトはなくてはならないというものでございます。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

ただいま、中学校の電子黒板の導入に伴ってノートパソコンを、今まで移動してただけど、それはやめてそこに設置をして対策を図っていくというのが一つあったかと思います。

このノートパソコンに関しましては、以前から指摘をしていたところで、教育委員会にも、何度もこの話は上がっていたわけなので、電子黒板のところにパソコンが設置されて、今まで教員の皆様方が使っていたノートパソコンを移動せずに済むというのはすごくいいことだと思っております。

その中で、小学校がまだってということですね。中学校の導入だけということで、小学校はどのようにお考えかを教えてください。

野下隆寛情報政策課長

小学校も教育委員会、または現場のほうから要望が上がっております。

ただ、結局導入するのは教育委員会ではあるんですけれども、問題となるのは、やはり経費的な問題で、まずは中学校を、使用頻度というか移動が多いというような感じで、まずは中学校から入れていこうというふうに今のところ整理をされているところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

そうですね、今経費の面がお話がありました。

経費の面で、まずは中学校からってことではございますが、小学校の先生方からも非常に、ノートパソコンを移動することによるリスクというものが大きいというのを直接お伺いもしておりますし、教育委員会が考えることだからというよりも、そのリスクをどう回避できるかっていうところを一番御存じなのは、情報管理システムのところではないかなと思っておりますので、そこも含めて、今後、導入をできるだけ早くしていただくことを申し上げたいと思います。

以上です。

竹下繁己委員

すいません、3ページの広報費ですよね、需用費、役務費、委託料それぞれ補正が出ておりますけど、これ何で増額になったのか、ちょっと詳しく教えていただいてもいいですか。

野下隆寛情報政策課長

それぞれ、今回は、市勢要覧の作成に関する分だけとして増額補正をさせていただいているところがございます、そのほか需用費というのは、広報関係では市報の印刷、印刷関係では市報の印刷とか大きなところで、そういったものがありますので、それにプラスして市勢要覧の作成分というもので補正をさせていただいております。

以上です。

竹下繁己委員

当初では、その市勢要覧の予算がなかったけど、今度市勢要覧をつくるということで補正が出たということでもいいですかね、僕の整理するところで。

野下隆寛情報政策課長

そのとおりでございます。

竹下繁己委員

4ページのお試し移住事業に伴う工事請負費が入ってますけれども、これ、最近お試し移住の人気というか使用頻度ってどのくらいになってますか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

お試し住宅につきましては、昨年度から運用を始めております。昨年の8月から開始をしておりますけれども、平成30年度中は申請件数といたしましては4件の申請が実績としてはあっております。

それで、平成31年度でございますけれども、これまでの間についての利用は、ちょっと残念ながらあってないんですけれども、この後の予定といたしましては、現在問い合わせ等も含め受付、予約が入っている分で、7月に2件、8月はもうほぼほぼ、途切れなく3件、9月が1件、10月が1件というような形で、現状におきまして今年度が7件の今予約をいただいている状況でございます。

これから、7月から8月、9月というのが、一番時期的にもいい時期ということもあります、今そういった形で予約が入っている状況でございます。

以上でございます。

竹下繁己委員

この営繕工事って、目隠しの塀をつくるというやつですよ。

これ、何か利用された方からこういうものがあつたほうがいいのか、例えば周りから見え

るけんが嫌だとか、そういう要望があったから行うものなんですかね、この営繕工事は。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

利用者の方には、利用後にアンケート調査をさせていただいております。

その中で、いろいろ御意見等いただく中で、直接見えるので困ったとか、そういったところまでの御意見ではなかったんですけども、我々がどうでしたかといろんなお聞きする中で少し、やはりその利用者、車がとめられた場合、気になると。

ただ、プール開設期間中の利用というのがそこまで、去年は8月から、実際あそこが運用を始めたものですから、そうなかったのであれなんですけど。

ただ、我々としては、もともと河川プールの駐車場として多くの方が利用されますので、今の状況では、ちょっとプライバシーの関係上好ましくないということを思っておりましたので、今回この分をお願いしているものでございます。

以上でございます。

竹下繁己委員

ということは、市としてあったほうがいいだろうというホスピタリティというか、そういうことでこの営繕工事をされるということでもいいですかね。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

そのとおりでございます。

竹下繁己委員

ちなみにこれ、業者は、もう決まっていますか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

まだ、予算要求の段階でございますので、業者等については、決定はしておりません。

以上でございます。

松隈清之委員

ちょっと関連なんですけど、お試し移住、昨年4件。

目的としては、やはり鳥栖のよさを知っていただいて移住につなげるってということなんですけど、利用者の、鳥栖はいいところだから住みたいなみたいな声っていうのは聞けるんですか。

それとも、単にレジャー施設みたいなね、ちょっと滞在できるレジャー施設みたいな形で利用されるのであれば、わざわざ市がやらんでもみたいなところも出てくると思うんで。

要は、目的に対してどこまでこれが成果を上げられているのかなっていう、現段階での受けとめ方をお尋ねします。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

お試し住宅の利用に当たりましては、事前にこういった趣旨で利用しようとしてされているのか、そういったものを事前にお伺いをし、また利用された後に、感想も含め、また再度お尋ねをさせていただいております。

4件の御利用あっておりますけれども、利用された皆さんの中には、あらかじめ子供さんがいらっしゃる家庭で、通学とかを考えて、事前に学校のほうとかにお話をされて来られた方もいらっしゃいましたし、また、将来的に鳥栖に移住した後の仕事のことを考えて、県のサポートデスク等に事前に相談をして来られた方もいらっしゃいました。

それで、お帰りになる際にお聞きしておりますけれども、やはり皆さん、一定鳥栖の状況を勉強といいますか、調査をされて来られていますので、鳥栖市の利便性については改めて感じる事ができたというような御意見をいただいております。どうですか今後っていう話をしましたときに、ちょっと検討したいというふうなことでお帰りになられて、総じて4件の皆さんについては、ほぼほぼ御満足いただいて、利用していただいたのかなという感触を得ております。

以上でございます。

松隈清之委員

場所がね、自然豊かなところなので、そういうよさを知っていただくには、多分いいのかなあと思うんですけどね。

一方で、本当にそこで鳥栖のよさっていうのを感じられるのかなっていう部分も、これは最初から言ってたところなんですけど、そこってどうなんですかね、ある意味非日常、鳥栖にいても非日常ですよ。たまにしか行かん、夏遊びに行くときしか行かんみたいなところなんですけど、その非日常で鳥栖のよさを感じるののほうが手法としてはいいのかなあ。

例えば、空き家なんかもいっぱいあるわけですよ、鳥栖。前、出てきたとき600件ぐらいありましたよね、鳥栖でも空き家が。じゃあ、まちなかで鳥栖のよさを感じてもらってというのも一つの方法だと思うんですよ。

だから、その手法として、もちろん今来られる方、それなりの手応えもあるのかもしれないけど、そこはどうですかね、検証せんでいいですか。非日常を体験するのがいいことなのか、日常を体験するのがいいことなのか、どうですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

この事業が、昨年大雨で開設時期が少し、1カ月おくれて事実上8月からの受け入れとなりました。

結果、4組の方に御利用いただいておりますけれども、先ほど言いましたように、感想としてはおおむね御満足いただけたのではないかと考えておりますが、ただ、最終的な目標は、

これを移住につなげていくっていうのが究極の目標でございますので、そういった意味では、これから御利用いただく方については、鳥栖のよさを体感していただくとともに、ぜひとも鳥栖のほうに移り住もうというようなところまでつながるような、そういったものにつなげていければと思っております。

開設から間もなく1年となります。先ほど申し上げましたように、7月、8月と今のところ利用者の方が多い状況でございますので、まずはこういった利用促進を図りながら、今後それを移住、定住につなげていくような部分について、ちょっと検討していく必要があるのかなという気はしております。

以上でございます。

松隈清之委員

一つの試みとしてはね、おもしろいかなと思うんですよ。

ただ、これでばんばん移住者がふえるということも多分そんなないと思うんですけど。

一方でね、普通に家とか建てて移住してくる人いるんですよ、来てる人いるんですよ。だから、じゃあ効果としては、行政がこんなことやらなくても移住はそこそこあっているかもしれんし、人ふえているわけでしょう。

そうしたら、移住を促進、行政がてこ入れしてせないかんほどの必要性があるのか。これが、もう民間で募集しても全然鳥栖に人が住んでくれんと、過疎地なんかありますよね。だから、行政が何らか手を入れると。

民間でそんだけ、そこそこニーズがあって来てもらっているんだったら、お金の使い方としては、じゃあそっちにてこ入れしてもっと来てもらうようにしてもらったほうがいいのかとか、要は成果に対するコストの意味ですよ。

取り組みとしてはおもしろいと思うんですよ、別にそれ自体、否定はしないんだけど。これじゃないと人がふえないのか、これのほうに効果的なのかっていうのは検証したほうがいいと思うんですよ。

だって、これしなくても人ふえてるんだったら、別に行政がやる必要ないし。

ですよ。よっぽど、じゃこれは改めて、レジャー施設にしたほうがもしかしたら、鳥栖の一つの楽しむ場所ができるとしたらね。それは、民間に売却するのかわからんけど、そこは、どうこの場所を使ったほうが効果的なのかっていうのは考えてもいいかもしれない。

中村直人委員長

要望でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

飛松妙子委員

関連して質問させていただきます。

先ほど、アンケートを取った、調査されたってことだったんですが、満足していただけていると思っているという、アンケート調査の結果にしては中途半端ですので、きちっと満足しているのか、ほぼ満足しているのか、してないのか、そういう5段階とか4段階の評価とか、あとそのアンケート調査の中身ですね。何項目ぐらいあって、移住っていうところでどのようなお考えかが、わかってきているとか、わかってくるとか、そういうアンケート内容になっているのかどうかを教えてくださいなと思うんですが。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

アンケートでございますけれども、主な設問として、利用した際の感想は。それから、移住を実際体験してみて、実際鳥栖へ移住したいと思いますかと。それから、体験してみて全体的な感想はいかがですかと、そういったものについてお聞きをしております。

利用した感想ということで、4組の方につきましては、満足とやや不満ということで分かれています。自由記載といいますが、意見の中を見ますと、想像どおり交通の便が非常によく、近くに自然があって非常によかった、というふうな意見であったりとか、実際、お子さんをお持ちの方が学校のほうで御相談をされておりますけれども、小学校に体験入学等ができて、実際雰囲気確かめることができよかったです。あと、仕事を探している方は、実際佐賀県のサポートデスクのほうで事前相談をされております。

また、実際住まいを構えるとなったときに、ちょっとあのあたりでは、もちろんあの住宅は住むことができませんので、不動産屋さんで家を探されたようなこともあって、そういったこともできたといったところの意見等がございますので、そういったところから、おおむね御満足いただけたのかなという気はしております。

ただ、ちょっと不安に思うというところでは、やっぱりそういう利便性という意味でちょっと不自由に感じた部分もあるといった御意見もありましたので、そういったものも含めましても、おおむね御満足いただけたのではないかなというふうな思いでおります。

以上でございます。(発言する者あり)

失礼しました。

調査項目ですね、すいません。

調査票は、五、六項目お尋ねしております。その中で、先ほど申しあげました項目が主な回答でございます。

飛松妙子委員

そうですね、アンケート調査の中身がもっと、やっぱり細かくしていくことが必要かなと思います。それで、先ほど、お仕事の関係の方のお話でしたが、不動産会社を御自

分で行って、探してって。

例えば、そういう不動産会社との連携をとって、御案内ができて、空き家とかに、松隈委員が言われたように、空き家対策につなげるとかいろんところが、その可能性って出てくると思いますので。

20項目ぐらい、やっぱ項目つくって、どうやったら人が集まるのか、住んでいただけるのかとか、どういうことで鳥栖を選ぼうとされているのかとか、分析につながる調査内容にしないと、ただ単に感想だけだと、ああ、やってよかったねみたいな。何のためにこれをやっているのかっていうところが、非常に不明確だと感じますので、その調査項目は、ぜひとも今年度から取り組んでいただいて、分析して、私たちのほうに報告ができる、やった結果こういう、この事業がこういう成果につながりそうですとか、こういう効果が出そうですか。

逆に、した結果、こういうマイナス面が出てきましたとか、そういうことを言っていたらとそれが次の施策、事業につながるのかなと思いますので、ぜひ今年度はそこをよろしくお願いいたします。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

これ、4ページに、地方創生移住支援事業とか、人口ビジョン改定とか、“鳥栖発”創生総合戦略改定、これ、改訂って当初予算とかで上がってたんですかね。これ印刷製本費が上がってるんだけど、もう改訂されてるのかな。それとも今からするのかな。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

これから、改訂作業に入るものでございます。

松隈清之委員

ということは、この予算を持って初めて僕らは目に、改訂されることを知るっていうことかな。

それとも事前に何か、これ改訂しますみたいなのって何かアナウンスあったっけ。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

人口ビジョンと総合戦略でございますけれども、ほぼほぼ同時に策定をしておりますが、計画期間が今年度までということになっておりましたものですから、すいません、そういった意味で、今回御説明、予算の提案と同時に御説明という形になっております。

以上でございます。

松隈清之委員

これは、もう印刷製本費なんだけど、どういう改訂をするかっていうのは、ほぼほぼ方向性っていうのはもう出てるってことかな。

この内容については、上がってくることはないかな。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

まず、人口ビジョンでございますけれども、現在の人口ビジョンにつきましては、2060年を目途に、一定の7万5,000人から7万7,000人でしたか、目標人口を設定しております。そういったものが、今後5年間、こういった形で推移していくかというのを予測しながら、それに基づく戦略を立てていくと。

戦略につきましては、雇用の創出であったりとか、人を呼び込む、または地域を活性化していく、そういったテーマで現在の総合戦略はできておりますので、今後もそういった人口推計に基づく鳥栖市の活性化策につながるような取り組みを具体的にこの総合戦略の中でお示しをしていく、そういった作業をこれからやっていく予定でございます。

以上でございます。

松隈清之委員

これはいつ、これ、もう印刷製本費上がってるんだけど、いつまでにできるんですかね、それぞれ。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

人口ビジョンと総合戦略につきましては、今年度中に策定を予定しておりますので、策定後、速やかに印刷に入りたいと思っております。

以上でございます。

松隈清之委員

じゃあ、また改めてお示しをいただきたいと思います。

今回、一般質問でもね、土地利用構想とかにも触れましたけど、どう計画するかで人口ビジョンも変わるんですよね。

今、家建ってますけど、なかなか家建てる場所がないみたいな声も聞くわけじゃないですか。市街化区域の中でも利用しづらいところもあれば、調整区域の中の開発がね、計画もされておったりするし、人口をどうしていこうかっていうのはやっぱり行政として、どういう戦略を打っていくかによって、全然変わると思うんですよ。

黙って、今、自然になるのに任しとけば、もしかしたら幾らぐらいになるだろうなっていう推計は立つと思いますよ、伸び率とかで。

ただ、弥生が丘だって計画したからあんだだけの人口が張りつくわけやし、蔵上にしてもね。どういう計画を持っていくかで、人口のビジョンって変わるわけだから、それはちゃんと考

えて戦略を打たんとそんなふうには人口はならんし。逆に言ったら、それは8万人でも10万人でも絵描ける可能性はあるわけやから。

だから、何かさらっとつくるんじゃないなくて、やっぱ将来の計画を立てながらつくっていただきたいんです。

意見で結構です。

それと、都市計画費の公有財産購入費、2億円ですね。

これが、いい悪いちゅう話はするつもりないですけど、一定計画についてはめどが立ってないと、駅周辺整備はね。

だから買わなくていいとは言わないんですけど、ここは将来的には、やはり駅周辺含めた、このエリアも含めた、その計画の方向性としては、駅周辺の一体的な見直しがやっぱり必要だというふうな認識でいいんですかね。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長

いずれ、虹の橋も寿命が来ると思ってます。

最悪、そのときには、今回やったような鳥栖駅周辺の計画といたしますか、そういった見直しが必要だというふうに考えております。

松隈清之委員

いずれ、何らかの計画をするときね、公有地として持っているほうがもちろん計画はしやすいんで、これはこれで、無駄にしないようにはせんといかんんですけど。

やっぱ、どれくらい先を考えるかによって、当然、これ行政財産として購入するわけじゃないですか、一応周辺整備の目的でね。でも、一定期間その予定がないのであれば、運用としては、普通財産のような運用もしていかないかんわけですよ。なるだけ効率的な運用をせないかんというふうになっとるわけやけん。

だから、今すぐ答弁なくていいんですけど、周辺整備については、今できることとかね、具体的に事業に着手できる部分も含めて、やっぱ整理をして——買ったけど、ずっとね、無駄に塩漬けになったって事にならんように、有効活用できるように、整理はやっぱりしておいていただきたいなと思います。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

質疑を終わります。（「1点、すいません」と呼ぶ者あり）

取り消します。

西依義規委員

すいません。

A I のやつがありましたよね、3 ページの。

これを、ちょっともう一回、説明をいいですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

西依委員のお尋ねの、節9 旅費の58万4,000円の御質問かと思えます。

人工知能、いわゆるA I を活用した住民サービスの向上や業務の効率化を図るための調査・研究に要する旅費ということで、今回お願いをさせていただいております。

本市におきましても、さまざま住民の皆様方のお問い合わせ等に基づき対応をしておりますけれども、やはり多種多様な問い合わせに対して速やかにお答えができるような、そういった業務の効率化と、あと住民サービスにつながるような取り組み、そういったものも本市において検討していく必要があるだろうというふうなこともございまして、今回その調査に要する分として旅費をお願いしたものでございます。

以上です。

西依義規委員

いや、主要事項説明書に、複数の自治体で計画されており本市も参画ってあるんですけど、今、その研究会みたいなのがあるんですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

失礼いたしました。

もともと、これ総務省の実証実験というのがございまして、それに本市も、複数の自治体と一緒にって取り組みたいという考えがございましたので、それを想定したものでございました。

具体的には、本市の基幹システムをサポートする事業者が、九州管内の自治体、人口同規模程度の自治体に声かけをして、五、六団体でこれに提案をするというようなものがございまして、本市もそれに一つの自治体として参加をしたいというふうな思いで、これに参画しようとしたものでございましたが、実は、この分の申請をされた後の事業採択の結果が出ておりますけれども、本市等が参画をしようとしていたものについては、国の実証実験の採択から漏れたというふうなことでございますので、今後は、本市がそういった枠組みではない中でどういったものができるのか調査・研究を引き続きやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

西依義規委員

いや、ちょっとこう、何か消極的っていうか、実際A I をどういう部署のどういうところ

に使いたいっていう、例えば関係部署から上がってきて、うちではこういうことに困っている、こういうところにA I 使えないかというのを拾い上げた上で、担当課として先進地に行ったりとかならわかるんですけど。

漠然と、今A I がはやりだから、ちょっと何団体かと見に行きますじゃあ、実際、何が困って、何かっていうのを今把握されますか。

鳥栖市役所でA I を、これにA I 使ったら抜本的に変わるんだとか、人が例えば、もう本当5人ぐらい減るんじゃないとか、もし想定される項目が、担当課のほうで把握されているのかどうかちょっとお尋ねしていいですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

このA I 等の調査・研究を検討するに当たりまして、そういった総務省の実証実験への参画を想定しておりましたけれども、あわせて、実際そういった、どういったものが業務改善につながっていくのか、実際現場がどういったことに困っているっていうか、もっとこういった部分にそういったA I を導入すれば、もっと仕事がよりスムーズにいくのか、それが住民サービスにつながっていくのか、そういったものについて各課のほうに、そういった業務が見合う業務の検討、選定といいますか、そういったものを今庁内でやっておるところでございます。

どういった業務がこういったA I を導入することで改善といいますか、つながっていくのかと。そういったものを、まずは把握しながら、あと、今後さまざま事業者等からの提案等もすでにいただいておりますものもありますけれども、講習会等へ参加するなどしながら、情報収集しながら本市における、そういった活用策を見出していきたいというふうに思っております。

以上です。

西依義規委員

いや、今ちょうどいいタイミングで庁舎が新しく建てかわろうとしているやないですか。

それで、こんなシステムを使うはずやったら、これ要らんやったやないっていうのが多分、絶対出てくると思うんですよ。

だから、もうできる限り急いで、庁舎の、要はシステムとかソフト等々、もうどうせならこのスペース要らんやったやんとか、なるわけなんですよ。

だから、もしこういうことを本気でされるのであれば早くして、一般旅費なんで、先進地見に行くのであれば、何を見に行くか決めんと予算も通し……。

僕も、だけんこれに、じゃ漠然と賛成っていうわけにもいかんと思うんですよ、何となく見せてくださいじゃ。

何市の何を、うちは、例えば市民課からここ困ってるんで戸籍関係とか、こういうものをこうこう、こうするんで、じゃ大阪のどっか、ここを見に行きますと。じゃあ、58万円です。ああ、わかりましたって。

なら、わかるんですけど、今の御説明じゃ、総務省のあれに落ちて、けど何となく調査のために58万4,000円いただきますでは、ちょっとかなあと思ったんで。何か、具体的にあれば、もうちょっと教えてください。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

もともと、この58万4,000円につきましては、総務省の実証実験へ参画をすると、そこに参加をします九州管内の自治体と今後さまざまな情報連絡等が必要だということも想定しての予算のお願いだったんですけども、結果的にそれがかなわなかったということになりますけれども、先進事例のお手本が近くにあるということもわかりましたし、事業者のほうからも提案をいただいているものもありますので、そういった部分で、今後調査を行うということを考えております。

松隈清之委員

幾つかの自治体で、共同で研究すると。これ、今、同じシステムを入れている自治体と聞いていいですか。結局、開発する側っていうのは、そのシステムを開発する会社なんで。

要は、単体でやるよりも、みんなで使えるようなやつをパッケージで入れたほうが早いよねっていうことで、そこに加わっているっていうイメージでいいですかね。

同じような業務って、どこでもあるじゃないですか。特殊な業務もあれば同じような業務もある。そういう複数の自治体で、そういう実証実験の中で、ここをこうしてほしい、ああしてほしいっていう意見を言いながら、みんなで使えるやつをつくるような取り組みということでもいいんですよね、理解としては。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今、松隈委員がおっしゃったように、もともと同じサポート業者が声かけをしたところの自治体でございますので、それでなおかつ、より多くそういった意見といたしますか、材料を集めることがシステムを構築するにあたって必要だということになりますので、基本同じ考えに基づく部分での自治体同士の連携というものをもともと考えておりました。

以上です。

西依義規委員

いや、予算の出し方が事業費、一般旅費58万4,000円でしょう。ということは、どっかに行くための旅費を補正で要求じゃないですか、これ。違うんですか。

その研究費、雑費というか、それに対するやつなんですか。

一般旅費っていう上程の仕方、そこまで含めて、九州管内の人が集まったり移動費、そういう実際の担当の、そういう部署じゃなくて総合政策課の皆さんが二、三人とか何人で行かれた3月末までの予算がこれっていうことですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

実際、AIでそういったサービスを提供するシステム等を構築するに当たりましては、さまざまな行政分野があるかと思うんですけども、例えば住基であったりとか税情報だったりとか、内部管理だったりとかそういったものについて、ほぼほぼ同規模の自治体とどういったものが一番やりやすいのか。

例えば、鳥栖市としてはこういったものをやりたいと、よそはこういったものをやりたいといった、お互いに今の現状等の中でいろんな情報等を出し合いながら、よりよいものをつくっていきこうというようなことが、今回のこの総務省の実証実験の枠組みというふうに思っておりましたので、そういった関連する団体との連絡調整であったりとか、それ以外に行われるさまざまな、さまざまといいますか講習会とか、そういったものへの参加を想定して旅費という形で予算をお願いしたものでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

だから、先進地を見に行くというよりも、例えば今加わっている自治体が、つくっているところに集まって意見交換したりとかっていう旅費なんでしょう。

だから、この取り組みがすばらしいから、ちょっとみんなして見に行きましょうとかの旅費じゃないって思っているんですかね。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

総務省の実証実験で想定していたものは、今、松隈委員おっしゃるように、どこかに関連する市町が集まって調査等を行うというものに要する旅費という考えでございました。

以上でございます。

中村直人委員長

よろしいですか。質疑を終わります。

以上で、企画政策部関係議案の質疑を終わります。



報 告（企画政策部総合政策課）

第6次鳥栖市総合計画後期基本計画の見直し

令和元年度事務事業個票の見直し

第6次鳥栖市総合計画後期基本計画における財政見直し

中村直人委員長

続きまして、議案外ではございますけれども、執行部より報告事項があるということでございますのでこれを受けたいと思います。

ファイルについては、議案外の報告01から05のそれぞれになります。

それでは、報告をお願いします。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

議案外の報告でございます。

すいません、3点報告をさせていただこうと思っておりますが、まず1点目でございますけれども、資料はファイル議案外の報告01、第6次鳥栖市総合計画後期基本計画の見直しをお願いいたします。

総合計画の計画内容に変更等が生じた場合には、鳥栖市議会の議決に付すべき事件に関する条例に基づきまして、議会の議決を要することになっております。

平成31年2月に策定いたしました、鳥栖市公園施設長寿命化計画及び3月に策定いたしました、鳥栖市災害廃棄物処理計画につきましては、後期基本計画に関連する個別計画として反映させる必要があると考えておりましたので、議会運営委員会のほうに議案としての取り扱いについてお諮りをしましたところを、軽微な変更との御判断をいただきましたので、今回議案外という形で報告をさせてもらうものでございます。

資料の2ページをお願いいたします。

初めに、ここに一覧表という形でお示しをしておりますけれども、まずこの基本計画の該当ページが23ページになりますけれども、平成31年3月に鳥栖市災害廃棄物処理計画を策定しております。

この分につきましては、担当課のほうから議会のほうへも、昨年12月のパブリック・コメント説明会の中で御説明はしておりますけれども、鳥栖市災害廃棄物処理計画は、市の一般廃棄物処理に係る基本的な計画でございます鳥栖市一般廃棄物処理基本計画及び市の災害対策全般にわたる基本的な計画となります鳥栖市防災計画を、これは災害廃棄物処理という側面から補完する役割として位置づけられた計画でありますことから、総合計画の23ページの関連する個別計画に、該当する部分に鳥栖市一般廃棄物処理基本計画というのを記載をすることとしております。

なお、ちょっと飛びますけれども、あと関連するものが51ページにもございますので、先ほど言いましたように、鳥栖市地域防災計画の後に鳥栖市災害廃棄物処理計画という文言を追加するものでございます。

先ほどの51ページのところに、取り組み担当課っていうのがございますので、そこにこの計画の担当課が環境課対策課になりますので、総務課の後に環境対策課と追記をしたいというふうに考えております。

それから次に、総合計画の該当ページが29ページ部分になりますけれども、鳥栖市公園施設長寿命化計画についてでございますけれども、これは国の全国統一的な基準によりまして策定をしておりますので、先ほどの災害廃棄物処理基本計画のようにパブリック・コメントは実施をしておりますが、担当常任委員会のほうには担当課のほうから説明をしているということでございます。

先日の、西依議員の一般質問で答弁もさせていただいておりますけれども、市内25カ所の都市公園を対象として公園利用者の安全、安心の確保やライフサイクルコストの縮減の観点から既存ストックの長寿命化を念頭に、計画的な修繕、改修、更新等を定めるために、この鳥栖市都市公園施設長寿命化計画を平成31年2月に策定をしておりますので、総合計画の該当ページ、29ページの関連する個別計画欄に追加記載をするものでございます。

この計画によりまして、都市公園の遊具やベンチ、トイレなどの小規模施設であったりとか、文化施設、体育施設などの大規模施設の健全度調査等を行いまして、緊急性の高い施設を主体として、順次修繕、改修、更新等を行うというものでございます。

今回、議会のほうにお示しをします後期基本計画の変更内容の説明については、以上でございます。

続きまして、今度は資料の議案外の報告02になるかと思っておりますけれども、令和元年度事務事業個票の見直しっていうファイルをお願いできればと思います。

現在、第6次鳥栖市総合計画後期基本計画で取り組んでおります事務事業のうち、取り組みを進めていく中で取り組み事業等の年度別計画等に変更等が生じたものにつきましては、事務事業個票の整理、見直しを行っております。

今回、資料の2ページに一覧表を挙げているかと思っておりますけれども、事業概要等を変更したものが15事業ございますので、それについて、すいません、簡単に説明をさせていただければと思っております。

まず、1の1ページで、事務事業名として大気水質等環境調査監視事業ということで、下から段落2つ目になるかと思っておりますけれども、記載しておりますが、これは佐賀県東部環境施設組合による衛生処理場敷地の調査におきまして、今回埋設物及び土壌汚染、こういった

ものが判明したことによりまして、引き続き市において土壌調査を実施することになったために事業概要を修正するとともに、令和元年度、それから2年度の年度別計画に、土壌調査と追記するものでございます。

それから、1の4ページ、事務事業名は鳥栖駅周辺整備事業、これは一番上になるかと思えますけれども、これにつきましては、平成30年12月に橋上駅と自由通路による計画を断念しておりますので、令和元年度、2年度の年度別計画を現状に合わせまして、実現可能な方策に検討ということに変更したものでございます。

次に、1の5ページとなりますが、事務事業名が公園施設遊具の適正管理ということで、一番上になろうかと思えますけれども、これにつきましては、平成30年度から公園遊具の定期点検が法制化されたため、それにあわせて文言修正、文言整理を行ったものでございます。

それから、上から2つ目の事務事業名、公園施設長寿命化事業、これにつきましては、先ほど総合計画の見直しの中でも触れましたとおり、平成31年2月に長寿命化計画が策定をされたため、事務事業と概要を変更したものでございます。

あと、中段中ほどの事務事業名ありますが、花とみどりの祭り事業、これにつきましては、これまで5月下旬に実施をしておりました花の日、これと11月に実施をしております植樹祭、これを集約いたしまして、11月に実施されます文化祭と同時開催としたいということで、事務事業名と事業概要、あと年度別計画を変更しようとしているものでございます。

それから、1の6ページの一番下、事務事業名が高齢者福祉乗車券助成事業、これにつきましては、平成31年の1月に助成対象者の拡大によりまして、要綱改正を行っておりますので、それに伴う文言修正でございます。

以前は、自主返納された方のみが対象でございましたけれども、更新しない方もいらっしゃるということから要綱改正に至ったということでございます。

それから次に、1の7ページ、下段の上のほう、事務事業名が長期未着手都市計画道路の見直し、これにつきましては、進捗状況を踏まえまして令和元年度の年度別計画を変更するものでございます。

それから、一つ飛ばしまして、事務事業名で高速道路利便増進事業、これにつきましては、平成30年8月に味坂スマートインターチェンジ仮称でございますが、これが新規事業化が決定されたため、事業概要の見直しを行っております。

それから、1の8ページ、下段の中の一番上、事務事業名が橋梁長寿命化事業になります。これにつきましては、平成30年度に評価基準等について橋梁長寿命化計画の見直しを行っておりますので、事業概要の文言整理を行っております。

それから、同じく1の8の一番下、事務事業名が道路防災対策事業、これにつきましては、

進捗状況を踏まえた年度別計画の令和元年、それから2年度の内容の変更でございます。

次に、飛びますけれども、4の1ページ、上段の中ほどでございます、事務事業名が学校評議員配置及びコミュニティ・スクールの推進でございますけれども、コミュニティ・スクールの導入につきましては、平成30年4月から基里小学校、基里中学校で始まっておりまして、そういった意味でも検討段階から推進段階へと移行しておりますので、事務事業名、それから事業概要の見直しを行ったものでございます。

それと、その下、事務事業名がICT利活用促進事業、これにつきましては、進捗状況を踏まえた年度別計画の変更でございます。

それから、下段の事務事業名が学校施設の計画的な整備、これにつきましては、トイレ及び非構造部材の改修についてほぼ完了しておりますので、現状を踏まえまして、事業概要及び年度別計画の内容変更したものでございます。

あと、先ほどの繰り返しになりますけれども、4の2ページのほうにも学校評議員絡みがございますので、その修正につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますので、ここでは省略をさせていただきます。

次に、4の9ページの上段になりますけれども、多文化共生推進事業でございます。

これは、国際交流基本方針を平成30年度に前倒しして行っておりまして、その中で、情報の多言語化という表現をしておりますけれども、これがちょっとわかりづらいということで、わかりやすい生活情報の提供ということで文言を変更しておりますので、それに合わせまして年度別計画の文言を変更しております。

あと、5の3ページの中段にも、先ほどの鳥栖駅周辺整備事業がございますので、ここも同じ考え方として変更をしております。

最後に、5の6ページの上段でございますが、事務事業名が新産業集積エリア整備事業とありますが、これも現在の進捗状況を踏まえた令和元年度の年度別計画を変更したものでございます。

以上が、事務事業個票でございます。

最後に、議案外報告の3つ目でございますけれども、今度は現計画に基づく財政見通しについての説明でございます。

資料は、タブレットの議案外の報告05になるかと思いますが、財政見通しというタイトルがついているんじゃないかと思います。

この資料の2ページは、かがみでございますけれども、第6次鳥栖市総合計画後期基本計画における財政見通し、令和元年度、令和2年度ということになっております。

現計画の残りの期間における財政見通しという形で、今回お示しをさせていただいており

ますけれども、2ページの資料の、1 財政見通しの策定の背景ということで記載をしておりますけれども、人口の伸びなどによりまして、市税の伸びにつきましては、一定見込めるものの大幅な増収は見込めない状況というふうに思っております。

それで、橋上駅と自由通路を核とした鳥栖駅周辺整備事業は断念したものの、今後も新庁舎整備事業であったりとか、衛生処理場敷地の土壌対策等の検討も出てまいりますので、財政状況が厳しいというふうに予想をしております。

その中におきまして、この第6次総計期間における各施策に取り組む上で、基本目標ごとに主要事業の事業費を把握するために、財政見通しという形で総合政策課のほうで整理をさせていただいたところがございますけれども、この基本的な考え方として資料の中ほどに、3 財政見通しの基本的な考え方ということでお示ししておりますけれども、先ほど言いましたように、後期基本計画の計画期間になります令和2年度までの財政見通しということで、社会情勢であったり決算状況等を踏まえて、毎年度見直しは行っておりますけれども、各年度で編成される予算とは必ず一致するものではございません。

あと、資料の3ページに、令和2年度までの歳入、歳出の見通しをお示ししております。

それで、3ページ、4ページに令和元年度の予算額、それから事業費等につきましてお示しておりますけれども、今回上程中の6月補正予算案に、市庁舎整備事業を加えた見込み額という形で記載をさせていただいております。

財政見通しの歳入、歳出につきましては、ともに過去の決算額の推移等を踏まえながら推計をしたものでございます。

資料4ページには、総合計画の基本目標ごとに事業別の財政見通しをお示ししております。

左側がハード事業、右側がソフト事業となっておりまして、令和2年度までの、現時点での現計画における想定される事業費という形で記載をしたものでございます。

以上が、財政見通しとなります。

駆け足になりましたが、以上3件が、議案の報告という形で御報告をさせていただくものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村直人委員長

ありがとうございました。

それでは、この際ですので、何か確認したいことや御意見等がありましたら、各委員からお願いしたいと思います。

松隈清之委員

機構改革も予定されておりますけど、課の名前変わりますよね、総合計画のやつもそうや

し。

それって、また変わったら、変更みたいな形で上がってくるっていうことかな。

石丸健一企画政策部長

課が変われば、いろんな規則とかあっちのほうも変わってまいりますし、もちろんこちらのほうの変更も必要になってまいりますので、課が変わったことによる変更というのは、一覧の形で、一体的っちゅうか、ほかの部分と合わせてお示しするようになるかと思います。

松隈清之委員

わかりました。

最後の財政見通しで、子どもの医療費はことしも来年も変更ないけど、令和2年度までには医療費助成の拡充はないと思っていいのかな。

石丸健一企画政策部長

こちらに上げております財政見通しの事業別の分でございますけれども、基本的には、先ほど総合政策課長が御説明した個別事業の中の年度別計画、こことリンクをしておりますので、こちらのほうで位置づけされた分が事業費として出てまいります。

したがって、こちらのほうで、まだ位置づけが出ておりませんので数字としては上がってこないということになります。

中村直人委員長

ほかにありますか。

尼寺省悟委員

今の件なんですけどね、今の件。

市長が、今度いろんな形で公約をしたわけよね。いろんな大型事業の推移とか子育て支援とか。

そういったものが、これを見た段階で、先ほどつながっていると言ったんですけれども、その辺の詳細、細かいところっちゅうんか、それどの辺までこの中に入ってるわけ。

いろんな形で、今度公約、されたわけよね。

さっきも話したけど、子どもの医療費の問題だって、あるいは待機児童の対策だって、細かいこと言ったらね。あるいは、健康スポーツセンターだって、その辺については、はっきりしてないところについてはこの中には入らんとということ、あなたがおっしゃるのは。

石丸健一企画政策部長

今回、変更があった分は変更させていただいておりますので、ただ、先ほど総合政策課長が申し上げた分しか変更できておりませんので、現在、ほかの分については検討中というふうに理解をしております。

尼寺省悟委員

細かいこと言いませんけど、そうしたら、これを見て、ほんならどれとどれは反映されているというふうなことを聞けば、それについてはちゃんとお答えがあるということでいいわけですね。反映されているのはどれですかと、この中でね。

それについては、お答えできるということですね。今は言いませんけれども。

石丸健一企画政策部長

この数字については、先ほど申し上げたように、個別事業のその中の年度別計画に記載されている分が数値として上がってきておりますので、こちらのほうできちんと方針が決定したら上がって来るようになるかと思しますので、ここに上がってない分の数字は、今回、計上されておらないということでございます。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

じゃあ、以上で議案外の報告を終わります。

教育委員会の準備のために、暫時休憩をいたします。

午前11時9分休憩

oo

午前11時19分開議

中村直人委員長

再開いたします。

oo

教育委員会事務局

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

中村直人委員長

これより、教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

教育委員会事務局関係の議案は、議案乙第15号と議案甲第36号の2議案であります。

それでは、議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ファイルについては、05（教育委員会）一般会計補正予算になります。

それでは、執行部の説明を求めます。

古賀達也教育総務課長

それでは、教育委員会関係の補正予算について御説明させていただきます。

お手元の資料の、総務文教常任委員会資料にて御説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節3中学校費国庫補助金につきましては、鳥栖西中学校普通教室棟大規模改造事業の学校施設環境改善交付金の交付決定に伴うものでございます。

中島達也学校教育課長

続きまして、款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節3中学校費県補助金につきましては、別室における学校生活支援事業費補助金でございます。総事業費のうち、県から2分の1の補助がございます。

続きまして、同じく項3委託金、目4教育費県委託金、節1教育費総務委託金につきましては、小中連携による学力向上推進地域指定事業委託金でございます。本事業は、県から事業費の満額について委託金を受けるものでございます。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

続きまして、款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のコミュニティ助成金につきましては、一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業におきまして、宿町の鉦浮立用具整備が採択を受けましたので、所要の額を計上したものでございます。

古賀達也教育総務課長

そのページの一番下でございます、款23市債、項1市債、目4教育債、節1中学債の減額につきましては、鳥栖西中学校普通教室棟大規模改造事業の、先ほど申し上げました学校施設環境改善交付金の交付決定に伴います財源の組み替えによるものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

中島達也学校教育課長

続きまして、3ページをごらんください。

歳出につきまして、御説明をいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目3学校教育事務局費、節8報償費から節14使用料及び賃借料につきましては、小中連携による学力向上推進地域指定事業に係るものでございます。本事業につきましては、佐賀県教育委員会の指定をします基里中学校及び基里小学校が児童生徒の学力向上に向けて、基礎、基本の定着や活用力を高める授業改善。また、みずから課題を発見し、その解決に向けて主体的に学ぶ態度の育成等に小中学校が連携をして取り組む事業に対する委託金でございます。

小中学校が連携して行うことを前提としまして、基礎、基本の定着や活用力を高める授業改善等の研究が中心となります。県からの委託金45万円を研修会の講師謝金や旅費、家庭学習の手引を印刷しました下敷き等の印刷製本費、研究発表会に伴う消耗品購入費などに支出する予定でございます。

古賀達也教育総務課長

4ページが一番上でございます。

款10教育費、項3中学校費、目1学校施設管理費、節13委託料の設計委託料につきましては、平成30年度に管理棟、本年度に普通教室棟の工事を行っておりますけれども、来年度行います校舎西側の特別教室棟の設計を行うものでございます。内容といたしましては、昭和44年度に竣工し、平成元年に大規模改修をいたしております校舎の特別教室棟のパソコン室、木工室、理科室、音楽室等の大規模改造に要する設計費でございます。

以上でございます。

中島達也学校教育課長

続きまして、款10教育費、項3中学校費、目2学校事務管理費、節4共済費、節7賃金につきましては、別室における学校生活支援事業に係るものでございます。この事業につきましては、不登校生徒の減少を図るため別室を設置、そこに学校生活支援員を常駐配置し、学習活動の援助や集団生活への適応指導を行う事業でございます。

学校生活支援員の賃金としましては、1時間当たり932円、1日7時間、本年度は年間147日で96万円、社会保険料が17万5,000円、合計113万5,000円で、県補助金が2分の1となっております。今年度は、田代中学校に学校生活支援員を1名配置することとしております。

続きまして、款10教育費、目3学校教育事務局費、節14使用料及び賃借料につきましては、電子黒板用パソコン借上料でございます。

現在、電子黒板操作のパソコンにつきましては、教員に支給をされております校務用パソコンを教室のほうに持ち込みまして接続をして使用しておりますが、個人情報を含みます校務情報の情報管理の強化の観点から、また教室移動時の起動ロスやパソコンを落とすおそ

れがあること等の課題の解消を図るために、操作専用のパソコンを整備するものでございます。パソコン等借り上げ料としましては、今年度は87台分の7カ月でございます。

電子黒板用パソコンの整備につきましては、多額の費用を要することから本年度は中学校を予定しており、来年度以降に小学校と段階的に整備をしていく予定としておるところでございます。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

続きまして、項4社会教育費、目1社会教育総務費、節13委託料につきましては、麓小学校なかよし会Aクラス改修工事に関する実施設計委託でございます。

その下、目2文化財保護費、節19負担金、補助及び交付金につきましては、歳入のほうでも御説明いたしましたけれども、宿町の鉦浮立用具整備にかかわる補助でございます。今回、宿町のほうは、青銅製の4つの鉦を作成される予定でございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

古賀達也教育総務課長

その次の、資料5ページをお願いいたします。

平成30年度繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

このことにつきましては、さきの3月定例会におきましてお願いしておりました繰越明許費につきまして、繰越額が確定いたしましたので報告するものでございます。

1行目、2行目、それから5行目の小学校の屋内運動場非構造部材改修事業、それから小中学校特別教室棟空調設備設置事業につきましては、国の平成30年度補正予算で事業採択を受けましたけれども、事業実施が本年度となるために繰り越したものでございます。

3行目、それから6行目の小中学校の特別支援学級整備事業につきましては、春休み期間に入ってからの実施、それから基里小学校フェンス設置事業につきましては、国道拡幅と調整に日数を要したために繰り越したものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

今の説明の中でもありましたけれども、鳥栖西中、普通教室大規模改造工事にかかわる予算が幾つか計上されておりますけれども、その件について質問します。

もとより私は、この大規模改造工事に反対するということではありません。それは最初に言っておきますが、実はここに入札状況調書、これ教育総務課が出しているものなんですが、ここでこの事業について、指名競争入札ということで6社、入札に参加しとると、今泉建設

とか。それで、最終的には坂口組が落札したということになってる。

この落札した、入札した日時が5月30日、これを頭の中に入れておかれたと思います。

それでね、言いたいのはどういうことかという、皆さんも知ってるように、架空発注事件が起きたと。改めて言いますけどね、2月の中旬に水道課は架空発注したと。3月の下旬にお金を業者に渡したと。

それで——名前出てるから言いますけれども——今村次長さんが申告したのは4月の1日と。そして、このことを公開したのが、5月17日、記者会見、1カ月半たって。それで、新聞に載ったのが5月18日ですね。そして、そのときも我々は、執行部に対してその業者の名前を言えと、それに対して一切言わなかったわけですね。工事についても言わなかったわけですね。

何でかちゅったら、名誉棄損に該当するかもしれんから、言わなかったわけですね。

そして、それから1カ月たった6月14日に、坂口組に対して口頭で嚴重注意をしたと。そして、名前を公に公表したのが6月17日なんです。小石議員の一般質問に答えて、ね。

これを見ると、さっき言ったように、5月30日に、もう落札しているわけです。

何で名前を言わなかったのかと、ああ、これだなあと、みんな思うわけですね。坂口組にね、落札させたいがために、あるいは、もう人によったらね、もう決まっとったんじゃないのかと、ここに落札するのが。

だから、そういったこと、誰だって思うわけですね。

何で、5月17日に名前とか言わなかったのかと。ああ、もう5月30日に、ここに落札するの決まっとったから言わなかったんじゃないのかなというふうなね、疑念が誰だって湧くわけです。

そういった意味で、幾つか教育委員会に対して質問したいんですけど、これは、指名競争入札で6社、これ6社にしたのはいつしたんですか、決めたのは。

古賀達也教育総務課長

今回、指名競争入札を行っております。それで、指名競争入札の通常の手順といたしましては、契約管財課に対して（「いや、いつしたんかって聞いとる。いつと」と呼ぶ者あり）

4月の16日に契約執行依頼を行いまして、4月の18日に指名業者選定の通知をいただいているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

それでね、実質的に4月9日の指名審査委員会で6社にしたということというふうに契約管財課に聞いとるんやけどね。4月の9日ですよ。

4月の1日には、もう上司に対して報告しとるわけですよ。当然、その中でね、業者の名前も言っとるわけですよ。

それで、あなた方はいつ知ったんですか、こういう状況だというのは。

古賀達也教育総務課長

今回の事案につきましては、先ほど尼寺議員からもございましたように、5月の17日以降に事案を知ったところでございます。

ただ、業者名等につきましては、さきの一般質問の答弁で知ったところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

こんな重要な事案をね、教育委員会の担当者が知ったのは、私たちと同じだと、いうのは全くこれ解せないんですが。こういったことを決めるときに、市長のほうからね、坂口組についてはお金をもらっているというふうなことで、これに対してはまずいと。辞退させるのか、あるいは載せるなど、そういった指示はなかったんですか。

古賀達也教育総務課長

市長のほうからそういう指示は、いただいておりません。

尼寺省悟委員

仮に——これ、仮の話で失礼やけど、仮に、知っていたら、教育委員会としては、指名についてはどうされるんですか。

あんたするなよとか、そういったことを、知っていたらされたんですか、どうですか。

古賀達也教育総務課長

今回、仮の話でございますけれども、通常は契約事務規則等に従って行いますので、実際、指名停止等の案件があればそういうところでの取り消しとかいう部分はあるかと思えますけれども、今回の入札に当たりましては、特段そういうふうな処分っていうか、事案はございませんでしたので、通常どおり事務処理を行っているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

今、おっしゃったけれども、この坂口組は、嚴重注意という処分を受けてるんよ。受けてるんよ、ね。

そして、実際問題として、さっき言ったように、5月30日に、これ指名を受けているんですけども、5月18日に発表があつてから1週間たつて、時間あるわけですね。

だから、私としてはね、さっきは6月……。5月17日に、こういった事案があつてるんだから、それで、入札したら5月30日だから、1週間以上であるんだから、その間の時間があ

るんだから、それなりの対応っちゅうのを、やっぱりするべきであったと思うんやけど、その辺はどうなんですか。する必要はなかったの。

古賀達也教育総務課長

教育委員会としては、わかっておりませんでしたので、実際そういうふうな部分では、特段検討を行っていないところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

さっき、言ったけれども、嚴重注意の処分を受けているんよね。それでもやっぱり、特段何もしないわけ。

古賀達也教育総務課長

入札の時点では、特段そういうふうな処罰というかそういう部分はされてないというふう聞いております。

我々も答弁の中で知ったんですけれども、嚴重注意を受けたのが6月の14日というふうにお答えをされておりましたので、入札時点では特段、我々としては、わかっていないところでございますので、通常の契約事務規則に沿って事務処理を行ってきたところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

私ね、これ職員に対してはかなり厳しい処分をしてるけれども、業者に対する処分っちゅうのは本当に甘いですよ。

それで、ここの事案だけじゃなくて、例えば同じ水道局が、これ6月13日に入札をして2,745万円の水道かけかえ工事の落札をしてるんよ、ね。してるんです。

非常に、業者に対しては甘いし、だから、さっき言ったように、これ自体ね、もう決まっちゃったんじゃないのかと、談合が行われていたんじゃないかということ言う人も実際にいるわけです。

それで、最後の質問ですけど、今の地点になってみて、こういう処分をしたことに対してまずかったと、こういう処分をしたら市民の理解は得られないと私は思うんやけど、その辺どうなんですか。

こういったことをやって、市民の理解って得られるとお思いですか。それを最後に聞きたい。

古賀達也教育総務課長

教育委員会といたしましては、通常の契約事務に従いまして事務処理を行っております。

そういった観点でいきますと、問題はないものと考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

いや、私が聞いているのはそういった意味じゃなくて、入札した地点で知らなかったと。知らなかったということでね、それに対して、半分そうかなと思うんやけど。

今の地点よ、今。

今、わかってるわけでしょうが。今の地点に立って見て、この入札はどうやったかって聞いているわけです。

今の地点に立っても、よかったと、通常の業務であったから、もうこれは正常であったと。そう言い張るわけですか、今の地点でも。

白水隆弘教育次長

過去にさかのぼることは可能ではございませんので、仮の御答弁とさせていただきますけれども、仮に、今の時点で、これがわかったといたしましても口頭による嚴重注意という処分でございますので、入札に差し障りのあるような処分ではございませんので、教育委員会といたしましては通常の事務処理と考えておるところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

今のやりとりで、入札の参加資格とかね、ふさわしいかどうかというのは、これ教育委員会で判断するんですか。それとも、今言われたように、4月にこういう契約してくださいと契約管財課に上げたら、基本的に契約管財課でやる話なんですか。

古賀達也教育総務課長

指名業者の推薦につきましては、指名資格等審査委員会のほうで決定をいたします。

事務としては、所管課としては契約管財課のほうになります。

松隈清之委員

ということは、その当該企業が参加するかどうかの判断に関して、教育委員会は基本的には関知しないと思っただけですか。

古賀達也教育総務課長

基本的には、指名業者の選定には関知しておりません。

松隈清之委員

じゃあ、ここに聞いてもしようがない話になりそうな気がするんで、もしこの予算に対してとか契約に関してどうこうであるなら、その説明ができる担当課を呼ばないかんっちゃう話になりますよね。

中村直人委員長

今、予算の関係をしてますけれども、甲36号の絡みが、今かなりありますので、西中の工事、継続してあっておるわけですけど、ちょっとそれは切り離して、甲議案のほうで今の話はなってくるのかなと思いますので。

それ以外の関係で、質疑があればお願いしたいと思います。

飛松妙子委員

パソコン等借上料150万円で、先ほど、企画政策部情報政策課のほうにも内容はお聞きしたんですが、今回、教員使用のノートパソコンを使用していた物を、操作専用を導入したということで、各議員からも、私からもこのことは、すごくリスクが高いので、ぜひとも導入していただきたいということで、もう、今回導入していただくことは本当によかったなと思っております。ありがとうございます。

今回、87台で中学校で、先ほど、企画政策部のほうでお聞きしたときには、小学校はどうなるんでしょうかってお聞きしたら、わかりませんということでしたので、今回、中島課長のほうから来年度以降やりますという、心強い御説明もいただきましたので、すごくありがたいなと思っております。

本当に、もう先生たちもすごく待ち望んでいたことでもありますので、小学校のほうは来年度以降、具体的にどのようにお考えなのか、また教えていただければというのと、あと中学校の導入に関しまして、いつぐらいをスケジュール的に考えていらっしゃるのかお教えいただければと思います。

中島達也学校教育課長

パソコンの入れかえにつきましては、小学校につきましては、現段階では、来年度小学校の高学年、それから次年度小学校の低学年ということで今考えているところでございます。

高学年は4、5、6年生ですね、低学年1、2、3年生ということで。

それから、パソコンの入れかえにつきましては……。

立石光頭学校教育課長補佐兼学校教育係長

中学校の電子黒板用のパソコンの導入についてですが、スケジュールとしましては、9月末までに入れたいと考えております。

10月から消費税が上がりますので、その前までに設置のほうを終えたいと考えております。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

もう、すごくありがたいことですので、よろしくお願いしたいと思います。

あともう一つ、お尋ねいたします。

その上の不登校の支援というところで、田代中学校ございました。ここが一番不登校の生

徒が多いということで、導入されるということでお聞きしておりますが、具体的にこの不登校の支援をすることで、どのような効果を考えていらっしゃるのか。すごく大事な部分だと思いますので、お考えをお聞きできればと思います。

中島達也学校教育課長

今回、導入予定しております別室における学校生活支援事業につきましては、現在のところ田代中学校に1名の学校生活支援員を配置する予定にしております。

現在、どうなっているかということで申し上げますと、現在、空き時間の教員が割り振りをして、生徒たちの対応をしているところでございます。

そういう中で、やはり人が入れかわる、そういう部分もあって、継続してその子にかかわる——担任はかかわりますけど、やはり担任プラスアルファでかかわれるというメリットがございます。継続してその子を見れるということがですね。

昨年度、この先行事業という形で、鹿島市と武雄市が取り組みをして、非常に効果を上げているという話を聞いております。そういった部分で、やはり教室まではいけないけど別室に行けるという子たちが、さらにその別室から教室に行けるようになったという、そういう効果もやはり聞いておりますし、そういう効果をうちとしても期待をしているところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

きょう朝の、朝一のテレビの中で、発達障害が取り上げられていまして、その中でも不登校の生徒たちのことが放送されておりました。

不登校の中にも発達障害の子供が多いということと、その子供が通う中で、いろんな教室のリスク、例えば照明だとか音だとか、そういうところでも途中で、ちょっとうずくまったりとかいうのがあっていましたので、こういうふうに設けていただけるとすれば、そういう子供たちのきめ細やかな対応までできるように予算も、ぜひ今後も、いろんなことがあるたびに付けていただきたいなということを、ちょっと要望申し上げたいと思います。

あともう一つ、すいません、先ほどのパソコンのところ、若干、関係はしないんですが、せっかくパソコンを導入しての学校の授業をしていただけるということで、子供たちが逆に——先生たちがじゃなくて。子供たちが、それこそ授業で字がなかなか書けない子供たち、それこそ発達障害とか言語障害の子供たちとかですね。

そういう子供たちが、iPadとかパソコンを持って授業ができると、より勉強が好きになったりとかいうことも、実は朝の放送の中で、中学生の子供が、実際自分のこととして、

言葉で発言をして、勉強が楽しくなったと。ほかの友達ともコミュニケーションが取れるようになったっていうところも放送されているのを見て、やっぱり子供たちが勉強をしたっていう環境を整えるのも、今後はすごく重要な部分であると思います。

その特別教室を使っただけで、そういう子供たちへの配慮も可能であればやっていただきたいし、あと普通教室の子供たちが、何でこの子だけ特別なのっていうふうにならないような環境のつくりも、ぜひともお願いしたいなと思っておりますので、あわせてこれはお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

尼寺省悟委員

ちょっと白水次長、さっきの件ですけどね、私の質問にちゃんと答えてないじゃないね。

私は、こういったことをして市民の理解は得られますかって聞いたわけ。それに対して、これは通常の業務であって、問題ありませんと。

私は、こうしたことっちゅうのはどういうことかというの、もう一回言おうか。

5月の18日にね、一般公表をして、そして名前を公表したのは6月の17日たいね。それまで一貫して工事名も業者も言わなかった、何で言わなかったっちゅうのは名誉棄損になるから。その一方で、5月30日にね、入札しとると。こういったことをしとって市民の理解は得られますかって聞いたと。

だから、得られるか得られないか答えてください。

問題ありません問題ないじゃないたい。得られるか得られないか、どういうふうに教育委員会として、この件を考えているかということをお願いするわけよ。

白水隆弘教育次長

先ほどと重複する部分がございますけれども、教育委員会といたしましては、通常の手続に沿って、入札、仮契約までいたしてきておるところでございますので、これに関しましては、市民の皆様の理解を得られると考えておるところでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかございませんか。

尼寺省悟委員

もう一つ、全然関係、違う話になりますけど、いいですか。

なかよし会について、別に麓小学校の件が出ていますよね。教室の件ですけど、若葉小学校は教室を借りているんよね、図工室か何か。

指導員の方に聞いたところ、あそこ図工室だから、毎回あそこにあるいろんな道具とか何

とかを片づけて、そして処理せないかんと。大変だという話を聞いとるけれども、そういった形で今なかよし会については、教室が足りずにそういったほかの小学校の間借りといいますかね、そういった形になっているわけです。

やっぱりこれに対しては、すぐにとは言わんけれども、これに対してそうじゃないような形で整備する必要があると思うんやけど、今回の予算には出てないけれども、こうしたことは年次的にね、やっぱり解決していかないかと思うけれども、その辺のところの考え方をちょっと聞きたいんですけど。

八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

放課後児童クラブなかよし会の施設のことに关しましては、空き教室を使ってということが最初にございます。

若葉小学校が増設したときには、特別教室をお借りしてということで、今現在行っております。それから、授業関係でどうにか工面していただいて、今利用ができるような状況にあります。

また、今後ほかの教室の空き状況、また子供の数とかも考慮しながらの施設増設と考えておりますので、そちらのほうはまだ、今後計画は考えていきたいと思ひます。

尼寺省悟委員

全く空き教室、全然使わないということだったらいいけど、さっきの若葉小は使っているわけよね。使っていて、そのすき間を狙ってやっているんよね。

だから、そういった意味で、毎回毎回片づけないかんしね、子供たちにとってみると。あそこは、そして図工室だから、机が全く動かせない、椅子が、どんどん座ってね、だからそういった意味で、あそこで走り回るちゅうことは大変やし。そういった図工室を借りとるんよね。

だから、私が言いたいのはね、全く使わないところやったらいいけど、使っているところをするのはやっぱり大変だから、将来的にね、空き教室を使わないとか、あるいは整備していく必要があるんじゃないでしょうかと言っているだけです。

いいです。

今、私言っているの間違い。違うところあった。（「走り回ってはいけませんので」と呼ぶ者あり）

竹下繁己委員

この、なかよし会の改修工事って、内容的にどんな改修をされるんですか。

八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

なかよし会、麓小学校が平成6年に建てておりますので、ことし25年になります。

外構、内装ともに老朽化っていうところもありますで、そちらが主な改修にはなります。

竹下繁己委員

言うたら、営繕工事というか補修工事、例えば増築するとか移転させるとか、そういった内容じゃないんですかね。

八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

現在、そちらのほうは考えておりません。

竹下繁己委員

麓小学校も間借りした状態でやっているんで、前から、もう土地はあるから建て直してくださいというような声もあったと思うんですよね。

きのう、消防団の倉庫の営繕費用も補正で出てたんですけど、何かこう、麓地区やけんが言うわけじゃないですけど、何か手直し手直しでずっと使っていくよって、やっぱ年期が相当入っているわけですね、なかよし会も。

そして、もう使い勝手が悪いっていう声はあっているのに、こんくらいでこらえとっちくくださいよ、というような、麓地区だけ何か蔑視されているのかなと。

消防団の倉庫も、団員の人たちは、もう土地はここにあるけん建てかえてくださいという声が上がってる。それで、麓小学校のなかよし会も、もう狭いと。そして、送迎もやりにくい、この場所は、めちゃくちゃ使い勝手が悪いという声があるんで、言ったらこれ、ちょっと無駄な予算で、もう建てかえないならば予算つけないほうがいいんじゃないかなと俺思うんですけど。

そんな計画、この先どうなるんでしょうか、このなかよし会。

八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

なかよし会に関しましては、今、中長期計画のほうで老朽化している分は計画を立てて改修工事、それから中も見直しっていうのがありますので、そちらは、今後計画は考えていきたいと思いますが、新たに新築するというのはまたちょっと、難しいところかなと思いますけれども。

既存の部分での改修工事及び今現在、麓小学校では別の放課後児童クラブの開設もございますので、そこの地区のまた待機児童のことについては、またちょっと違うと思うんですけど、建物に関しては、中長期計画での老朽化対策っていうことでの今回は計上になりますので、よろしく願いいたします。

竹下繁己委員

言うたら、鳥栖市ができないから、例えば保育園が放課後、なかよし会をするとか、麓まちづくりセンターで何か受け入れてくれるとか、いろいろ地域でも考えながらしてくださ

ているのは重々承知で、これもいいことだと思うんですけども、そういった麓小学校のなかよし会の建物は、移転したほうがいいという意見もあるということを確認しておいていただきたいと思います。

意見です。

中村直人委員長

ほかございませんか。

尼寺省悟委員

ちょっともう一点だけ。

ちょっとしつこいようやけど、さっきの架空発注事件で、この事件を知ったのは5月17日だと言われたけれども、それに坂口組が関与していたというのを知ったのは何日ですか。それ、言われたかな。

古賀達也教育総務課長

業者のほうがわかりましたのは、尼寺議員もおっしゃったように、議会での一般質問の答弁で、業者名を教育委員会としてはわかったところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

6月の17日ですね、小石議員の。

ちょっとね、どうかと思いますけど、まあ、いいです。

西依義規委員

3ページの小中連携による学力向上で、県の補助金からの研究費は、理解はできるんですけど、鳥栖市が、例えばその小中連携を始めて、たしか平成24年とかでしょう。平成24年からたって、その当時、第一番目の期待される効果は学力の向上なんですね、小中連携、9年間で。

それで、その学力が本当に向上しているのかどうか、結果、小中連携やってみた方がいいが学力も向上せんのであれば、もう面倒くさい連携だと思うんですね、その小中学校。

それが果たして、この研究費には関係ないとしても、学力向上推進っていう意味合いの補助金なんで、その辺を何か考えられているのか。

それと、次の、先ほどありました不登校児の学校生活支援事業も、これも小中連携の効果の中には、2番目に不登校児の生徒指導の諸問題の減少と。

それと、4つ目に中1ギャップの解消というのがあるんですね、小中連携やったら、ひょっとしてこういう効果がありますよと。けど、小中連携やりながらもこの、もちろん県にある補助メニューっていうか、それをするっていうことは、本当は不登校児は減っていくはず

なんですよ、小中連携で。教育委員会が掲げる目標としては、けど減らないのか。

本当に減っていて、あとわずかこういう方がいらっしゃるんで、この部分の事業なのか、その2点、質問します。

中島達也学校教育課長

小中連携の効果につきましては、先ほど議員のほうからも御指摘がありましたけど、当然、学力向上だけではなくて、小中9年間を見据えた中で子供たちをどう教育していくのか、どう育てていくのかという部分を大きなところで見据えて、小中連携を推進しております。

その中には、先ほどおっしゃいましたように、中1ギャップの解消、それに伴う不登校児童生徒をなくしていくというか、その数をやっぱり減らしていくと。実際、数字的に見たときに、その効果がどうであるかと。

例えば、中学校に入ってきた子供たちに、私、現場におるときに聞いたりする中では、やはり小中連携をする中で、乗り入れ授業なんかあるわけですね。中学校の先生たちが小学校行って授業をするとか、逆に、小学校の先生たちが中学校に行って授業をするとか。

そういう中で、やはり見た先生たちがおったと、やっぱり安心したとかですね。また、あ のとき声をかけてくれた先輩がおったのでよかったとか、そういう声も実際聞くわけなんですね。

数字として、その不登校児童生徒の減少という部分まで、小中連携が効果してっていう部分は、なかなか数字では見えない部分なのかなあと思うんですけど、実際の子供たちの声としては非常に、やっぱり小中連携をして中学校にスムーズに入ることができたとか、そういう声は聞いております。

また、学力の部分については古賀参事から、よろしいですか。

古賀泰伸学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

失礼します。

学力の向上につきましては、これは経年で同一児童生徒を追っております。

佐賀県が行います学力状況調査、それと全国調査、これを経年でずっと追った場合に、微妙に右肩上がりの状況は続いております。これは、小中一貫教育、これを行ったときから、また教科「日本語」に取り組み始めたころからずっと追っかけていったときに、そのような結果が出ております。

ただ、先ほど課長のほうも言いましたように、これに関連性は見られるものの、因果関係というところまでは、そこまではまだ、因果関係があるとまでは言えませんが、今現在、微妙に右に上向いている状況っていうのは、鳥栖市としてそういうふうな状況として捉えております。

以上です。

西依義規委員

学力向上はわかりました。ありがとうございました。

そんなら、その不登校、今度の学校生活支援員の事業費で、不登校の数は減少なんですか。それとも、いろんな中身が、多分不登校にはいろいろ多岐にわたり過ぎてとか、一概に比較はできんとかいうのはあるんでしょうけど、漠然と見て、小中連携をやってきてよかったし、今後もやっていくべきだと私が思うに足るような指標ってあるんですか。

中島達也学校教育課長

実際、不登校児童生徒数の推移の数字的なものを御紹介いたしますと、小中合わせまして、例えば平成27年度が出現率としましては1.04%、平成28年度が1.12%に、平成29年度が1.27%、平成30年度につきましては1.30%という形ではございます。

実際、不登校児童生徒が減っているかっていうたら、なかなかちょっと難しい部分はございます、正直なところですね。

ただ、今回、別室における学校生活支援事業につきましても、不登校につきましては、大きく4段階にあると考えられます。

1つは、完全に、もう家から出れないお子さん。それから、学校外の施設には通うことができるというお子さん。家は出れる、しかし学校はなかなか行けない。それからもう一つは、登校はできるが教室には入れない。別室には入れる。

この、別室に入れる子たちの対応というのが、今回の事業になります。

それからもう一つは、教室に入ることができるという形になると思っています。

最初に申しました、家から出ることができない生徒、これは全てそうなんですけど、学級担任を含めて学校全体で対応はしております。それに加えて、例えば家から出ることができない、完全な不登校のお子さんに対しては、県の事業で訪問支援による学校復帰サポート事業というのがございます。これは、県が委託をしましたNPO等が、実際家庭なんかを訪問して、その子を支援していくっていう事業、こういった事業もしております。

また、学級外の施設には通うことができるっていうお子さんについては、市の適応指導教室みらい。現在、本年度4名通っております。そういった対応をしております。

今回は、登校はできるが教室に入れられないお子さんについては別室ということで、その別室を設置して、学校生活支援員を配置するということにしているところでございます。

以上です。

西依義規委員

わかりました。

さっきの1.何%ってということなんで、1点台の前半をずっと推移してきているっていう状況とっていいですか。

わかりました。

天野昌明教育長

小中一貫のことが出ましたので、ちょっとお話をしたいというふうに思いますけど。

今、面倒くさい連携と西依委員さん言われましたけれども、確かに鳥栖市で行う小中一貫ってというのは、非常に、一番多い田代小中校区は2,500人近くなりますし、基里中学校校区は、合わせて500人を切るぐらいの数ということで、やっていく中で、それで小中一貫をやっているということですので、非常に、やっぱりその中学校区の特長であったりとか、規模によっていろいろ変わってきます。

それで、それでも小中一貫は大事だということでやっているんですけど、そこで、今言われたように、面倒くさいということのないように縛りをかけているということじゃなくて、ただお願いしているのは、教科「日本語」を中心にやりましょうと、9年間の柱としてやりましょうということが一つ。

それから、子供、児童生徒の交流をできる範囲でやりましょう、例えば中学校校区別で、小学校校区でやりましょうとか、それから、先生たちの交流も、できる範囲内でやっていいからお願いをしたいということでやっています。

それともう一つが、9年間でしっかり学習の規律であったりとか学習の決まりであったり、そういう9年間育てていきたいと思いますというようなことの、3つのお願いをして小中一貫ということをやっていますので、本当に小中一貫かっていうと、本当の小中一貫ってということじゃなくて、やっぱり鳥栖市内の小中一貫は、内容の教科「日本語」を中心にやるという意味で、それでいいんじゃないかなというふうに思っています。

そういった中で、今度、基里小中学校のほうに県のほうから指定もあったということで、今回はそういった意味で、お金もついたということでやるんですけども、やっぱり効果は、学力がぐうっと上がるとか、不登校が、もう一遍に減るということは、なかなかこれは難しいなと思っていますけれども、やっぱり先生の文化、お互いに認め合う中で、小学校の先生方の授業を中学校の先生方が見ることによって非常に細やかになるし、環境も非常に整備できてきたし、あんなふうにするのかな、専門性のある中学校の先生方を小学校の先生方が見て、ああ、ああいうふうにして指導するのかなという、非常にそれは効果があります。

子供同士も、やっぱりお互いに、学校の説明会であったりとか交流をいろいろやる中で、安心して中学校に行こうという気持ちになっているというふうに思っています。

そういった形で、今後、小中一貫は、ずうーっと回してみますので、ことしの11月15日は、

議案甲第36号 工事請負契約の締結につきましては、今年度予定しております鳥栖西中学校普通教室棟大規模改造工事のうち、建築工事に関しまして、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、予定価格が1億5,000万円以上の工事の契約について市議会の議決をお願いするものでございます。

今回の契約につきましては、去る5月30日に指名競争入札を行いまして、翌5月31日に仮契約を締結したところでございます。契約金額につきましては2億1,373万円で、契約の相手方は株式会社坂口組となっております。

主な契約の内容につきましては、外壁の改修、屋根防水改修、それから建物内部の改修でございます。

なお、ファイルの10_議案参考資料をお願いいたします。

議案参考資料の3ページでございますけれども、工事請負仮契約書を添付いたしております。

それから、4ページに、今回工事を行います普通教室棟校舎の東側の配置図、それから、5ページ以降に、各階の平面図、それから立面図のほうを掲載いたしております。普通教室のあと特別支援学級の改修を行うものでございます。

簡単ではございますけれども、説明は以上でございます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

ちょっとさっきも聞いたんですが、答えられるならしく。

これ、指名競争入札ということで、今泉建設とか大島とか、栗山とか坂口とか、この6社に決めたのはいつ、どこで決めたのかな。

古賀達也教育総務課長

今回、4月の18日に指名業者の選定を行っております。

通常、それぞれの等級区分がございます。建築でいくと、今回A級の業者6社を指名業者として選定を受けまして、4月の24日に決裁で指名業者の決定を行っているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

ちょっと私が聞いたところによると、4月の9日に指名審査委員会、で6社と、いうふうにしたと聞いたんですが、それとの関係はどうなんですか。

古賀達也教育総務課長

4月の9日に指名審査委員会で、例えば建築で何千万円以上の工事については、A級業者を指名しますという、一定の基準を4月9日で決めておりますので、4月の18日に決めたとするのは、それをもとに決まったというような形になります。

以上でございます。

尼寺省悟委員

4月の18日に選定をしたと、選定をしたメンバーというのはどなたなんですか。

古賀達也教育総務課長

18日には、先ほど尼寺議員からもありましたように、4月の9日の指名資格等審査委員会でそういうルールを決めていますので、4月9日で決められる指名資格等審査委員会につきましては、副市長をトップとして各部長と建設課長と維持管理課長がメンバーでございます。

尼寺省悟委員

あなたは。教育委員会の次長さんは入ってないわけ。

白水隆弘教育次長

私も入っております。（「入ってるわけね」と呼ぶ者あり）

尼寺省悟委員

4月24日に決裁したって、誰が決裁したわけ。

古賀達也教育総務課長

4月24日、市長決裁でございます。

尼寺省悟委員

だから、さっき言ったようにね、あなた方は知らない知らないと言ったけれども、そのこと自体が私はね、ちょっとおかしなもので。

日ごろハウレンソウ、ハウレンソウと言っておきながらね、知ったのは、何ち言った。最終的に、かわりがあった業者の名前を知ったのは、一般質問のときと同じ6月17日で、こういった事件があると知ったのが5月17日と言ったね。

それぐらい情報がね、ハウレンソウ、ハウレンソウと言っておきながら、全然伝わってないっちなこと自体おかしいと思うけどね、それ以前に、私は信じられんけれどもね。

少なくとも、4月の1日にそういった話があったんだから4月の18日の地点で、市長がいて、副市長がいるならばね、そういったことっちゃうのは、何かなあ、わかってないんかなあ。

あなた方、知らない知らないっちなっちゃうばってん、それがちょっと、私はね、疑問でたまらんけれどもねえ。

何か知っていながらね、やっぱり坂口組と決まっとったと。だから、その辺をスルーする

ためね、知らん知らんというふうにも聞こえなくはないけれども、違うの。

よかよか。いいです。

最後の質問、今回議会の承認を得るという形になるわけね。もし、これ承認されなかったならば、どうなるわけ。

もう一回、この指名をやり直すということになるわけ。

もちろん、議会、誰だって、私も含めてね、この事業そのものは、やっぱりやるべきであるしね、と思うけれども、その選定の仕方がおかしいということでだめだというふうになった場合には、もう一回、指名をやり直すという形なの。

その辺はどがんなるわけ、これが承認されない場合は、それ、ちょっと最後聞きたいけど。

古賀達也教育総務課長

今回、議会のほうで承認がいただけないという場合につきましては、当該契約は無効となりますけれども、その後どういう手続になるのかっていうのは、今から検討は必要かと、研究というか調査が必要になってくるかと思えます。

それと、もう一つは、できるだけ、今回夏休み中に工事を行いたいと思っておりますので、契約がおくれるとなりますと、今回普通教室棟でございますので授業等への影響が非常にあるというところで、ぜひ御理解を賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

今回の入札で、結果坂口組が落札をしているんだけど、これは結果論ということになるのかもしれないけれども。市長は、一般質問のやりとりの中だったかなあ、受注者側も何か、そこら辺は考えてほしかったような趣旨をね、何か述べられてなかったかなあという気がするわけですよ。

それでね、担当課においては知らなかったと、仮にそれは事実だとしても、4月1日に報告があつて、恐らく市長はその数日後に報告を受けておるんですよ、答弁によると。

だから、少なくとも市長は、指名審査の時点では御承知であったろうし、ただその事実関係の調査がね、その時点でどこまで進んできたかわからんけれども、少なくとも、その架空発注にかかわった業者であるという認識は持たれとったと思うんですよ。

後から、どうこう言うよりも、この時点でね、その指名に関しては、これ指名やけん、こっちが指名せんどきゃ入らんわけやけん——絶対入れないかんわけではないんですよ。

だから、そこは逆に、外すほうが業者にとってもものすごく不利益をこうむると、今回、執

行部の答弁聞く限りは、どちらかというとな被害者のような説明もされておるのでね。そういうことで、あえてわかっただけ入れたのか。

入れたのか、どうなのかっていうのを、誰に聞いたらわかるんですかね。

白水隆弘教育次長

先ほどの、課長からの答弁でございますけれども、4月9日に指名審査委員会が——通称、指名審査委員会と申しますけれども——行われております。

その委員会の中の建築なり土木なり、さまざまな業種に当該坂口組さんの指名願いが出されておられるわけでございますけれども、私どもその場におりましたけれども、その場において、今、松隈議員から御指摘がございましたような案件についての披露と申しますか、今こういう事態だからというような説明は一切ございませんでした。

委員長については副市長でございますけれども、副市長の口からもそういった説明は一切ございませんでした。

松隈清之委員

だから、僕はこれが、この契約が適切なのかどうかっていうのは、正直全容がまだわかってないという部分もあるんでね、何とも、ちょっと現時点では申し上げられないんだけど。

ただ、尼寺委員が指摘されるような考え方に立つとするなら、入札に参加するかどうかの時点で、一定考え方っていうのは整理されとる、当然、こういう話になることも想定されるので、されるべきなのかなあと思うんですけど、それに対して、先ほどの話ではね、次長も知らなかったと。当然、課長も知らなかったと。

となると、教育委員会にお尋ねしてもわからん話にならんですかね。

今、尼寺委員が指摘するような内容について、質疑を続行するとすると、非常に難しくないますか。

尼寺省悟委員

4月18日の審査委員会の中で副市長は参加して、松雪部長も出とったわけね。

白水隆弘教育次長

定かに記憶にございませんけれども、各部長の参加があったとっております。私も含めてですね。

以上でございます。

尼寺省悟委員

それでね、あなたに聞いたってあれかもしれんけどね、少なくとも、常識的に考えて、あなた方は知らなかったにしても、副市長と松雪部長は知っているはずなんよね。

知っていても何もそこで言わなかったということになるわけですね。

だから、坂口組が関与していたと、にもかかわらず、さっき言ったようにね、この会社はやっぱり外すべきじゃないのかなということも、何も言わなかったということになるわけですね。それでいいのかな。

白水隆弘教育次長

繰り返しになりますけれども、今、尼寺議員から御指摘いただきましたような情報は、その場では御披露されませんでした。

以上でございます。

尼寺省悟委員

あなた方、全然知らなかったと、だから入札から外すこともしなかったということを百歩譲ってそうだとしたとしてもね、私が気になるのは、このことで市民の理解を得られるかっち言ったらあなた得られるって言ったよね。

同じような質問を市長にしたんよ。市長は何て言ったか知っていますか。

市民の理解は得られるかどうかということですが、何とも申し上げかねますと、ね。市長はね、何とも申しかねると、答えしきらんやったんよね。

あなたは、今の地点に立ってどうなのかと聞いたら、いや、問題ないと。市民の理解は得られると。ちょっと、どうですか、答弁をやり直すという考えはないですか。

白水隆弘教育次長

繰り返しになりますけれども、今回の工事請負契約の締結につきましての一連の手續につきましては、当教育委員会におきまして、何ら不適切な部分はないものと判断しておりますので、再度の御答弁でありますけれども、市民の皆様方の御理解を得ることができると考えております。

以上でございます。

中村直人委員長

いいですか。

松隈清之委員

これ、入札の結果なので、私の受けとめ方からするとね、執行部は、教育委員会は事実関係を知らんということなんですけれども、今回、坂口組が架空発注にかかわったと。言うたら、それは受注者としてなかなか断りづらい環境にあったので、基本的に坂口組が受けたことに関しては、悪いことじゃあるけれども、余り罪はないという認識なんですよ。

だから、そういう認識だとするならば、それで入札参加資格を奪うってということまで不利益を与えられんだろうという考え方に立ってのことなんだろうと思うんですよ。

それは、一定そうだとするならば、理解できんことではないですよ。

ただ、繰り返しますが、果たして、実際どうだったのかがいまいちよくわかってないって
いう部分が残るのは、若干気がかりなんですよ。

今回、一般質問の中でも、言うたらその業者間の調整が整わなかったと。それで、次長が
肩がわりを申し出て百二十七万幾らかということで、一部をとということになっとるんですよ。
それが、果たしてそれで調整が整うものだったのか。もう、それ以上の開きがあったと
きには何で調整をするんだと。どういう納得をしとったのかとかっていう部分は見えないわ
けですよ。

ここに来て、この入札結果考えるとね、そういう部分では非常にやっぱりこう、ここまで
今見えてない状況でね、もう全て明らかになっていけばそれはそれで一定整理をして、これ
でいいのかなっていう部分もありますけど。

そういった部分がまだ見えない中では非常にこう、尼寺委員言われるように、不信感をあ
おる可能性はありますよね。若干、ちょっとここは慎重になる必要もあるのかなという気も
しますが、そこについて誰にお尋ねしていいかが、繰り返しになりますがよくわかりませ
んが、そういう気はいたしますよね。

飛松妙子委員

今、いろいろ時系列でお話を伺っていて素朴な疑問なんですけど、4月の24日に決裁を受け
て6月の最初の議会のときに議案が載らずに、追加議案になった理由ってというのは何かあり
ますでしょうか。

古賀達也教育総務課長

4月24日に決裁をとって、それから指名通知、それから現説案内で、現場説明が5月8日、
連休明けですね。

それで、見積もり期間が5,000万円以上になると15日、土日除いて15日必要ですので、そう
なりますと入札が5月の30日、仮契約が5月の31日ということで、議会の招集告示のほう
が6月3日というようなところで、時間的にそういう議案の整理等で時間が足りなかったとい
うことで、今回追加議案でお願いしております。

そのような形では、去年のスタジアムの塗装も追加議案でお願いしておりますし、以前は、
田代中学校の大規模改造のときも追加議案でお願いしたケースがございます。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

また、地震時の天井の落下防止のために、天井材を設置しない天井レス化としているところでございます。

新庁舎が被災した場合の対応でございますけれども、広場、駐車場にテントやプレハブ等を設置しての対応を想定しているところでございます。

なお、プレハブ等につきましては、災害時応援協定を締結しております株式会社アクティオへの支援要請を想定しているところでございます。

次に、浸水対策でございますけれども、電力設備、それに通信設備につきましては、建物の上の階へ設置する計画でございます。

次に、その他の災害対策でございますけれども、災害時の指揮命令系統を行うための危機管理室、また関係各課、消防や警察等の防災関係機関が活動いたします危機管理支援室を隣接して設置する計画でございます。

また、北別館には、災害応急復旧用の資材等を備蓄いたします倉庫を配置する計画でございます。また、災害応急復旧用の資材等が不足する場合には、災害時応援協定を締結しておりますトラスコ中山株式会社、それにアイリスチトセ株式会社への資材等の支援要請を想定しているところでございます。

また、新庁舎の東側の多目的広場に、臨時ヘリポートを確保する計画でございます。仮に、使用できない場合には、地域防災計画に記載されております高校のグラウンド等の利用、それに広場南側の駐車場の利用を想定しているところでございます。

次に、電源対策でございますけれども、大規模停電時に電力機能を途絶させないために非常用発電機を設置しまして、3日分の燃料を備蓄する計画でございます。

燃料につきましては、軽油でございます。危機管理室や危機管理支援室、それに通路、トイレなど、全体の約3割程度に電力を供給する計画でございます。

電力の受電につきましては、1回線での受電を現在計画しておりますけれども、将来、2回線受電ができるよう機器等が設置できるスペースを確保しているところでございます。

なお、電力の配電系統が異なっております回線から受電する場合の2回線受電の費用についてでございますけれども、予備線の受電機器が約1,000万円。基本料金が年間で約73万円、電力引き込みのための工事負担金が約10万円必要でございます。

非常用発電機が被災して対応できない場合には、災害時応援協定を締結しております株式会社アクティオ等へ発電機等の支援要請を想定しているところでございます。

次に、給水対策でございますが、断水したときの給水機能を確保するために耐震性貯水槽を設置いたしまして、4日分の飲料水を確保する計画でございます。耐震性貯水槽が被災して対応できない場合には、これも応援協定を締結しておりますコープさが生活協

同組合や合同会社西友等へ飲料水の支援要請を想定しているところでございます。

また、井戸水を雑用水として使用する計画でございまして、4日分の雑用水を貯水できる受水槽を設置する計画でございます。井戸水をくみ上げるポンプが故障した場合には、浄水から雑用水受水槽への貯水を想定しているところでございます。

次に、排水対策でございまして、下水管路が損傷したときの汚水等の排水機能を確保するため、7日分の汚水を貯留することができる緊急用汚水槽を設置する計画でございまして、緊急用汚水槽が被災して対応できない場合につきましては、応援協定を締結しております株式会社アクティオへ仮設トイレの支援要請を想定しているところでございます。

なお、支援を要請いたします企業等につきましては、市内に事業所が置かれている会社となっているところでございます。

私からは、以上でございます。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

前回の委員会の質疑に対して、未回答の事項についてお答えいたします。

まず、エレベーターの地震時における点検についてでございますが、建物に伝わった揺れがおおよそ震度5弱であれば、自動でエレベーターの状態を診断し、異常がなければ3分程度で自動復旧いたします。今回、免震構造なので地震の影響が少ない建物ですが、エレベーターは遠隔操作によって復旧対応できる仕様と考えております。

非常発電機を間欠運転する際のバッテリーについてですが、バッテリーは自家発電の電力で充電するため、バッテリーが電力不足に陥ることはないとのこととです。

また、非常用発電機の燃料の廃棄についてですが、非常用発電機は、点検時に施設を停電させた上で、一定時間運転させることにより燃料を消費させ、部分的に燃料を入れかえることは可能ということでございました。

ただし、点検時に燃料の成分検査を行い、問題がないかをチェックする必要があります。

次に、都市ガスの利用についてですが、災害時に都市ガスを利用することも考えられますが、敷地の近くまで地震に強い中圧導管がなく、近いところにある市民文化会館まで約800メートルほどあります。すると、引き込み工事費が約4,400万円かかり、またガス対応の発電設備等も必要でありますことから、電力途絶時の都市ガスの利用については難しいと考えています。

次に、耐震性水槽が壊れたときの対応についてですが、耐震性水槽は震度7の大地震にも十分耐えられ、接続部は可とう接続管を用いてございまして、地震の激しい揺れにも対応できることから、貯水槽が壊れることは想定していないところでございます。

以上が、回答となります。

最後に、配置計画でございますが、前回の委員会で、駐車場についての御意見をいただいておりますので、配置計画の見直しの検討をしているところでございます。

見直しの内容といたしましては、車寄せの北側の臨時駐車場としておりましたところの一部に、車椅子使用者用とパーキングパーミット用の駐車場を配置する計画でございます。

このように配置することにより、以前の計画より身体障害者や高齢者、妊婦などの方々が東メイン玄関までより近く、安全に通行できること。一般駐車場と車椅子使用者の駐車場を明確に区分することにより、一般の方々が、車椅子使用者等の駐車場に駐車することを防ぐ効果があること。また、一般の方々も、より庁舎の近くに駐車できること。

以上のメリットがあることから、検討しているところでございます。

以上で、説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部のほうの説明が終わりましたので、何か皆さんのほうから御意見等あれば、お願いしたいと思います。

松隈清之委員

どういう災害が来るかは、そのときになってみらんとわからんですけど、想定されうる、地震だったり、その他、水害の場合は多分、ここはそれほど影響ないのかもしれないですけど、むしろ出て行くときのね、拠点としてどうなのかっていう、その部分なんでしょうけど。

大きく頻繁に起こるのは水害でしょうけど、もしものときに心配なのはやっぱり地震だと思うんですね。そんなしょっちゅうはないとしても。

それで、どこまで被害を想定して対応するかっていうことだと思うんですね。

先ほども、耐震性貯水槽については、ほぼほぼ大丈夫だろうという認識なんで、あとは電気が停電していると、それで3日分の燃料があるということでございますけれども、壊れないっていうのは、もうむしろ、どっちかっていうとちょっと前提になるんじゃないですか、建てかえるわけだから。

ただ、いかに継続して業務が遂行できるか。大規模災害、大規模地震が起きたときには、3日もたばいいっていうもんでなくて、恐らく継続して、すぐは災害復旧とかはできないと思うんで、業務継続がどれだけできるのかっていう、当然地震があったときは、もう鳥栖だけが揺れているわけではないので、近隣もね、当然被害もあるでしょうから。

じゃあ、道路がどういう状態になっているのか、物流が機能しているのかっていう部分もあるんで、どこまで想定をして対策を練っておくかっていう部分だと思うんですね。

それで、今回は、多分一般論として非常用発電機3日分とか、貯水槽4日分とあってあるんですけど、これはどこでもこれぐらいだからこれでいいという感じで捉えていいですかね。

これ以上は、過剰な準備だと思っていんですかね。

古澤哲也庁舎建設課長

一応、電源それに給水、排水につきましては、官庁・庁舎の総合耐震計画基準というものがございまして、それに上水であれば4日、排水であれば7日というような基準がございまして、一応、そちらにのっとった形で鳥栖市の新庁舎も計画はしているところではございます。

以上でございます。

松隈清之委員

多分、どこまでやればいいのかっていう、きりがない部分があるんで一定の基準があるんだろうと思うんですけど、例えば電源の場合はね、非常用発電機を使うっていうことは、要は電源を喪失しているということになるんで、そういうことなんでしょうけど、例えば2系統受電だとか、あるいはガスによる発電とかね、先ほど、相当コストもかかるんだろうなっていうところは、大体わかりますけど。

例えば、燃料はどれくらいの頻度で入れかえて、どれくらい廃棄していくのかわからんですけど、長い目で見たらどっちが得なのか損なのかとかっていう計算ってされたんですかね。

どこまでいっても、多分これ、非常用燃料はゼロにということにはならんと思うんですけど、限りなく生きている可能性が高いライフラインっていうのも、やっぱり検討しておくべきかなあと思うんですよ。

どうでしょうか。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

発電機の燃料につきましては、成分検査をした上で10年をめどということで考えておりますので、そういった意味からいうと、やっぱり軽油のコストパフォーマンスが高いんじゃないか、そういう結論に達しているところでございます。

竹下繁己委員

給水対策4日分で4立米、これは誰用の水ですか。

古澤哲也庁舎建設課長

貯水の考え方といたしましては、まず職員約400人分を1日、それに災害対応で残ります職員約80名分を3日分というようなことで計算をしております。

以上でございます。

竹下繁己委員

これ、職員用の水ですね。

例えば、ここら辺に、ここは避難所にはならんわけですかね、市役所は。

古澤哲也庁舎建設課長

発災ときに、一時的に市役所にお越しになるというようなことは想定をいたしております。

それで、基本的には、各小中学校の避難所のほうに御案内することになると思いますんで、基本的には職員分の水というようなことで計画しているところでございます。

竹下繁己委員

そうしたら、庁舎が被災した場合は、広場や駐車順にテントやプレハブ等を設置するというのは、この業務用のテントで避難、被災された方々が、例えば車を持って来て車中泊をするとかテントを張るとか、そういうことは想定していないということですかね。

古澤哲也庁舎建設課長

基本的には、ここに書いているテント、プレハブっていうのは、庁舎が被災したときの場合の、災害対策の本部となる場合で使う分を想定しております。

ただ、おっしゃっているように、やはり車で避難されてくる方っていうのは、やっぱり一時的にはいらっしゃるんだらうというふうな想定はしておりまして、安全確認がされて、指定の避難所にそれぞれ御案内することになるのかなというふうには思っております。

竹下繁己委員

最後に、貯水槽って循環させていかないかんですよ。

ずっと、ためとくわけじゃないですよ。何か、そういうシステムになっているんですかね、入れかえるような。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

そのとおりでございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

飛松妙子委員

ちょっと細かいことにはなるんですが、庁舎が被災した場合、テントやプレハブ等を設置で、協定を結んだ企業さんに支援を要請しますということで、どのくらいの大きさの物で、何基ぐらいで、いったいどのくらいの大きさの車が運んで来られるのか。

これが、もし地震とかで道路が破損していた場合は、持ち込みができるのかとか、その辺も想定した上で、何かまた別の案があるのかと、例えばここが拠点になるとすれば、寝泊まりをされる職員の方々もいらっしゃると思うので、泊まる場所、寝袋なのか、やっぱりテントなのか、何なのか、そこまで想定してこのプレハブとかテントの御用意ってことで考えていらっしゃるのか。

まだ、そこまでいってないんであれば、それはそれとして、また今後考えていただくことになるんですが、よろしいですか。

古澤哲也庁舎建設課長

詳しくは、やはり会社のほうに尋ねてみないとはっきりは、どのぐらいプレハブを置いている、テントを置いているというのはちょっと確認しないといけないと思いますけれども、株式会社アクティオさんにつきましては、34号線と3号線の合流する永吉町、それに県道17号線バイパスの萱方町のところに、それぞれ営業所を置いておられますんで、基本、そちらに置いておられるところから第1便といいますか、先に持って来ていただくことになるんだろうなというふうには想定をしています。

それで、34号にしましても17号線にいたしましても、たしか緊急輸送道路の指定を受けていたと思いますんで、基本的には地震に強いような道路、緊急物資も通りますし防災関係機関も通るような道路に位置づけておられますんで、実際、地震が起きてみないとどういった被害になるかわかりませんが、基本的にはそういった強い道路というようなところに拠点がありますんで、そちらから持って来ていただけるんだろうなという想定はございます。

それと、職員の分につきましては、泊まったときに仮眠がとれる状態ならば、今のところソファで寝るとかそういったところの対応になるのかなと。

特別、寝袋を準備しているとかいうのは今のところございませんので、そういったところで休憩することになるのかなというふうに思っております。

飛松妙子委員

いずれにしても、災害がどのような形で起こるかっていうのはわかりませんので、災害に遭われた行政関係の方々に聞いていただいて、職員の安全確保とともに、やっぱり仕事をさせていただくってことは精神状態もそれなりに、やっぱりきちっとしていただかないといろんな指示が出せなかったりとか、いろんな苦情の対応ができなかったりとかすると思いますので、もう、ぜひともそこは確認をお願いしたいと思います。

あと、アクティオさんに企業提携されたときに、実際、いつ起こるかわからないので、プレハブとかテントとかが常時そこに用意をされていらっしゃるものなのか、それとも、いや、そうじゃなくて、それも含めていろんなところに貸し出ししながら、そのことも対応として考えていらっしゃるのかっていうところもあると思いますので、ぜひそのあたりも検討、提携するときには、協定されるときには確認をお願いしたいと思います。

以上です。

中村直人委員長

ほかにありますか。

尼寺省悟委員

先ほど、水のストックについて、80人とか400人とか、4日分とか何か、そんなこと言われたよね。

その4日分というのは、何か根拠があるわけ。何で4日、2日でなくて3日でなく、何で4日、根拠を。

古澤哲也庁舎建設課長

4日の基準に関しましては、先ほど御説明しましたとおり、官庁・庁舎の総合耐震計画基準等を基準に鳥栖市のほうとしても4日というふうなことで今計画をしているところです。

(発言する者あり)

国の総合耐震計画基準、こちらのほうに基準がございまして、そちらのほうを採用しています。

尼寺省悟委員

今、いろんな形で、熊本地震とかいろんな被災というか、あったときに、そういったことを照らしてみても、本当に4日で大丈夫なんかというふうな検証っちゅんか、その辺はさ、幾ら国の基準は決まっているかもしれんけど、それはあんた、実際被害の度合いっちゅんか、によって変わってくるやろうと思うけど。

それでいいと、大丈夫だと、その辺は。

古澤哲也庁舎建設課長

今のところ、耐震性貯水槽は4日というようなことで計画しておりまして、仮に水が不足する場合というようなところは、先ほど御説明しました、協定を締結している企業等に支援を要請するというようなことで計画をしております。

以上です。

中村直人委員長

ほかに。

松隈清之委員

耐震性貯水槽は大丈夫ということなんですけれども、これは、例えばその前の水道管が破損をすると、そうしたら圧かからないんですよ。圧がかからなくなっても、これ上がってくるんですか。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

途中の管が破損した場合は、緊急弁が作動いたしまして、耐震貯水槽については守られるような形になっております。

松隈清之委員

いや、そうじゃなくて、耐震性貯水槽自体は、要は水道管からの直圧があるけん、ポンプアップじゃなくて上がっていくんですよ、上に。だけん、その手前の管が破損して、もう圧がかからない状態になったら、耐震性貯水槽に圧がかからんで上に上がっていかんっちゃうことにはならんとですか。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

そのとおりでございます。

松隈清之委員

そうしたら、水はあるけど使えんっちゃう状態になるわけではないと。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

耐震性貯水槽から直接ポンプでくみ上げる形になっています。

松隈清之委員

ということは、耐震性貯水槽は露出しているのかな、上に。

要は、もともとポンプがついているということですか。それとも、あとからポンプ突っ込んで上に上げるということですか。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

ポンプを持ってきて、くみ上げる方式になります。

松隈清之委員

だから、前の設計見たら、地中に埋まっとったよね。

だから、上は露出しとって、そこにポンプを突っ込むようなところがあるっていうことかな。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

上部にマンホールが設置されておりまして、そこをあげまして、そこから取り出す形になります。

松隈清之委員

それだと、ちょっと別の観点から、要はセキュリティーの問題ですよ。例えば、あけて毒でも入れられたら——そこはどうなんですかね。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

そこらあたりにつきましては、しっかり鍵をかけて、一般の人が扱えないような形をとりたいたいと思っております。

松隈清之委員

今、十分なセキュリティーっていうことなんですけど、浄水場並みのセキュリティーを、その耐震性貯水槽のところはするっていうことかな。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

鍵につきましては、二重にするとかいろんな方法もあります。

そのあたりについては、設計事務所と十分協議をしながらやっていきたいと思っています。

中村直人委員長

よろしいですか。

ほか、ないですか。いいですか。

松隈清之委員

要は、この新しい庁舎、これから実施設計とかも入っていかれると思うんですけど、これ用のというか、これに対応した業務継続計画は、どのタイミングでつくられるんですか。

今、言われたような、説明されたようなことが、多分想定をされた上でつくられるんですよ。こういうときにはこうなる、ああなるっていう。それは、今のところ計画はない。

ちなみに、それをつくるのはどこになるんですか。

古澤哲也庁舎建設課長

一応、業務継続計画は、総務課のほうで作成していくことになろうかと思います、防災計画の一環になりますんで。

基本的に、この新庁舎に対するこういった備蓄の日数の考え方等々については、総務課と十分協議を重ねた中で計画をしているところでございまして、業務継続計画を立てていくときには、こういったことを、当然反映した中で、業務継続計画はつくられていくんだらうというふうに思っております。

野田寿総務部長

一応、総務課とは、きっと新庁舎になれば、防災計画そのもののところの若干の見直しも出てくるんじゃないかというふうなことで、それについての見直し箇所の点検をやってほしいということは一応伝えております。

それに合わせて、防災計画の見直しをまずやった上で、そして合わせながらBCPっていうか、想定がきちんとできないと各課が、なかなか新庁舎の部分のこういった機能というか、こういったものになっている、部屋のレイアウトがこうなっているというふうなことが、想像がきちんとできるのか、それとも、実物を見てみないとわからないというところもあるのかは、ちょっとその辺もありますけれども。

そのタイミングをはかって、新庁舎に合わせて、できればあったほうがいいなという気はしております。

ただ、実際に新庁舎ができてみないとわからないという部分もあるかと思いますが、そのときはまたそのときで見直しも必要なのかなという気もしております。

以上でございます。

松隈清之委員

当然、新庁舎のスペックとね、連動してる話になるんで。

逆に、そういった業務継続計画の考え方があって、こういう対策をしているのか。基本的に、この程度でいいだろうっていうことの後に、じゃあそれを踏まえてどういう業務継続計画をつくるのかっていうと、今どっちかっていうと後者ですよ。

もう、このスペックでいった後に、それに合わせた業務継続計画をどう考えるのかっていう考え方っていうことですね、今のところ。

野田寿総務部長

そうですね、今のところは、そういった庁舎をどの辺まで機能アップできるのかというのがきておりますんで、当然、それを職員がきちんと把握した上で、BCPに取り組んでいくという形になろうかと思えます。

松隈清之委員

いずれにしても、大きな地震、被災した経験がないので、なかなか今の職員の想像力だけでは難しいと思いますけれども、ただこれは、東北にしてもそうですし、さかのぼればね、阪神淡路とか熊本とか事例はあるんで、どういったものが必要になるかっていうのは、やっぱり考えておかんと、とりあえずつくりましたけど、実際問題、機能しないことが多かったってなると、もう本当に50年に一度の庁舎建設の事業なんでね。

そこは、十分に参考に、時間がないっちゃうのは、もうこれまでも言われてきたけど——今回ちょっと時間取っているんですけど——とにかく後からね、後悔せんでいいものをつくらないかと思うんですよ。

それは、さっきも御意見ありましたけど、他の被災したところの事例を踏まえてね、可能な限り、財源の許す限りになるかもしれんけれども、可能な限りそこに対応できるような庁舎を、せつかく時間ができたのであれば、引き続き、ぜひ検討していただきたいなと思えます。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

いいですか。

[発言する者なし]

それじゃあ、意見等については終わりたいと思います。

それで、今日まで庁舎建設について、るる委員会でも協議をしてまいりましたけれども、庁舎建設課でのスケジュール的なものがあって、早急にしないとまた、もし仮に違約金問題

が発生した場合は大変だとか、いろんなことがあるようでありますから、日程的な問題について課長のほうから、わかる次第で、今後の対策としてこうしたら、この日程がずれた場合にどういう、どのような形になるかわからんけれども、相手との契約問題を含めて、再契約が必要とかいろんなことが出てくるかもわかりませんので、そういった点で、また要らんお金が必要になってくると大変です。

そういった点の、スケジュール的なものが何かあれば示していただきたいと思いますけど。

古澤哲也庁舎建設課長

具体的なものっていうのは、特にお示するものはございませんけれども、今現在、取り組んでおります基本・実施設計とオフィス環境支援整備業務につきましては、今週末金曜日、6月の28日が当初の契約期間でございます。

これまで、3月の議会以来、議会のほうにお諮りしながら取り組んでいるところでございますので、仮に――仮にといいますか、6月で切れますので、契約の変更というのは当然必要になってまいります。

今後の議会との議論っていうところになるのかどうかっていうところなんですけど、仮に7月から実施設計に入れるというふうな話でお話させていただきますけれども、そうなりますと、大体、本年の11月末までを契約期間、11月末までが実施設計と先ほどお話ししたオフィス環境支援整備業務の契約期間になるのかなというようなことで考えております。

それで、いずれにしても、もう今月末で契約が切れますので、そこは契約期間っていうのは、とりあえずそこまでは延ばさなきゃいけないのかなというところが今の現状でございます。

以上でございます。

中村直人委員長

それで、今日までずっと庁舎建設について、いろんな意見を聞いてきましたけれども、基本設計におけるような状況については、ほぼ確認できたんじゃないかなと、あとは、小さい中身的なところを、こうこういじったりするところが出てきているかと思っておりますけれども。

大枠は、了解ができたものだと思っておりますので、ここら辺で執行部においてはゴーサインを出してやったらどうかなと思うんですけれども、皆さんの意見を聞きながらですけれども。

委員長としては、そう思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

飛松妙子委員

きょうまで議論をさせていただく中で、いろいろ御要望とか意見とかあるのを、最終的にどういう形で反映できるのかとか。いや、ここはちょっと難しいとかこういう形になります

とか、レイアウトとか。

先ほど、駐車場をここに設けましたとか言われたんですけど、大体口頭が多いので、すいません、イメージができるように、そういうものがあればちょっと出していただければなと思うんですが。

野田寿総務部長

そうしたら、先ほど駐車場の配置について変更を、身障者対応とかその辺の分については、若干うちのほうも考え方についてはまとめ合わせていただいて、最終的な調整しておるところですが、そういった図面ということであれば、図面について用意させていただきたいというふうに思います。

飛松妙子委員

あと、最初のほうに申し上げました、各課の場所ですね。あれは、今回出なくても、いつでも変えられるっていう形で考えていただいているのか、それとも今っていう形なのか。

古澤哲也庁舎建設課長

各課のレイアウトについては、今現在の機構の中での案をお示しさせていただいてますんで、当然、今後変更になっていけばそれに対応して配置も変わってくるというふうなことで考えております。

飛松妙子委員

済みません、子育て支援系のキッズスペースとか授乳室とか、その辺も変更予定があるのかどうかとか、その辺はわかりますか。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

こども育成課の近くにキッズスペース、授乳室を持っていく計画でございます。

松隈清之委員

いろいろお尋ねもずっとしてきたんですけど、ただ委員会としてはね、一定やりとりはしてきた部分はあるんですが、ほかの議員の皆さんに関しては、まだ、多分伝わってない部分もあると思うんですね。

だから、今日までの分も、先ほど言われた分も含めて、一旦整理した上で、我々だけでというよりも議会全体にはね、やっぱり執行部として説明をしたほうがいいのかっていうふうに思いますけどね。

尼寺省悟委員

私も同じような意見なんですけどね、今までいろいろやりとりしたことで、口頭で答弁はあっただけでね、そういった意味でちょっと整理した上で、文書っていうか、こういった形で、そういった形のあれがちょっとほしいですね。

それでどうなるんかちゅう形で、だからそれは少なくとも言われたように、我々だけじゃなくて全議員に示すとか、そういった段取りを一つとってみたいと思うんですね。

中村直人委員長

他議員への周知などが今言われておりますけれども、この総務文教常任委員会に付託をされてきた案件ですので、一つにはここでやっぱりきちんとやって、それで、できた時点で、全議員に周知するなしに、それはこっち側から要望か、向こう側から、もう総務文教常任委員会でこうしてもらったので全員に周知をしたいということで申し入れがあるのか。

そこら辺は、ここの判断じゃないですので、議長のほうでの判断となるわけでしょうけれども。

そこら辺の問題は、まずは総務文教常任委員会の付託案件ということで上がってきている問題ですから、これだけ議論やって、またほかの人にやりなさいということになると、それぞれ会派からも出てきている議員ですから。それぞれの議員の責任も、会派に周知する義務というのは、当然出てくるだろうと、こう思っておりますので。

そういった含めて、やっぱりしていかないと、ここでは議論したけど、ほかの人はしてませんから、はい、出してくださいという、そういったことではいけないと思いますので。

それぞれ会派から出てきている議員もおるわけですので。

入ってないところに対しては、説明をするかもわかりませんが、そういった議員の責任というものもきちんと果たしていただきたいと思います。

西依義規委員

僕も委員長と意見、一応ここで何らかの、審査を付託されて、我々が、もちろんほぼ丸でもほぼバツでもいいですけど、何らかのやっぱ出した上で全協なり、その全体はいいと思うんで。

大まか賛成なのか、いや、あんまよくないのかっていうか、その辺はしたほうがいいのかという気はします。

松隈清之委員

正確に言うと、付託はされてないと思うんですよね、付託という形では。

もちろん、所管のこととして協議はしてきましたけど、じゃそのことは、本会議で総務委員会へ付託しますという手続を踏んだわけではなかったような気がしますんで、一定ね、やりとりの中で理解する部分もありますし、今後、実施設計になる中でまた新たにわかってくる分もあると思うんですけど。

一旦、ここで整理、今の段階でできた分に関しては——だから、反対云々ということでは

ないにしてもね、やっぱりほかの議員さんも含めて話をされるのは全然、それも別に、議長云々ではなくて、執行部に対してですよ、僕が言ってるのは。

総務部庁舎建設課として、もちろん我々は所管事項としてやっていますけど、全部にかかわることですから、内容的には、今後ね。

だから、それは、一定こういう、総務委員会での議論も踏まえてこういう形で整理しましたっていうのは、出されたほうがいいんじゃないのかなっていうことですよ。

西依義規委員

そうですね、付託、ただ基本設計と実施設計を一括して予算が出されてそれを承認はしたんですよね、ここで。

その経過なりを今、基本設計が果たしてどうかっていうのを多分議論していると思うんで、やっぱりあのことに對しては、分割してされたと僕は認識してるんです。

基本設計に関しては、この総務委員会で予算、当初、オーケー出して、だけどその中身についてちょっとどうも納得いかないみたいな感じで多分、今議論があつてると思うんで。

そこは、この基本設計、今実施設計に行つてはならぬと今、とめてるんですよ。これも、委員会が多分したことなんで。行つてもいいよなのか、いつときまだ議論するのかっていうのをここに、ある程度結論なり、そこを出さなくていいんですか。

僕は、何か出したほうがいいのかと思ったんで、ちょっと意見を言わせていただいております。

中村直人委員長

質疑は終わっておりますので、暫時休憩します。

午後 2 時 20 分休憩



午後 2 時 30 分開議

中村直人委員長

再開いたします。

新庁舎につきましては、るる今日まで協議をしてまいりましたので、その主なものを一両日中に整理をしていただいて、その後皆さんにお示しをしていくということで、今後進めたいと思いますがよろしいですか。

令和元年 6 月 25 日 (火)

1 出席委員氏名

委員長	中村直人	委員	飛松妙子
副委員長	西依義規	〃	竹下繁己
委員	齊藤正治	〃	松隈清之
〃	尼寺省悟		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部	長	野田 寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		実本 和彦
総務課庶務防災係長		古賀 庸介
総務課長補佐兼文書法制係長		江下 剛
財政課	長	姉川 勝之
総務部次長兼契約管財課長		三橋 和之
産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事		萩原 有高
庁舎建設課	長	古澤 哲也
会計管理者兼出納室長		吉田 秀利
議会事務局	長	緒方 心一
監査委員事務局	長	古賀 和教
企画政策部	長	石丸 健一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長		鹿毛 晃之
総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長		田中 大介
企画政策部次長兼まちづくり推進課長		藤川 博一
情報政策課	長	野下 隆寛

教	育	長	天	野	昌	明
教	育	次	長	白	水	隆
教	育	総	務	課	長	古
教	育	総	務	課	総	務
学	校	教	育	課	長	中
生	涯	学	習	課	長	兼
					図	書
					館	長
					松	隈
						義
						和

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田 隆洋

5 審査日程

現地視察

鳥栖市浄水場

鳥栖西中学校

自由討議

議案審査

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案甲第31号 鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例

議案甲第32号 鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

議案甲第33号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第36号 工事請負契約の締結について

〔総括、採決〕

6 傍聴者

6人

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

鳥栖市浄水場

鳥栖西中学校

至 午前11時10分

oo

午後 1 時 9 分開議

中村直人委員長

それでは、本日の総務文教常任委員会を開きます。

oo

自由討議

中村直人委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思いますが、何か皆さんのほうからありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

[発言する者なし]

なければ、先ほど陳情の協議結果について皆様方のお手元に配付しておりますけれども、協議について、最終的には最後から2行、今回の要望書の中の庁舎建設につきましては、要望に沿った形で趣旨を尊重していただくよう、当委員会から執行部へ要望しましたということと議長のほうに、協議結果を伝えたいと、こういうことにしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、そのように決したいと思います。

それでは、採決の前ですから、執行部を入れますので、暫時休憩いたします。

午後 1 時10分休憩



午後 1 時16分開議

中村直人委員長

再開いたします。

総括に入ります前に、先日、議案甲第31号の中でありました件について、部設置条例の一部改正の関係で執行部より検討結果の報告をするということになっておりましたので、報告をお願いしたいと思います。

野田寿総務部長

議案甲第31号の鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

21日の委員会において、見直しを検討していると申し上げておりました。その後、担当部署との相談、検討を通じまして、新しい建設部におきましては、建設課、維持管理課をそれぞれ残す形で実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

中村直人委員長

ありがとうございました。

ただいま、野田総務部長より報告がありましたけれども、維持管理課、建設課をそれぞれ残すという方向で検討したということではありますが、この件につきまして、何か皆さんから御意見がありましたらお願いしたいと思います。

よろしいですか。

[発言する者なし]

それでは質疑を終わります。



総 括

中村直人委員長

それでは、これより総括を行います。

それでは、全体を通して総括的な意見がありましたら、お願いをしたいと思います。

尼寺省悟委員

総括ですので、若干の質問と意見を申し上げます。

今回、市長減給案が出されたわけです。架空発注の責任を明確にするためということで出されたわけですが、私は、まだ今の段階では全容が明らかになっていないということと、わかっているだけでも、やはりその30%3カ月というのは不十分だと。ほかに選択肢はあるはずだということで、これに対しては同意できないといったことをまず申し上げておきます。

それで、問題の架空発注の件ですけど、多くの議員が言っておりましたように、まだ全容解明されたということないんですが。

実はきのうですか、この報告書が出されたわけですね、御承知と思いますが。これを見てね、幾つか、また新たに思ったんですが、ありますか。

この4ページに、関与職員Aは両者の主張する補償額の差額の一部を鳥栖市が肩がわりすることを原因者であるJVに申し出て解決を行ったと。これは御存じだと思います。最後のページに、栗山建設は架空発注により補償額が支払われることは知らなかったと。

だから、要するに何を言いたいかというと、架空発注によって問題を図ろうということについて知らなかったけれども、補償額の差額の一部を鳥栖市が肩がわりするということ、肩がわりの仕方はいろんなやり方があるって、架空発注だけではなくていろんなやり方があると思うんですね。

簡単に言ったら、設計を意図的に変更して水増し発注中するとか、いろんなことがあるということについて申し出たと。それに対して、どこにもそれに対して否定すると、いうことは書いてないんですよ。

私が、今まで言っている中で一番疑問に思うのは、その発端ですよ。127万円を出すことによって解決を図るようになったと。127万円ですよ、一部ですけどね。

この仕事は全体で4億円ですよ。それで、JVである坂口組にしても栗山建設、あんな大きな会社が、何で127万円程度でね、これほど解決できなかったと、そういう疑問ですよ。

それで、補償額すら明らかにしてない。そういったことで、ずーっと疑問に思ってみて、何も執行部のほうからお答えはいただけない。

いただけんなら、私が推測するしかないんですけどね。

こういったことで、問題が解決しなければ誰が一番困るのかと。市が困るわけ。そんなことは、JVの方々は百も承知だと思うんですよ。こんなこと、延ばすならばね、困るだろうと。

だから、向こう側から何らかの手を打つてくると――これは、私の推測ですけどね。

だから、結果として、そんならば、この補償額の差額を鳥栖市で肩がわりしよう、これ事実ですからね。公金で肩がわりしよう、そういう形になってきた。

ある意味じゃあ、これがね、振り返ってみると解決をずらした原因じゃなからうかなと、そう思わざるを得んわけたい。

そうなってくるとね、そうなってくると、どういうことかということ、市が持ちかけたのではなくて、持ちかけざるを得なかったと。そういうふうに仕向けたのは誰がといたら J V じゃないのかと。そういう疑惑も片方では湧くわけなんですよ。

それでね、そういった中で、時系列を言ってみましょうか、時系列。

2月の中旬に架空発注を行ったと。

3月の下旬に J V に対してお金を払ったわけですね。

5月の17日に記者会見して、5月の18日に発表があった。そのときにね、議員の中から、この業者は誰なのかといったときに、あるいは、その仕事は何なのかといったときに、かたくなに拒否したわけです。

言わなかったですね。何でかっちゅうと、名誉棄損に該当するからと、一切言わなかった。

そして、初めて業者名を公開したのが、6月の17日に小石議員が一般質問して初めて言ったわけですね。

その間1カ月よ。その間何があったかということ、5月の30日に、焦点である坂口組に対して入札が行われたわけです。

そして、6月14日に坂口組に対して口頭の注意があった。

やっぱこれを見たらね、名前を明らかにしなかったのは、やっぱり時間稼ぎじゃないのかと。そういうふうにな、思わざるを得んわけですが、そこでちょっと執行部に対して質問なんです。

口頭で注意したと。要するに、指名停止にしなかったという根拠ですけども、その根拠を聞きたいんですが、わかりますか。

いや、わからんなら私のほうから言いましょうか。

野田寿総務部長

指名停止についての、今回、審議とか基準っちゅうか、審議したというか、その内容について検討したのは上下水道局でされております。

それで、理由というのは、上下水道局のほうで聞いていただければっていう話になると思います。

以上でございます。

尼寺省悟委員

契約管財課の方、いらっしゃらないですか。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

今、総務部長が御答弁させていただいたとおり、今回の事案につきましては、上下水道局のほうで管理規程を持っておりまして、契約事務規則、市長部局の契約事務規則に準ずる規程を持っています。

その中で、契約、それから処罰に関する規定を定めてあるようですが、市長部局のような指名停止の要領ってというのは備えてないようです。

それで、今、部長が申し上げたとおり、今回の事案については、上下水道局のほうで一連の処理をされています。ということで、こちらのほうは、どういう理由でそういうふうにされたかというのは報告はいただいておりませんので、大変申しわけないですけど、わかりません。

以上です。

尼寺省悟委員

鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置要綱ちゅうのがあって、この9条には、市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意を行うことができると、市長部局に対してこう書いとるんですね。

そして、指名停止というのは、指名停止のどういった場合に行われるかちゅうことについていろいろ書いてあって、別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるときと、いうふうに書いとるんよね。

要するに、業務に関して不正または不誠実な行為をした、だから今回、指名停止をしなかったということは、これには該当しないんだと。JVがやったことに対しては、不正または不誠実な行為ではなかったというふうに判断したからだと思うんですが、いかがですかね。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

先ほど来述べていますとおり、今、尼寺委員が持たれてある規定については、市長部局の、契約管財課のほうで所管している部分の規定でお話をされてあると思います。

市長部局のほうのそういう発注に対して、不誠実な行為、例えば収賄等々あれば、今持たれてある規定のとおり、指名停止の委員会を開催して、その中で議論をした上でどういう処罰をするかという結論を出すわけですが、今回、上下水道局のほうで口頭注意をされてある事案につきましては、上下水道局のほうで判断をされてありますので、どういう基

準、規定を用いてそういうふうに口頭注意をしたのかっていうのは、私たち、まだ報告すら
いただいておりますので、内容については率直に申し上げて、わからないということでご
ざいます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

わからんちゅうわけね。

はい、わからないちゅうわけですね。何で、そういった処分をしたか。

私は、こういった基準に基づいてされたんじゃないかなと思うんですけども、それは
わからんちゅうことですね。

それで、よくほら選挙違反というのがあって、金を送ったほうも、もらったほうも同じ処
罰を受けるわけですね。それで、贈収賄事件だってそうなんです。

今回の場合だって、坂口組は、これが不当なお金なんだと、架空発注のお金だと知ってい
てもらったわけですね、知っています。

私は、職員に対して、あれほどのきつい処分をするならば、やっぱり片方、何ちゅうかね。

そうじゃないかと思うんですよ。JVだって、これは不当な金だちゅうのはわかってと
たし、自分たちが不当に解決をおくらせたために、市の職員がこういった公金で手当てをす
るというふうに陥らざるを得なかったというふうなことはね、やはり結果として、不正また
は不誠実な行為に、私はなるんじゃないかなという、私自身は疑問に思っております。

それで、教育委員会のほうから、今回、鳥栖西中学校の大規模改修が出ているんですが、
坂口組が落札したと。市民感覚としてね、やっぱりおかしいと。

市民感覚、単純に言って。あれほどの架空発注を起こして金をもらってとったところが、何
でね、落札するんだと。おかしいんじゃないかっていうのはあるんですよ。

それに対して、いや、あれはルールどおりと言われてもね、私たちは解せないんですが。

そこで、教育委員会に対して質問なんですが、もしこの契約事項を議会が承認しなかった
場合はどうなるんですか。

古賀達也教育総務課長

今回、工事請負契約の締結の議案が否決、不承認された場合につきましては、契約につい
ては無効になるというふうに思います。

その後の手続等については、想定等ございませんので、今後、調査、研究、検討していく
必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

対応として、私、一般的に考えるんですけれども、落札者が辞任した場合は次点の企業が繰り上がる、あるいは、もう一回入札をしておいて次の議会、臨時議会とか含めて、もう一回、承認を受けると。そういったことが考えられると思うんですが、今教育委員会はわからんと言われたんですが、契約管財課のほうに、もう一回聞きますけれども。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

今の、尼寺委員さんの御質問でございますが、当然、我々執行部といたしましては、承認されないことを想定して提案をしているわけではございませんので、大変なことだと思っております。

じゃあ、現実には否決された場合の流れでございますが、今回、条例に従いまして1億5,000万円を超える工事ということで、承認の提案をさせていただいておりますが、建築工事以外にも電気工事、機械設備工事、この入札も既に終わっております。

ということから、じゃ本体の建築部分も含めて否決された場合どうするのかっていうのは、ちょっと大変申しわけないですが、否決決定した後に、教育委員会のほうと契約管財課のほうで協議をいたしまして、対応策を模索していくという形になろうかと思っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

すいません、ちょっと、この際だから、もう一点質問します。

今回の場合、指名競争で結果として落札したわけですね、坂口組が。

普通は、もしそこが指名停止になった場合、それ以降のことになるといってなんですか、明らかにその企業が不正を犯したということがわかった場合は、さかのぼって指名を停止するということはできるんですかね。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

基本的には、先ほど、否決をされた場合の前の御質問で若干触れさせていただきましたけれども、業者を処分、指名停止をする際には、指名停止の委員会を開催いたします。

開催後、じゃあ、1年なら1年、指名停止をするという決定をしますので、その開催をする前にさかのぼるといってはございません。

以上です。

尼寺省悟委員

結果として、いろいろ言ったんですけれども、私としてはまだ全容が明らかになってないし、まだまだ隠されていることがあるのではないのかと、そういった意味で、最初に言いましたように、この減給案に対しては、同意できないといったことは、ちょっと申し上げたいと思っております。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

今回、架空発注の件でいくと、議案甲第33号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例と、今お話にも挙がりましたように、工事請負契約の締結と絡んできているんですよね。

審査の中で申し上げましたけど、私も、このようなことに至った経緯については、まだまだ不十分だっというふうな認識でいます。

ですから、この特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例も賛同できないというところあるんですけれども、もう一つ、この工事請負契約の締結について、市民の方がどう思われるかっていうのは非常に重要なことだと思うんですよね。

それで、逆に、何の落ち度もない、執行部の答弁によると発注者側から持ちかけられてなかなか断りづらいと、ある意味、無理やり共犯にさせられた被害者みたいな、というスタンスでいて、それが真実であるならば、逆にこういう疑念を持たれることは、当該企業にとってもね、非常に不本意だと思うんですよ。むしろ、その疑念を晴らして、今回のこの契約の締結が、何ら問題ないっていうことを証明するためには、やはりきちっとそこの経緯について明らかにしていかなければならないと、私は思うんですね。

それで、その段階で、じゃ直ちにこの議案に対して否決するかというと、非常に悩ましいところでありまして。

疑わしいからだめだっというところまでは、非常にね、悩まされました。この後、採決もあるんですけれども。

ただ、これは私だけではないと思うんですよね。それで、こういったことは、やはり議会、あるいは市民も含めて、きちっとそれが判断できる材料を提供するのは、提案者の責任だと思うんですよ。

これほど、今、疑義が持たれているっていうのは、非常に我々も不本意だし、執行部としてもこれは正しい姿ではないっていうふうに思いますんでね、これ、改めて後ほど判断をさせていただきますけど、審査をしていただくっていうね、我々が上から物を言うのはおかしいかもしれないけれども。

議会の審査を求めらるのであれば、やはりそれに足るだけの審査の材料というか、いうのは提供するのが、私は執行部の責任だというふうに申し上げて、意見を申し上げたいと思います。

中村直人委員長

ほかにございますか。

西依義規委員

建設経済のその報告書の10番に、今後の防止策ということで、上下水道局の今後の防止策は書いてあるんですね。

それを、例えば総務部なりで全庁的な再発防止策なりを、もちろん給食センター、農地法、それでこれがあったんで。

全庁的な防止策をまとめるなり、今後検討して、もちろん上下水道局たまたま起こったんですけど、これ全部に言えることかもしれないんで。

そういう予定があるかどうかをお尋ねしてもいいですか。

野田寿総務部長

今回、問題として挙げられて、これまでのいろんな、給食センター、それから新産業集積エリアの農地法違反の問題、そして今回、いろんな形で職員のほうの不祥事も続いております。

総務部としては、特に農地法違反があった段階からコンプライアンスをどうしようかと、職員の、言われているハウレンソウなり、また適切な上司の指示も必要だと思うんですよね、解決するためには。ハウレンソウ、並びに管理監督職としての責任も果たしていかなくちゃいけないと。

そういった形の中で、どういったことをすれば効果的なことが起きていくんだろうと、ことができるんだろうというふうなことの、何らかの対応を、全庁的な対応は、こういった事件が起きておりますので、とっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

西依義規委員

だから、難しいと思うんですね、減給が、これが幾ら、適正か、足りんかみたいなやつは、なんですけど、一応、私的には市長が責任をとると言っているんだから、責任をとっていただいて、それから再発防止策なりに責任をとった上司の上であるほうが全庁的に説得力もあるのかなと。

トップが責任をとりたいとってとらせないって、それで再発防止ができるかなって、ちょっと疑問なんで、個人的意見も踏まえて言うと、もう職員は全部処分をされているんですよね、全員。

処分をして、要は罪を認めて、償うまでいかんですけど、そういうことをされて、もちろん監督責任も今減給という形で出されているのであれば、それはそれで今後やっぱ未来志向

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。それじゃあ、ちょっと委員には、協議の必要性がありますので、暫時休憩いたします。

午後 1 時44分休憩

oo

午後 1 時47分開議

中村直人委員長

じゃあ、再開いたします。

oo

中村直人委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。
これにて、令和元年 6 月定例会総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後 1 時47分閉議

令和元年 6 月 26 日（水）

1 出席委員氏名

委員長	中村直人	委員	飛松妙子
副委員長	西依義規	〃	竹下繁己
委員	齊藤正治	〃	松隈清之
〃	尼寺省悟		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長	野田寿
産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事	萩原有高
庁舎建設課長	古澤哲也
庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係長	田中秀信

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田隆洋

5 審査日程

新庁舎について

[報告、質疑]

6 傍聴者

3人

7 その他

なし

次に、授乳室につきましては、キッズスペースと隣接して配置を考えておりまして、資料2、ファイル03になろうかと思えますけれども、ごらんいただきたいと思えますが、こども育成課近くへの配置を計画しているところでございます。

次の、議会中継につきましても、対応できる仕様にしたいというふうに考えているところでございます。

次に、対応が困難なものにつきましては、庁舎南側出入り口の設置、それからガス発電の利用、それに建物の屋上へのヘリコプターの着陸等については、それぞれ困難とお答えをしている事項でございます。

次のページ以降につきましては、これまでの委員会で御質問等いただきましたことに対しまして、お答えいたしました内容を取りまとめたものでございまして、説明につきましては省略をさせていただきたいというふうに考えております。

簡単ですけれども、説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見等あれば、お受けしたいと思えます。

飛松妙子委員

確認をさせていただきたいと思えます。

まず、配置計画案の資料1のほうですね。駐車場の件なんですけど、西側出入り口のほうにも駐車スペースを設けていただいたということなんですけど、全体の駐車場はそれぞれの入り口から全て行けるっていうふうに考えてもよろしいでしょうか。

古澤哲也庁舎建設課長

車両の出入り口につきましては、今現在は南側、図面の一番下になります。

資料1の図面の一番下にありますけれども、南側の出入り口が主、大体今の出入り口付近を考えております。

それと北側出入り口、図面の北側の真ん中あたりになりますけれども、こちらのほうを常時開放というふうなことで、西側につきましては臨時、例えば物の搬入であったりとか、そういうときに臨時的にあけるのかなというふうな想定でございます。

それと、多目的広場への緊急車両の出入り口につきましても、必要なときにあけて、こちらのほうから進入していただくというふうな運用を考えているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

そうしましたら、南側から入って西側のほう、それと北側のほうにも行けると思うんです

が、これ、車が通る場所はどういうふうに通るようなイメージになってますか。

古澤哲也庁舎建設課長

車の通行の順路といたしましては、北側の北別館あたりにつきましては、それぞれ一方通行を考えております。

北側の入り口から入れますと、北別館と庁舎の間を通りまして庁舎を周って南側へ抜けていただくと。南側から入られた車が北側に抜ける場合には、庁舎の南側を通過して、西側を通過して北別館の北側を通過したような形で、車がクロスしないような通行の順路になるかというふうに想定しています。

以上でございます。

飛松妙子委員

そうしましたら、この車よせのところからパーキングパーミットがあるところには、車は通らずに、それぞれの駐車スペースに行くっていう形でなるということですかね。

古澤哲也庁舎建設課長

車椅子駐車場につきましては、青色の矢印になっているところ、青色の矢印から車椅子用の中に入ってくださいまして、メインエントランスの前を通過して車椅子、パーキングパーミットに駐車していただくと。

出るときには、その反対側から矢印のほうに出ていただくというふうな想定でございます。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

ということですので、パーキングパーミットと車椅子駐車場には、一般車両が入らないような形をとっているところでございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

それと、あと資料2のキッズスペースと授乳室なんですけど、これは仕切ってらっしゃるのか、どんな感じで想定されているのかっていうのは今からでしょうか。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

授乳室については、きちっと仕切った形で考えておりまして、キッズスペースについては、ちょっと今からの検討という形になると思っております。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

一般利用者、市民の駐車するところっていうのは、この庁舎の、北別館の周りがメインに

なると思っていいんですか、どっちから先にとめるかといえば。

古澤哲也庁舎建設課長

北別館の周りにつきましては、基本的に公用車を想定いたしております。

南側の出入り口が主の出入り口というふうに想定をしておりますんで、今と同じ状況でまいりますと、庁舎の南側のほうから、車椅子駐車場の南側のほうから駐車されるのかなというふうには考えております。

松隈清之委員

誰でも、近くにとめたくなるのは心情でありますけれども、そうすると、このメインエントランスの南側とか、あと庁舎の南側あたりが、大体市民が先にとめ始めるところ。それで、職員の駐車場っていうのは、この中で確保されているんでしょうか。

古澤哲也庁舎建設課長

職員の駐車場につきましては、今現在総務課のほうと協議をいたしておりますて、こちらのほうにとめる、とめないっていうところまで含めて、ちょっと総務課のほうと協議をしているところでございます。

松隈清之委員

そこは結構、多分大事なところだと思うんですね。

市民駐車場としてどれくらい準備をしているのか、今のこの庁舎敷地、駐車場の運用というのは、市民駐車場と職員駐車場は明確に分かれていないということですよ。

ただ、職員がおおむね北側にとめていると。でもそれは、職員駐車場ではなくという位置づけだったと思うんですね。

随分前に私、その件で一般質問をさせていただいたんだけど、当然、鳥栖市の交通事情を考えたら、車で通わざるを得ん方っていうのがほとんどだと思うんですね。

だから、よその庁舎によっては、個人でね、近くに駐車場を借りてくださいというところもあります。あるいは、敷地内の駐車場で月額の、職員駐車場と決めて駐車料を取っているところもありますし、そこの整理は今回されない、まだ出されてないっていうことですか。

されるつもりはあるんですか、ちなみに。

古澤哲也庁舎建設課長

するつもりでございます。

仮に、こちらのほうにとめさせていただくということであれば、当然、市民の方が一番庁舎の近くになるだろうと。明確に分けたところでの駐車になるのかなというふうな想定はございます。

松隈清之委員

じゃあ、引き続きよろしいでしょうか。

資料、これやりとりさせていただいた中の分なんですけれども、35番になるのかな。4ページになるかな。

給水4日分、誰のための水なのかっていうやりとりの中で、職員約400人分の1日分と災害対応約80人の3日分ってありますけど、これ400人の1日分しかないんですか、これ、そういう意味なんですか。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

そのとおりでございます。

松隈清之委員

ということは、4日分というのはどういう意味ですか。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

職員400人分の1日分と災害対応の職員の80人分の3日分、合計の4日分というふうなことでございます。

松隈清之委員

わかりやすく、被害があったと想定をして、じゃ地震等の災害がありましたとなったときに、庁舎でどれくらい、その400人が400人丸々来るような状態になるのかどうかわからんわけですけど、その4日分っていうのは、そもそもどういう日数なの。

要は、4日分もたせれば、そのあと支援物資が届くから4日分もたせるっていうことなのか。

これでいくと、80人っていうのは災害対応で仕事をここでしているっていう意味で言われているんだったら、その人たちが3日は仕事ができますよということですか。

4日分というのはどういう意味なんですか、そもそも。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

災害が起きたときにつきましては、当初1日ということで、職員全員がいる想定でございますので400人分と。

そして、その後、次の日からの3日分ということで、災害対応の80人ということで、合わせて4日分というふうな考えを持っているところでございます。

松隈清之委員

被災した直後に皆さんがいる前提で1日分と、その後は災害対応で80人、災害対応で庁舎で仕事をする人の3日分、合わせて4日分っていうことですかね。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

そのとおりでございます。

松隈清之委員

これ、やりとりの中で、対応が困難なものというのは、ここに3つ挙げられてますけど、このその他の中でも、どういう分け方をされているのかわからん、対応してないやつとかありますよね。対応困難なやつとかありますよね。

それって、この対応予定と困難なものとのその他の分け方ってどういうふうにされているんですか。要は、このその他の中で、対応されているやつ、検討しているやつもありますけど、対応しないような内容のやつもありますよね。

意見の中で、意見で単に出ている分もあれば、これ対応できるんですかっていうやりとりのものもあるので、例えば単に質疑でこれはどうなのか、それはこうやります、で完結するやりとりがあれば。こういう対応はするんですか、例えば2系統受電とかするののかという質問に対して、これ今のところ、スペースは確保しているけれども対応しない、というやつですよ。

これは困難なのかとか、ガス発電も、ここには対応できないっていうほうに入っているけど。その整理の仕方はどうされているのかなと思って。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

今回、対応できるもの、対応できないものにつきましては、基本設計の中で、もう、あと動かさないものというふうな考えを持っておりまして、その他のものについては、今後の実施設計で対応できるもの、できないものがございますけれども、そういった点での回答ということで整理をさせていただいているところでございます。

松隈清之委員

ただ、実施設計、今後入るじゃないですか。入りますよね。

これ、この協議終わったら入ると思うんですけど、そうすると、もちろんこの中で前向きな答弁をされている、お答えいただいている分はその実施設計の中で盛り込まれていくんだろうけど。

ここで、もう考えてませんとか設置しませんっていうのは、言うたらもうやらない。やらないってことなんでしょう、実施設計に入っていくんだから。

要は、ここで盛り込まれなければ対応困難ということですね、それに関しては。

それでも、いやいや、今のがね、これから実施設計に入るんでっていうんだったら、今からこれを、じゃ対応せんって言っているけど、いや、するべきじゃないのかっていう議論を続ければ対応するという話なんですか。

野田寿総務部長

これは、これまでの委員会の中でお答えさせていただいたものでございまして、実施設計

の段階で、今度取り組むのか、取り組まないとかというところの御質問というよりも、今現在では考えていないということです、実施設計の中で、また再度検討はやりますけれども、現段階ではしないと答える部分については、今のところしないというふうなことで考えております。

ただ、できれば意見は広く、出された意見については実施設計の中で、再度その協議はしていきたいと思っておりますけれども、現段階では設置しないとか、そう考えている分については考えていないというふうに考えております。

中村直人委員長

ほかには、ありますか。

よろしいですか。

松隈清之委員

先ほどの質問の、ちょっと確認なんですけど、今後じゃあ、実施設計に移っていく中で協議っていうのはあるんですかね。例えば、ここについてはどうでしょうか的な、それとも、もうあとは、でき上がりを待って、もういよいよそこは変更はないっていう前提で、今後の協議を我々は考えたほうがいいのか。

あるいは、ここについては、ちょっとどうでしょうかとかっていうやりとりが今後出てくるのか。

野田寿総務部長

段階、段階、どこまで協議が、まだ議場のほうの話もありますし、細かい詰めのところについては、いろんな段階、段階で協議できれば、できるだけそういう資料を今後も出していければなというふうに思っております。

松隈清之委員

もう、でき上がりで変更できませんとなるのか、ある程度意見が、もう全部終わって今からは無理ですよっていう前にね、協議できるものとか意見聞きたいということであれば、ぜひ示していただきたいなと思っております。

中村直人委員長

ほかにありますか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

それでは、新庁舎の質疑を終わりたいと思っておりますけれども、総務文教常任委員会としては、この出された部分について、大枠の部分が出ておりますけれども、今、松隈議員から言われたように、ちょっとしたところの協議についてはできるということです、範囲ですので、

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 中 村 直 人 ④

